

高等学校

令和 **7** 年度
2025年度

高等学校用基礎期における手引書

くまもとの教師として
スタートしたみなさんへ

はじめに

このたび本県公立学校教員として採用された皆さん、おめでとうございます。県教育委員会としても、今後の熊本県の教育を共に担う仲間を迎えることができ、心から祝福しますとともに、皆さんに大きな期待を寄せています。今の気持ちを大切に、高い理想の教師像を持ってこれからの教師生活を送ってください。

今日、我が国では、少子高齢化、情報化、グローバル化などめまぐるしく社会状況が変化しています。我々教師は、急速に変化する予測困難なこれからの時代を子供たちが生きるために、確かな学力、豊かな心、健やかな体の知・徳・体をバランスよく育てることが大切です。

学校教育法には、教育基本法の教育理念を踏まえ、次のような教育の目標等が定められています。①規範意識、公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画する態度の育成、②伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛する態度の育成、③基礎的な知識や技能の定着の上に、課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力の育成、④学校運営の状況に関する情報を保護者等に積極的に提供するとともに、学校評価を行い教育水準の向上に努めること、などです。

また、現行学習指導要領における取組が令和4年度（2022年度）より高等学校及び特別支援学校高等部において年次進行でスタートし、3年が経過しました。多様化する児童生徒、地域や保護者の教育に対する要請に応え、「信頼される学校づくり」を実現するために、学校が組織として力を発揮し、家庭や地域などと連携を図り、社会全体で子供たちの教育に取り組むことも重要です。

教育を取り巻く環境が目まぐるしく変化するこの時期に採用された新任教師の皆さんは、これからの学校教育の方向性や在り方、教師としての責務等を十分自覚した上で、学校教育活動に取り組んでいくことが大切です。熊本県教育委員会としては、「くまもとの教職員像」の下、教職員の基本的資質と専門性の向上を図るために、各種教職員研修の体系的な見直しを行うとともに、研修内容の充実を図っているところです。本書は、初任者として本県で教職生活をスタートされる皆さんに幅広い知識を身に付け、考えを広げていただけるよう、また、5年目までの基礎期の先生方の教育活動を支えるハンドブックとしても活用できるよう作成しています。経験を重ねていく中で、自分自身の教師としての在り方や指導力等について様々な課題が見えてくるかと思います。その際の課題解決や自己研鑽を深めるための参考資料としても、本書を活用していただければと思います。

令和7年（2025年）4月

熊本県教育委員会

目 次

第1章 初任者研修制度

1 初任者研修の意義	1
2 初任者研修の目的	1
3 初任者研修の内容	1

第2章 教師としての心構え

1 教育基本法	3
2 くまもと教育の日	4
3 くまもとの教職員像	4
4 熊本県教員等の資質向上に関する指標	5

第3章 教育目標

1 くまもと新時代教育大綱	9
2 第4期熊本県教育振興基本計画	9
3 熊本の心	9

第4章 教育課程

1 教育課程の意義	10
2 教育課程に関する法制	10
3 学習指導要領改訂の流れ	11
4 学習指導要領（平成30年告示）改訂の基本方針	11
5 改正教育基本法等と「生きる力」	11
6 高等学校教育の基本と教育課程の役割	12
7 教育課程の編成・実施に当たって配慮すべき事項	13
8 学習指導要領を踏まえた学習評価の基本的な考え方	14
9 学習指導要領等について《学習指導要領等の改訂のポイント》	16

第5章 教科指導

1 教科指導とは	18
2 指導上の配慮事項	18
3 教材研究	18
4 学習指導上の留意点	18
5 指導計画及び学習指導案	19
6-1 各教科の学習指導	22
国語，地理歴史・公民，数学，理科，保健体育，芸術（音楽，美術，工芸，書道）， 外国語（英語），家庭，情報	
6-2 各科の学習指導	48
農業，工業，商業，水産，家庭，福祉	

第6章 総合的な探究の時間

1 総合的な探究の時間の目標	59
2 各学校において定める目標及び内容	59
3 単位数	59

4	評価	59
5	指導計画の作成と内容の取扱いについての配慮事項	60
第7章 産業教育		
1	産業教育の目的	61
2	産業教育における「見方・考え方」	61
3	課題解決的な学習の充実	61
4	「主体的・対話的で深い学び」の実現	61
5	産業界等との連携	61
第8章 定時制・通信制教育		
1	定時制・通信制教育の発足	62
2	定時制・通信制教育の発展	62
3	今後の定時制・通信制教育	63
4	修業年限の弾力化	63
第9章 特別支援教育		
1	特別支援教育の理念	65
2	特別支援教育に係る動向	65
3	共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進	65
4	本県における特別支援教育取組の方向	66
5	特別な教育的ニーズに応じた多様な学びの場	67
6	高等学校における特別支援教育	68
7	自立活動の指導	68
8	個別の教育支援計画・個別の指導計画	69
9	保護者や関係機関との連携	70
10	発達障がいについて	70
第10章 ホームルーム経営		
1	ホームルーム経営	75
2	高等学校学習指導要領におけるホームルーム活動	75
3	ホームルーム担任の年間事務（3学期制の例）	75
4	入学式・始業式までの準備	76
5	ホームルーム担任の毎日の業務	77
6	ホームルーム担任の学期末の主な業務と留意点	78
7	指導要録と通知表	78
第11章 特別活動		
1	特別活動の目標（学習指導要領第5章第1より）	80
2	各活動・学校行事の目標と内容	80
3	特別活動の授業時数	82
4	まとめ	83
第12章 生徒指導		

1	生徒指導の意義	84
2	生徒指導の方法	85
3	生徒指導の基盤	87
4	教育相談	88
5	いじめへの対応について	90
第13章 キャリア教育		
1	キャリア教育の定義	96
2	学習指導要領総則との関連	96
3	キャリア教育充実のための基本的な方向性	96
4	学校における実践の具体的方向性	96
5	キャリア教育推進のための参考資料	96
第14章 進路指導		
1	進路指導の定義	97
2	進路指導の意義	97
3	進路指導の内容	97
4	進路指導におけるホームルーム担任の役割	97
第15章 健康教育		
1	学校保健・学校安全	98
2	体力向上の指導の要点	102
第16章 人権教育		
1	基本理念	108
2	人権教育について	108
3	学校の教育活動全体を通じた人権教育の推進	109
4	指導に当たって	111
5	個別的な人権課題に対する取組	111
6	人権教育に関する指導資料	112
第17章 道徳教育		
1	高等学校における道徳教育	114
2	人間としての在り方生き方に関する教育	114
3	道徳教育の目標	115
4	道徳教育を進めるに当たっての配慮事項	115
第18章 個人情報の保護		116
第19章 地域とともにある学校づくり		
1	学校評価	120
2	学校評議員制度	120
3	聴講制度	121
4	コミュニティ・スクール	121

第20章 社会教育

1 社会教育の意義	122
2 本県における社会教育	124

第21章 高等学校教育の制度改革

1 単位制高等学校	130
2 総合学科	130
3 総合選択制	131
4 中高一貫教育	131
5 高等学校卒業程度認定試験	132

第22章 環境教育

1 環境教育の目標	133
2 発達段階に応じた環境教育の推進	133
3 高等学校における具体的な目標の例	133
4 環境教育の進め方と留意点	133

第23章 教育の情報化

1 情報通信社会への対応の必要性	135
2 教育の情報化とは	135
3 授業におけるICT活用	137
4 情報モラル教育の推進	139
5 本県における教育の情報化	140

第24章 視聴覚・学校図書館教育

1 視聴覚教育のねらい	143
2 学校図書館の定義	143
3 学校図書館の設置義務	144
4 学校図書館の役割	144
5 学校図書館の利用	144
6 学校図書館の利用指導の目標	144
7 学校図書館の利用指導について	145
8 学校図書館の評価の観点	145

第1章 初任者研修制度

1 初任者研修の意義

昭和 63 年 5 月 31 日に公布された「教育公務員特例法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」によって初任者研修の制度が創設された。平成元年度から校種を定めて段階的に実施され、現在全ての校種で実施されている。

複雑高度化した現代社会において、どのような仕事も、またどのような職種においても、それぞれの資質や能力を高めるための研修が必要である。特に、教員の場合、その職責の重要性と特殊性に基づき、当該研修の必要性は他の職種にも増して高いといえることができる。

初任者研修において、初任者自らが意欲をもって努力することが大切であることは言うまでもない。加えて経験豊かな先輩教員により、順を追って適時の働きかけや指導・助言を受けることも極めて大切なことである。また、初任者は、学校の全職員の支援を受けながら指導教員の下で研修に取り組み、教育体験を深める中で、実践的指導力や教員としての使命感を大きく高めることができる。この時期の過ごし方は、その後の教職生活に大きな影響を与えると述べていいほど重要である。だからこそ、この大切な時期に初任者が円滑に教育活動に入っていけるように、また可能な限り自立して教育活動を展開していけるようにするために、実務に即した組織的、計画的な研修を実施することが必要である。

2 初任者研修の目的

初任者研修の目的は次のとおりである。

初任者研修は、新任教員に対して、教育公務員特例法第 23 条の規定に基づき、現職研修の一環として 1 年間の研修を実施し、実践的指導力と使命感を養うとともに、幅広い知見を得させることを目的とする。
--

これは、養成教育だけでは、学習指導、生徒指導、学級経営等の実践的指導力の育成や教員としての使命感の確立が十分ではないことなどの状況を踏まえて、この制度により実践的指導力と使命感を養おうとしたものである。

また、中央教育審議会答申「『令和の日本型学校教育』を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について～「新たな教師の学びの姿」の実現と、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成～」(令和 4 年 12 月 19 日)では、教師自身が学校教育を取り巻く環境の変化を前向きに受け止め、教職生涯を通じて探究心を持ちつつ自律的かつ継続的に新しい知識・技能を学び続けることや、児童生徒の学びのみならず、教師の学びにも個別最適な学び、協働的な学びの充実を通じて、「主体的・対話的で深い学び」を実現することなどが求められている。

3 初任者研修の内容

初任者研修は、初任者の必要に応じて実践的指導力などを確実に育てていくものであるから、初任者がその職務を行うために必要な事項について、できる限り日々の実務に即してその遂行に役立つような研修を行う必要がある。具体的には、生徒の教育に直接関係する学習指導、学級・ホームルーム経営、生徒理解、生徒指導等が中心となるが、その他、部活動指導はもちろん、教材関係の事務処理や教育機器の管理など、学校の仕事全体についての研修を行う。初任者は、校務全般を組織的に理解し、把握することが期待されている。

初任者研修制度においては、授業等の教育活動の実務に従事しながら、校内において指導教員等による指導を受ける校内研修と、校外において教育センター等で研修を受ける校外研修がある。

(1) 校内研修

校内における研修では、指導教員を特定し、学校全体の協働的な指導体制の下に、指導教員が他の教員の協力を得ながらその中心となって初任者の指導に当たることになっている。これは、指導教員が中核となって初任者の指導に当たることにより、責任のある指導を可能にするとともに、初任者の成長過程に応じた系統的・組織的な、時宜を得た指導を行おうとするものである。これにより、初任者の一人一人の実態に即して教員としての力量の向上を図ることができる。

各学校においては、この初任者研修を契機として、学校をあげて研修に取り組む雰囲気が作られ、学校全体の活性化が図られることが期待される。なお、本県の校内研修は、年間 150 時間以上実施することになっている。

(2) 校外研修

校外における研修は、初任者に共通する課題についての研修であり、基本的には、校内における研修だけでは得にくいものをこの研修によって対応していく。

この研修は、教育センター等において、当面する教育課題、教員としての心構え、教育技術、公務員としての服務などに関する講義、演習を行い、また、公的機関での実習を行うことなどにより、教員としての力量を高めるとともに、社会の構成員としての視野を広げることをねらいとしている。

初任者は、このような研修を通して、所属校の枠を越えて多くの教員と教育実践について語り合い、悩みを共有し合うと同時に、所属校では得られない体験を積むことができる。その体験は、初任者が大きく成長する契機となり、初任者がその後の教育活動で自信を深めることにつながるであろう。

なお、本県では校外研修を年間 15 日間実施することになっている。また、2 年目研修、3 年目研修を設定し、計画的・段階的な初任者研修の充実を図っている。

初任者研修制度では、校内における研修と校外における研修が連携をもって相互補完的に進められることによって、初任者の実践的指導力と使命感の向上が図られ、幅広い知見が得られることが期待されている。

第2章 教師としての心構え

1 教育基本法

今日、科学技術の進歩、情報化、少子高齢化、価値観の多様化、社会全体の規範意識の低下など、社会が大きく変化している。教育においても、家庭や地域の教育力の低下、いじめ・校内暴力などの問題行動、地域の安全・安心の確保の必要性などが課題として現れてきている。このように、教育全般について様々な課題が生じている中、学校、家庭、地域など、社会全体が協力して教育改革に取り組むことが重要となる。

そこで、平成18年12月、約60年ぶりに「教育基本法」の改正が行われた。教育基本法の改正では、「人格の完成」や「個人の尊厳」など、これまでの教育基本法に掲げられてきた普遍的な理念は大切にしつつ新しい時代の教育の基本理念が明示された。

私たち教職員は、教育基本法の「教育の目的」を理解し、この目的を実現するための「教育の目標」を、学校教育の中で、具現化・実践化していくことが使命である。

また、第9条「教員」においては、教員の崇高な使命と職責、待遇の適正などについての重要性を踏まえ、教員は研究と修養に励み、養成と研修の充実が図られるべきことを新たに規定している。本県の全ての教員が、使命感と向上心をもって、子供たちや保護者や地域の方々に信頼される教育のスペシャリストとなるように自己研鑽に努めなければならない。

教育基本法

教育の目的

第1条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

教育の目標

第2条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

教員

第9条 法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない。

- 2 前項の教員については、その使命と職責の重要性にかんがみ、その身分は尊重され、待遇の適正が期せられるとともに、養成と研修の充実が図られなければならない。

2 くまもと教育の日

平成17年4月、教育の重要性について県民の一層の理解を得、また、学校、家庭、地域社会が一体となって連携・協力し、互いの教育力を高めるとともに、教育関係者がその責務の重大さを自覚し、新たな思いで教育に取り組む契機とするため「くまもと教育の日」を定めた。

毎年11月1日を「くまもと教育の日」としており、教職員をはじめとする教育関係者は、行事等に積極的に取り組み、教育への県民の期待を十分把握し、その成果を教育活動に反映させるよう努めた。

3 くまもとの教職員像

平成17年4月、教職員に求められる望ましい行動の指針として、「くまもとの教職員像」を策定した。

これは、児童生徒を「認め、ほめ、励まし、伸ばす」教育行動指標を踏まえ、現在の教育を取り巻く社会環境から見て特に大切と考える六つの観点ごとに、教職員に具体的に取ってほしい行動の指針を示したものであり、教職員として求められる姿勢の原点を示すものである。

日常の教育活動においていつも念頭におき、いかに行動すべきか迷うときにはこの教職員像を読み返し、適切な道を見いだすために活用することを期待している。

平成17年4月5日
熊本県教育委員会

くまもとの教職員像

～「認め、ほめ、励まし、伸ばす」くまもとの教職員～

1 教職員としての基本的資質

① 教育的愛情と人権感覚

自らの言動が児童生徒の人格形成に大きな影響を与えることを自覚し、豊かな人権感覚を持って、一人一人に温かく、また公平に接する教職員

② 使命感と向上心

教職員としての使命感と情熱を持ち続け、時代の変化から生じる新しい課題にも積極的に対応するため、常に新しい知識を求め、実践に生かす教職員

③ 組織の一員としての自覚

互いに情報を共有し、協力し合って組織的に課題に対応する教職員

2 教職員としての専門性

① 児童生徒理解と豊かな心の育成

児童生徒との信頼関係を培い、一人一人の個性やよさをしっかりと見つめ、自分に対する自信と他者に対する思いやりの心を育む教職員

② 学習の実践的指導力

基礎・基本を習得させるための徹底した指導と児童生徒が自ら学び自ら考える力を身に付ける学習を着実に展開し、確かな学力を育む教職員

③ 保護者・地域住民との連携

保護者・地域住民の大きな期待があることを自覚し、保護者や地域住民と情報を共有し、またそのニーズの把握に努め、互いの信頼関係の中で課題解決に当たる教職員

4 熊本県教員等の資質向上に関する指標

平成 29 年 12 月、「くまもとの教職員像」を踏まえ、校長及び教員のキャリアアップや人材育成の道しるべとして、経験段階に応じて求められる資質・能力を明確化した「熊本県教員等の資質向上に関する指標」を策定し、令和 6 年 1 月改訂した。当指標を踏まえて教職員研修を計画・実施し、教職員の資質能力の向上を図るものとする。

※章末（P. 6～8）にある参考資料 「熊本県教員等の資質向上に関する指標」令和 6 年（2024 年）1 月 熊本県教育委員会を参照

1 はじめに

平成28年11月の教育公務員特例法の一部改正により、校長及び教員（以下「教員等」という。）が高度専門職としての職責、経験及び適性に応じて身に付けるべき資質を明確にするため、公立の小学校等*1の任命権者には、教員等としての資質の向上に関する指標の策定が求められています。

この「熊本県教員等の資質向上に関する指標」は、「くまもとの教職員像*2」を踏まえ、各教員等のキャリアアップや人材育成の道しるべとして、経験段階に応じて求められる資質能力を明確化したものです。

一人一人の教員等が、学校教育を取り巻く環境の変化を前向きに受け止め、主体性を発揮しながら、個別最適な学び及び協働的な学びにより、教職生涯を通じて学び続けるという新たな教師の学びの実現を目指すものです。

*1 公立の小学校等の範囲は、公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、幼稚園及び幼保連携型認定こども園。

「公立の小学校等の校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針」

*2 保護者や教職員自身など、教育の内外から求められる教職員の目指すべき姿を示すものとして作成したもの。「くまもとの教職員像」（平成17年4月5日熊本県教育委員会）

2 経験段階について

採用段階後のキャリアステージについては、経験年数を目安として5つの期に設定しています。

なお、教員等の資質は必ずしも経験年数にはよらないことから、経験段階は、学校現場や個人の状況・役割等に応じて資質の向上を図る際の目安としてください。

経験段階 (経験年数)	概 要
採用段階	養成段階・採用前と基礎期をつなぐ段階
① 基 礎 期 (1 ～ 5 年)	学校組織の一員として教育活動を展開し、学習指導・生徒指導、学級経営などの実践的指導力の基礎を身に付ける段階（将来にわたる教員としての基本的姿勢を固める時期）
② 向 上 期 (6 ～ 10 年)	学校組織の一員として職務を遂行する中で学校教育全般についての視野を広げ、実践的指導力を高める段階
③ 充 実 期 (11 ～ 16 年)	ミドルリーダー*3として、高度な知識や技能を習得・活用し、実践的指導力を発揮するなど、学校経営に資する専門性を身に付ける段階 *3 若手教員育成の要としてリーダーシップを発揮する中堅教員
④ 発 展 期 (17 ～ 25 年)	学校の中核教員*4として全校的視野を持ち、連携・協働による指導力を発揮するとともに、より高度な知識や技能を習得・実践し、学校経営に資する専門性を高める段階 *4 学校組織の中核的役割を担い、学校内外で専門性やリーダーシップを発揮するベテラン教員
⑤ 円 熟 期 (26 年 ～)	指導者として、これまでの豊富な経験を生かして他の教員へ指導・支援を行うなど、広い視野で学校経営に資する専門性を発揮する段階

3 対象職種について

本指標は、全ての教員等に対応するものとして策定しています。以下の職種については、具体的な業務の内容に応じて下表のとおり読みかえるものとします。

職 種	読みかえの例
特別支援学校幼稚部教諭 幼稚園教諭	・「学校」 → 「園」 ・「児童生徒」 → 「幼児」 ・「学習指導・生徒指導」 → 「幼児教育」

4 活用例について

活用主体	活 用 例
管 理 職 (校長・副校長・教頭)	○学校経営ビジョンに基づく、組織的な人材育成のため ○自己の現時点における資質能力を把握し、資質向上を図るため ○教員の資質向上に関する指導助言（研修受講奨励を含む）等を行うため
教 員	○自己の現時点における資質能力を把握するため ○自己のキャリアアップのための目標設定の参考とするため
教 員 志 願 者	○求められる教員像を把握するため ○教員としてのキャリアを俯瞰し、自己の学修の目標や方向を設定する際の参考とするため
教 育 委 員 会	○長期的な視点に立った人材育成のため ○研修体系の再構築、研修プログラム等の開発・体系化のため
教員養成機関	○教職課程、教職大学院のカリキュラムの改善のため ○教育委員会等と連携した研修プログラム等の開発・研究のため

科

[illegible]

第3章 教育目標

1 くまもと新時代教育大綱

令和6年12月策定

この大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3の規定に基づき、熊本県総合教育会議における協議を経て、知事が策定する教育、学術及び文化の振興に関する本県教育施策の基本方針である。

大綱は、「自らの可能性を拓げ、未来を切り拓く熊本の人づくり」を基本理念とし、5つの基本目標、10項目の基本的方向性を掲げている。

【基本理念】

自らの可能性を拓げ、未来を切り拓く 熊本の人づくり

【基本目標及び基本的方向性】

①変化の激しい時代に対応した質の高い教育の推進

基本的方向性1 家庭・地域の教育力向上

基本的方向性2 安全・安心に過ごせる学校づくり

基本的方向性3 確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成

②共生社会の実現に向けた教育の充実

基本的方向性4 障がいや多様な教育的ニーズに応える

③世界に羽ばたく志ある人材を育てる魅力的な学校づくり

基本的方向性5 キャリア教育の充実、グローバル人材の育成

基本的方向性6 魅力ある学校づくり

基本的方向性7 子供たちの学びを支える環境づくり

④活力あふれる熊本の実現に向けた文化・スポーツの振興

基本的方向性8 文化・スポーツの振興と生涯学習の推進

⑤災害からの復旧・復興及び記憶の伝承、『こどもまんなか』視点での教育施策の推進

基本的方向性9 災害からの復旧・復興

基本的方向性10 子供からの意見聴取・対話

2 第4期熊本県教育振興基本計画

令和6年12月策定

この計画は、教育基本法第17条第2項の規定に基づき県が策定する教育振興基本計画であり、くまもと新時代教育大綱の下、本県教育の目指す方向性を示すものである。教育委員会、知事部局、警察本部で所管する教育、子育て、文化、スポーツ等の施策を対象とし、計画期間は知事任期との整合性を図り、令和6年度から令和9年度までの4年間としている。

くまもと新時代教育大綱と共通の基本理念、基本目標、基本的方向性を掲げ、この計画には、その実現のために実施する具体的な取組内容を記載している。

子供の育ちを支えるため、学校、家庭、地域などがそれぞれの役割や責務を果たし、互いに連携・協力して計画を推進することが重要であるため、本県教職員も計画の内容を熟知し、その趣旨に沿った教育活動の実践が求められる。

3 熊本の心

「熊本の心」とは、具体的には「助けあい、励ましあい、志高く」の心である。これは、心豊かで潤いに満ちた郷土熊本を築いていくために県民一人一人がもちたい心として、熊本県が提唱したものである。その意味するところは、日常生活の中で心の在り方として、お互いに相手を尊重し、協働・共有の相互扶助、志高くの心をもちながら主体的に明日に向かって生きていく精神を表している。

第4章 教育課程

1 教育課程の意義

(1) 教育課程

学校において編成する教育課程とは、学校教育の目的や目標を達成するために、教育の内容を生徒の心身の発達に応じ、授業時数や単位数との関連において、総合的に組織した学校の教育計画である。

(2) 教育課程編成の基本的な要素

ア 教育目標の設定

学校教育の目的や目標は教育基本法及び学校教育法に示されているので、各学校において学校の教育目標を設定するに当たっては、法律に定められている学校教育の目的や目標を基盤としながら、地域や学校の実態に即した教育目標を設定する必要がある。

イ 指導内容の組織

学校ごとに必要なものを選択し組織すべきであるが、学校教育法施行規則及び高等学校学習指導要領にその基準が示されているので、これらの基準に従い、地域や学校の実態及び生徒の発達段階や特性等を考慮して、指導内容を選択し組織しなければならない。

ウ 授業時数の配当

授業時数は、教育の内容との関連において定められるべきものであるが、学校教育は一定時間の枠があるので、授業時数の配当は教育課程編成上重要な要素である。具体的には、各教科・科目の標準単位数等に基づいて単位数を配当する。

2 教育課程に関する法制

(1) 教育課程とその基準

高等学校は義務教育ではないが、公の性質を有するものであるから、全国的に一定の教育水準を確保し、全国どこにおいても同水準の教育を受けることのできる機会を国民に保障することが要請されている。このため学校において編成、実施される教育課程について、国として一定の基準を設け、ある程度国全体としての統一性を保つことが必要となる。

一方、教育は、その本質からして地域や学校の実態及び生徒の心身の発達段階や特性等に応じて効果的に行われることが大切であり、また、各学校において、教育活動を効果的に展開するためには、学校や教師が創意工夫を加えて教育課程を編成し、実施することが必要である。

(2) 教育課程に関する法令

高等学校の目的や目標及び教育課程の基準については、日本国憲法の問題にのっとり、次のような法令上の定めがなされている。

ア 教育基本法（平成 18 年 12 月 22 日公布、施行）

本法は、昭和 22 年に制定された教育基本法の全部を改正し、教育の目的及び理念並びに教育の実施に関する基本を定めるとともに、国及び地方公共団体の責務を明らかにするものであり、教育をめぐる状況の変化や様々な課題を踏まえ、これまでの教育基本法が掲げてきた普遍的な理念を継承しつつ、今日特に重要と考えられる事柄を新たな教育の目標として定めている。

教育の目的（第 1 条）、教育の目標（第 2 条）、生涯学習の理念（第 3 条）、教育の機会均等（第 4 条）、学校教育（第 6 条）、教員（第 9 条）、家庭教育（第 10 条）、社会教育（第 12 条）、政治教育（第 14 条）、宗教教育（第 15 条）、教育行政（第 16 条）、教育振興基本計画（第 17 条）

イ 学校教育法

高等学校教育の目的（第 50 条）、高等学校教育の目標（第 51 条）、高等学校の学科及び教育課程（第 52 条）、学力についての規定（第 30 条第 2 項、第 62 条）

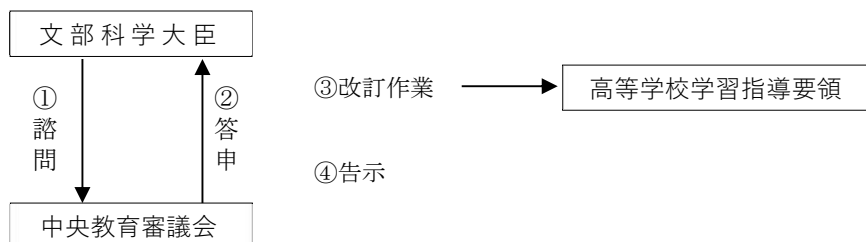
ウ 学校教育法施行規則

高等学校教育課程（第 83 条，第 84 条），各教科に属する科目（別表第 3），全課程修了の認定（第 96 条），教育課程の基準としての高等学校学習指導要領（第 84 条）

エ 高等学校学習指導要領

高等学校教育について一定の水準を確保するために法令に基づいて国が定めた基準であるので，各学校における教育課程の編成及び実施に当たっては，これに従わなければならない。

〈高等学校学習指導要領告示までの経過〉



オ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律

教育委員会の職務権限（第 21 条），学校等の管理（第 33 条），文部科学大臣又は都道府県委員会の指導，助言及び援助（第 48 条）

3 学習指導要領改訂の流れ

昭和 43～45 年改訂	教育内容の一層の向上（「教育内容の現代化」） ↓（時代の進展に対応した教育内容の導入）（算数における集合の導入等）
昭和 52～53 年改訂	ゆとりある充実した学校生活の実現＝学習負担の適正化 ↓（各教科等の目標・内容を中核的事項に絞る）
平成元年 改訂	社会の変化に自ら対応できる心豊かな人間の育成 ↓（生活科の新設，道徳教育の充実）
平成 10～11 年改訂	自ら学び自ら考える力などの「生きる力」の育成 ↓（教育内容の厳選，「総合的な学習の時間」の新設）
平成 20～21 年改訂	確かな学力，豊かな心，健やかな体の調和を重視する「生きる力」の育成 ↓（授業時数の増，指導内容の充実）
平成 29～30 年改訂	「生きる力」の育成を目指し資質・能力を三つの柱で整理 （「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善）

4 学習指導要領（平成 30 年告示）改訂の基本方針

- ① 教育基本法等で明確となった教育の理念を踏まえ，生徒が未来社会を切り開くための資質・能力を一層確実に育成する。その際，「社会に開かれた教育課程」を重視する。
- ② 知識及び技能の習得と思考力，判断力，表現力等の育成とのバランスを重視し，知識の理解の質を更に高め，確かな学力を育成する。
- ③ 道徳教育や体験活動の重視，体育などの充実により，豊かな心や健やかな体を育成すること。

5 改正教育基本法等と「生きる力」

平成 18 年 12 月に約 60 年ぶりに改正された教育基本法において新たに教育の目標等が規定された。同法第 2 条は，知・徳・体の調和のとれた発達を基本としつつ，個人の自立，他者や社会との関係，自然や環境との関係，日本の伝統や文化を基盤として国際社会を生きる日本人，という観点から具体的な教育の目標を定めた。また，平成 19 年 6 月に公布された学校教育法の一部改正により，教育基本法の改正を踏まえて，義務教育の目標が具体的に示されるとともに，小・中・高等学校等においては，「生涯にわたり学習する基盤が培われるよう，基礎的な知識及び技能を習得させるとともに，これら

を活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養うことに、特に意を用いなければならない」と定められた。（学校教育法第30条第2項、第49条、第62条等）

これらの規定は、その定義が常に議論されてきた学力の重要な要素は、

- ① 基礎的・基本的な知識及び技能
- ② 知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等
- ③ 主体的に学習に取り組む態度

であることを明確に示すものであり、改正教育基本法及び学校教育法の一部改正によって明確に示された教育の基本理念は、平成20・21年改訂学習指導要領が重視している「生きる力」の育成にほかならない。さらに、学習指導要領（平成30年告示）では、学校教育を通して育成を目指す資質・能力を「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」に再整理し、それらがバランスよく育まれるよう、育成を目指す資質・能力がより明確化されている。

6 高等学校教育の基本と教育課程の役割

現行の高等学校学習指導要領第1章総則第1款の高等学校教育の基本と教育課程の役割においては、教育課程編成の基本的な原則を示すとともに、教育課程の編成に関し、特に配慮すべき事項及び学校教育を進めるに当たっての基本理念について示されている。

- 1 各学校においては、教育基本法及び学校教育法その他の法令並びにこの章以下に示すところに従い、生徒の人間として調和のとれた育成を目指し、生徒の心身の発達の段階や特性、課程や学科の特色及び学校や地域の実態を十分考慮して、適切な教育課程を編成するものとし、これらに掲げる目標を達成するよう教育を行うものとする。
- 2 学校の教育活動を進めるに当たっては、各学校において、第3款の1に示す主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、次の(1)から(3)までに掲げる事項の実現を図り、生徒に生きる力を育むことを目指すものとする。
 - (1) 基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かし多様な人々との協働を促す教育の充実に努めること。その際、生徒の発達の段階を考慮して、生徒の言語活動など、学習の基盤をつくる活動を充実するとともに、家庭との連携を図りながら、生徒の学習習慣が確立するよう配慮すること。
 - (2) 道徳教育や体験活動、多様な表現や鑑賞の活動等を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努めること。学校における道徳教育は、人間としての在り方生き方に関する教育を学校の教育活動全体を通じて行うことによりその充実に図るものとし、各教科に属する科目（以下「各教科・科目」という。）、総合的な探究の時間及び特別活動（以下「各教科・科目等」という。）のそれぞれの特質に応じて、適切な指導を行うこと。道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、生徒が自己探求と自己実現に努め国家・社会の一員としての自覚に基づき行為しうる発達の段階にあることを考慮し、人間としての在り方生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標とすること。道徳教育を進めるに当たっては、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心を持ち、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図るとともに、平和で民主的な国家及び社会の形成者として、公共の精神を尊び、社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある日本人の育成に資することとなるよう特に留意すること。
 - (3) 学校における体育・健康に関する指導を、生徒の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うことにより、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した

教育の充実に努めること。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、保健体育科、家庭科及び特別活動の時間はもとより、各教科・科目及び総合的な探究の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めること。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮すること。

- 3 2の(1)から(3)までに掲げる事項の実現を図り、豊かな創造性を備え持続可能な社会の創り手となることが期待される生徒に、生きる力を育むことを目指すに当たっては、学校教育全体及び各教科・科目等の指導を通してどのような資質・能力の育成を目指すのかを明確にしながら、教育活動の充実に努めるものとする。その際、生徒の発達の段階や特性等を踏まえつつ、次に掲げることが偏りなく実現できるようにするものとする。

- (1) 知識及び技能が習得されるようにすること。
- (2) 思考力、判断力、表現力等を育成すること。
- (3) 学びに向かう力、人間性等を涵養すること。

- 4 学校においては、地域や学校の実態等に応じて、就業やボランティアに関わる体験的な学習の指導を適切に行うようにし、勤労の尊さや創造することの喜びを体得させ、望ましい勤労観、職業観の育成や社会奉仕の精神の涵養に資するものとする。

- 5 各学校においては、生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと、教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと、教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくことなどを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと（以下「カリキュラム・マネジメント」という。）に努めるものとする。

7 教育課程の編成・実施に当たって配慮すべき事項

(1) 教育課程の基準

学習指導要領は、学校教育法施行規則の規定に基づいて、文部科学大臣が告示という形式で定めている。

このように、学習指導要領は学校教育について一定の水準を確保するために法令に基づいて国が定めた教育課程の基準であるので、各学校における教育課程の編成及び実施に当たっては、これに従わなければならないものである。コンプライアンスの観点からも、全ての教職員が、学習指導要領について熟知し、教育活動に生かす取組を進め、必修科目の未履修等が起きないように留意すべきである。

(2) 教育課程の編成

教育課程の編成に当たっては、学校教育全体や各教科・科目等における指導を通して育成を目指す資質・能力を踏まえつつ、各学校の教育目標を明確にするとともに、教育課程の編成についての基本的な方針が家庭や地域とも共有されるよう努めるものとする。

(3) 教育課程の実施と学習評価

ア 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

各教科・科目等の指導に当たっては、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うこと。同時に、各学校において言語能力の育成や情報活用能力の育成を図るため、学習活動の充実に努めることとする。また、生徒が学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりする活動を、計画的に取り入れるように工夫することとする。

イ 体験活動

生徒が生命の有限性や自然の大切さ、主体的に挑戦してみることや多様な他者と協働するこ

との重要性などを理解することができるよう体験活動を重視し、家庭や地域社会と連携しつつ体系的・継続的に実施できるよう工夫することを目指すものとする。

ウ 学習評価の充実

学習評価の実施に当たっては、生徒のよい点や進歩の状況などを積極的に評価し、学習したことの意義や価値を実感できるようにすること。また、創意工夫の中で学習評価の妥当性や信頼性が高められるよう、組織的かつ計画的な取組を推進するとともに、学年や学校段階を越えて生徒の学習の成果が円滑に接続されるように工夫することとする。

8 学習指導要領を踏まえた学習評価の基本的な考え方

(1) 学習評価の基本的な考え方

ア 小・中学校では観点別学習状況の評価の着実な浸透が見られるが、高等学校では、観点別学習状況の評価の趣旨を踏まえ授業の改善につなげるよう努力している学校がある一方で、ペーパーテストを中心としていわゆる平常点を加味した、成績付けのための評価にとどまっている学校もあるとの指摘がある。

イ 高等学校においても、学習指導と学習評価を一体的に行うことにより、生徒一人一人に学習内容の確実な定着を図り、授業の改善に寄与するとの学習評価の重要性は同様であり、学習評価の前提となる指導と評価の計画や、観点に対応した生徒一人一人の学習状況を生徒や保護者に適切に伝えていくなど、学習評価の一層の改善が求められる。

ウ 高等学校においても、学校教育法や学習指導要領を踏まえ、「知識・技能」、「思考・判断・表現」、「主体的に学習に取り組む態度」の3観点について評価を行うなど、観点別学習状況の評価の実施を推進し、きめの細かい学習指導の充実と生徒一人一人の学習内容の確実な定着を図っていく必要がある。

エ 高等学校における教科・科目の評価の観点は、小・中学校との連続性に配慮しつつ、学習指導要領の趣旨に沿って整理して設定することが適当である。

オ 学習評価は、生徒の学習状況を検証し、結果の面から教育水準の維持向上を保障する機能を有するものである。したがって、学校が地域や生徒の実態を踏まえて設定した観点別学習状況の評価規準や評価方法を明示するとともに、それらに基づき学校において適切な評価を行うことなどにより、高等学校教育の質の向上を図ることが求められる。

(2) 指導要録における観点別学習状況、評定などの記録

ア 学習評価を通じて、学習指導の在り方を見直すことや個に応じた指導の充実に図ること、学校における教育活動を組織として改善することが重要であり、学習指導要領の下での学習評価の改善を図っていくためには以下の基本的な考え方に沿って学習評価を行うことが必要である。

① きめ細かな指導の充実や生徒一人一人の学習の確実な定着を図るため、学習指導要領に示す目標に照らしてその実現状況の評価する。目標に準拠した評価を引き続き着実に実施すること。

② 学習指導要領の趣旨や改善事項等を学習評価において適切に反映すること。

③ 学校や設置者の創意工夫を一層生かすこと。

イ 学習指導要領を踏まえ、「知識・技能」、「思考・判断・表現」、「主体的に学習に取り組む態度」に評価の観点を整理し、各教科等の特性に応じて観点を示している。設置者や学校においては、これに基づく適切な観点を設定する必要がある。

ウ 引き続き観点別学習状況の評価を実施し、きめの細かい学習指導と生徒一人一人の学習内容の確実な定着を図っていく必要がある。

エ 高等学校生徒指導要録における各教科・科目の評定の記入方法は次のとおりである。

各教科・科目の観点別学習状況

学習指導要領に示す各教科・科目の目標に基づき、学校が地域や生徒の実態に即して定め

た当該教科・科目の目標や内容に照らして、その実現状況を観点ごとに評価し記入する。その際、「十分満足できる」状況と判断されるものをA、「おおむね満足できる」状況と判断されるものをB、「努力を要する」状況と判断されるものをCのように区別して評価を記入する。

各教科・科目の評定

評定に当たっては、その実現状況を総括的に評価して、次のように区別して評価を記入する。

「十分満足できるもののうち、特に程度が高い」状況と判断されるもの	: 5
「十分満足できる」状況と判断されるもの	: 4
「おおむね満足できる」状況と判断されるもの	: 3
「努力を要する」状況と判断されるもの	: 2
「努力を要すると判断されるもののうち、特に程度が低い」状況と判断されるもの	: 1

評定に当たっては、知識や技能のみの評価など一部の観点に偏した評定が行われることがないように、「知識・技能」，「思考・判断・表現」，「主体的に学習に取り組む態度」といった観点による評価を十分踏まえながら評定を行っていくとともに、評定が教師の主観に流れて妥当性や信頼性等を欠くことのないよう学校として留意する。また、評定は各教科・科目の学習の状況を総括的に評価するものであり、「観点別学習状況」において掲げられた観点は、分析的な評価を行うものとして、各教科・科目の評定を行う場合において基本的な要素となるものであることに十分留意する。

※ 参考資料

- 小学校，中学校，高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）平成 31 年 3 月 29 日付 30 文科初第 1845 号 別紙 3



9 学習指導要領等(高等学校:平成 30 年告示, 特別支援学校幼稚部・小学部・中学部:平成 29 年告示, 特別支援学校高等部:平成 31 年告示)について《学習指導要領等の改訂のポイント》

(1) 今回の改訂の基本的な考え方

＜高等学校＞

- 教育基本法, 学校教育法などを踏まえ, これまでの我が国の学校教育の実践や蓄積を生かし, 子供たちが未来社会を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成。その際, 子供たちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し, 連携する「社会に開かれた教育課程」を重視。
- 知識及び技能の習得と思考力, 判断力, 表現力等の育成のバランスを重視する現行学習指導要領の枠組みや教育内容を維持した上で, 知識の理解の質を更に高め, 確かな学力を育成。
- 高大接続改革という, 高等学校教育を含む初等中等教育改革と, 大学教育改革, そして両者をつなぐ大学入学者選抜改革の一体的改革の中で実施される改訂。

＜特別支援学校幼稚部・小学部・中学部＞

- 社会に開かれた教育課程の実現, 育成を目指す資質・能力, 主体的・対話的で深い学びの視点を踏まえた指導改善, 各学校におけるカリキュラム・マネジメントの確立など, 初等中等教育全体の改善・充実の方向性を重視。
- 障害のある子供たちの学びの場の柔軟な選択を踏まえ, 幼稚園, 小・中・高等学校の教育課程との連続性を重視。
- 障害の重度・重複化, 多様化への対応と卒業後の自立と社会参加に向けた充実。

＜特別支援学校高等部＞

- 社会に開かれた教育課程の実現, 育成を目指す資質・能力, 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善, 各学校におけるカリキュラム・マネジメントの確立など, 初等中等教育全体の改善・充実の方向性を重視。
- 障害のある子供たちの学びの場の柔軟な選択を踏まえ, 小・中・高等学校の教育課程との連続性を重視。
- 障害の重度・重複化, 多様化への対応と卒業後の自立と社会参加に向けた充実。

(2) 知識の理解の質を高め資質・能力を育む「主体的・対話的で深い学び」

「何ができるようになるか」を明確化

知・徳・体にわたる「生きる力」を子供たちに育むため、「何のために学ぶのか」という学習の意義を共有しながら、授業の創意工夫や教科書等の教材の改善を引き出していけるよう、全ての教科等を、①知識及び技能、②思考力、判断力、表現力等、③学びに向かう力、人間性等の3つの柱で再整理。

主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

選挙権年齢が18歳以上に引き下げられ、生徒にとって政治や社会が一層身近なものとなっており、高等学校においては、社会で求められる資質・能力を全ての生徒に育み、生涯にわたって探究を深める未来の創り手として送り出していくことがこれまで以上に求められる。

そのため、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善が必要。特に、生徒が各教科・科目等の特質に応じた見方・考え方を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう過程を重視した学習の充実が必要。

情報を的確に理解し効果的に表現する、社会的事象について資料に基づき考察する、日常の事象や社会の事象を数理的に捉える、自然の事物・現象を観察・実験を通じて科学的な概念を使用して探究するなど

(3) 各学校におけるカリキュラム・マネジメントの確立

- 教科等の目標や内容を見渡し、特に学習の基盤となる資質・能力（言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等）や現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力の育成のためには、教科等横断的な学習を充実する必要。また、「主体的・対話的で深い学び」の充実には単元など数コマ程度の授業のまとまりの中で、習得・活用・探究のバランスを工夫することが重要。
- そのため、学校全体として、教育内容や時間の適切な配分、必要な人的・物的体制の確保、実施状況に基づく改善などを通して、教育課程に基づく教育活動の質を向上させ、学習の効果の最大化を図るカリキュラム・マネジメントを確立。

高等学校学習指導要領の改訂のポイント（文部科学省）

第5章 教科指導

1 教科指導とは

教科指導というのは、教育課程に示されている各教科に関する指導活動のことである。

各教科はそれぞれ独自の文化的な背景をもち、その内容はある客観的な体系をもっている。したがって、資質・能力を確実に身に付けさせることが指導の大切な目標となる。この身に付けさせるべき資質・能力は、教科ごとに学習指導要領に示されており、教育水準が保たれるようになっている。

言うまでもないが、学校教育の中心的課題は教科指導にある。そのために大部分の時間を教科指導に費やしており、生徒の学習の目的も各教科の学力を身に付けることが主になっている。

そこで、その目的を達成させることが教師の大事な仕事になり、そこに教師としての使命と責任が生じる。

2 指導上の配慮事項

各教科・科目等の指導に当たっては、次に掲げることが偏りなく実現されるよう、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うこと。

- (1) 知識及び技能が習得されるようにすること。
- (2) 思考力、判断力、表現力等を育成すること。
- (3) 学びに向かう力、人間性等を涵養すること。

特に、各教科・科目等において身に付けた知識及び技能を活用したり、思考力、判断力、表現力等や学びに向かう力、人間性等を発揮させたりして、学習の対象となる物事を捉え思考することにより、各教科・科目等の特質に応じた物事を捉える視点や考え方が鍛えられていくことに留意し、生徒が各教科・科目等の特質に応じた見方・考え方を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう過程を重視した学習の充実を図ること。

3 教材研究

教材研究の視点として、次の事項が考えられる。

- (1) 学習指導要領の趣旨を熟知するとともに、教材に対する理解を深めること。
- (2) 教材を、学習目標との関係で検討し、必要とする内容を精選すること。
- (3) 地域や学校の実態及び生徒の特性を考慮して、教材が授業の過程で学習者に適切であり効果的であるようにすること。
- (4) 教材が学習者に必要な問題把握の上で、どのような意味があり、かつ、生徒の思考活動を促し発展させる上で、どのような意味をもつかを検討すること。
- (5) 学習過程に沿って教材をどのように位置付けるか、教材提示の順序について考え、計画を立てること。
- (6) 学習目標の達成状況について、評価の観点、規準、タイミング、方法等、評価の仕方を工夫すること。

4 学習指導上の留意点

学習指導に当たっては、次の事項を考慮する。

- (1) 学習目標を明確にし、主体的な学習態度を育成すること。
- (2) 生徒の能力・適性等に応じた指導の徹底を図ること。
- (3) ICT等を活用して効果的・効率的な指導を推進すること。

5 指導計画及び学習指導案

(1) 指導計画の作成

指導計画の作成に当たっては、次のような仕事が考えられる。

- ア 指導計画を定め、学習内容を選択・配列する。
- イ 指導に要する時間や配列された学習内容ごとの指導時間数を決める。
- ウ 学習目標を明確に定める。
- エ 主な学習活動や学習形態を考える。
- オ 各指導段階における教具や資料を考える。
- カ 評価の項目とその観点及び評価方法を考える。

(2) 学習指導案の作成

ア 学習指導案を作成するねらい

- 教師の指導観の表現（教育観，生徒観，教材観，教育方法，評価の考え方）
- 授業の客観性の確保（教師の個性，独自性＋普遍性，客観性）
- 授業の構想

イ 学習指導案作成の手順と方法

手順とその方法には、これという決定的なものではなく、次に挙げるものは一般的なものである。

- 学年の年間指導計画の中から，教科の進度に応じて選ぶ。
- 学年の年間指導計画に見られる目標及び内容等を更に具体的に研究する。学習指導要領等を参考にする。
- 目標及び内容に応じて生徒の反応を考える。その際，個々の能力に応じての反応を予想することが大切である。
- 生徒の反応に対して，そのつまずきは何か，どう対応していけばよいかを考えておく。
- 教具・資料を準備して，その提示のタイミング及び方法を決める。
- 目標や内容に応じて，評価の規準や観点，方法を決める。評価は単に終末段階だけでなく，展開過程においても，適切に観点に従って実施し，指導に生かすようにする。
- 次時の学習への展開の見通しを立てる。
- 学習の流れに応じて各段階の時間配分や留意事項を考える。

ウ 学習指導案の形式（初任者用例）

第○学年 ○○科 ○○○○科目 学習指導案

令和○○年○月○日 第○校時

第○学年○組 ○○科

授業教諭 ○○ ○○

指導教員 ○○ ○○

1 単元名

2 単元について〔指導者の立場で書く〕

（1）単元観

※ 取り上げる単元の内容，その単元を取り上げる意義，題材と生徒の関係など。

（2）系統観

※ 取り上げる単元と既習事項等との関連，今後の展開など（単元観に含めてもよい）。

（3）生徒観

※ 生徒の，教科における興味・関心・意欲，題材に関する知識・技能，既習事項の定着度など。

（4）指導観

※ 指導の力点，工夫，形態，仮説，評価の工夫，その他配慮事項など。

3 単元の目標〔学習指導要領に示す指導事項の文言を基に作成する〕

（1）

（2）

（3）

4 単元の評価規準〔単元の目標が達成できたと判断できる生徒の姿で書く〕

知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
①	①	①
②	②	②
※ 文末表現例 「～している」など。	※ 文末表現例 「～している」など。	※ 文末表現例 「～しようとしている」など。

（参考：国立教育政策研究所「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料（各教科））

5 指導と評価の計画（○時間扱い 本時○／○）

次	時	主な学習活動	評価規準（観点）と評価方法 ★は記録に残す評価の場面で「具体的評価規準」
1	2	〔生徒の立場で書く〕 ※ 生徒の活動を具体的に記す。 ※ 文末表現例「～について話し合う」など。	〔評価規準は，具体的な生徒の姿で書く〕 ※ 目標と整合性をもたせ，それぞれの学習のまとまりにおける中心的な評価場面について，「おおむね満足できる」状況を示す。
2	3		※ 学習対象や学習活動に応じて，必要な評価機会を位置付ける。
3	1		〔評価方法は，具体的に記入する〕 例 「ノートの記述分析」「レポートの内容分析」「様相観察」等

6 本時の学習

(1) 目標 ※ ねらいを明確にした授業づくりのために絞りこむ。

(2) 展開

過程	時間	学習活動	指導上の留意点・評価	備考
導入		〔生徒の立場で書く〕 学習目標 ※ 生徒に提示する本時の目標を書く。 学習課題（あるいは、軸となる「問い」）	〔指導上の留意点→指導者の立場で書く〕 〔評価→生徒の姿で書く〕	
展開		※生徒の活動を具体的に書く。	※教師の指導の意図・重点、工夫、手立てなどについて留意すべきことを具体的に書く。 【具体の評価規準】 ◆評価の観点 例：思② （方法： ） 「おおむね満足できる」状況 （評価規準を具体化したものを記述） 〈到達していない生徒への手立て〉 ○ ～	
終末				

※ 備考欄には、使用する教具・資料等を簡潔に記述する。

6-1 各教科の学習指導

(1) 国語科

ア 目標

言葉による見方・考え方を働かせ、言語活動を通して、国語で的確に理解し効果的に表現する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 生涯にわたる社会生活に必要な国語について、その特質を理解し適切に使うことができるようにする。
- (2) 生涯にわたる社会生活における他者との関わりの中で伝え合う力を高め、思考力や想像力を伸ばす。
- (3) 言葉のもつ価値への認識を深めるとともに、言語感覚を磨き、我が国の言語文化の担い手としての自覚をもち、生涯にわたり国語を尊重してその能力の向上を図る態度を養う。

イ 学習指導の基本的な考え方

目標の前半で、国語科において育成を目指す資質・能力を「国語で的確に理解し効果的に表現する資質・能力」とし、これは国語科が国語で理解し表現する言語能力を育成する教科であることを示している。「言葉による見方・考え方を働かせ」とは、生徒が学習の中で、対象と言葉、言葉と言葉との関係を、言葉の意味、働き、使い方等に着目して捉えたり問い直したりして、言葉への自覚を高めることであると考えられ、言葉を通じた理解や表現及びそこで用いられる言葉そのものを学習対象としている国語科においては、「言葉による見方・考え方」を働かせることが、育成を目指す資質・能力をよりよく身に付けることにつながる事となる。

一方、後段は、他教科と同様に、国語において育成を目指す資質・能力を三つの柱で整理し、それぞれに整理された目標を(1)(2)(3)に位置付けている。

ウ 学習指導の留意点（共通必履修科目の一つ〈現代の国語〉についてのみ記載）

- (ア) 「A話すこと・聞くこと」に関する指導には、20～30 単位時間程度を配当し、計画的に行うこと。また、必要に応じて、口語のきまり、敬語の用法などを扱うこと。
- (イ) 「B書くこと」に関する指導には、30～40 単位時間程度を配当し、計画的に行うこと。また、中学校国語科の書写との関連を図り、効果的に文字を書く機会を設けること。
- (ウ) 「C読むこと」に関する指導では、10～20 単位時間程度を配当し、計画的に行うこと。また、教材については、現代の社会生活に必要とされる論理的な文章及び実用的な文章とすること。

エ 評価

(ア) 国語科の評価の観点及びその趣旨

観 点	趣 旨
知識・技能	生涯にわたる社会生活に必要な国語について、その特質を理解し適切に使っている。
思考・判断・表現	「話すこと・聞くこと」、「書くこと」、「読むこと」の各領域において、生涯にわたる社会生活における他者との関わりの中で伝え合う力を高め、自分の思いや考えを広げたり深めたりしている。
主体的に学習に取り組む態度	言葉を通じて積極的に他者と関わったり、思いや考えを深めたりしながら、言葉の持つ価値への認識を深めようとしているとともに、言語感覚を磨き、言葉を効果的に使おうとしている。

(イ) 評価の在り方

- ① 国語科においては、指導事項に示された資質・能力を確実に育成するため、基本的には「内容のまとめりごとの評価規準」が単元の評価規準になる。
- ② 国語科においては、学習指導要領に示されている各科目の内容の(1)に示す指導事項を、内容の(2)に示す言語活動例を通して指導する。したがって、評価も、生徒の言語活動の

状況を考慮して行う。

③ 学習評価の具体的な進め方（指導と評価の計画を作成する際の手順）

- I 年間指導計画を基に，単元で取り上げる指導事項を確認する。
- II 指導事項を基に，単元の目標を設定し，その実現のために適した言語活動を位置付ける。
- III 単元の評価規準を作成する。
- IV 各時間の具体的な学習活動を構想し，単元のどの段階でどの評価規準に基づいて評価するかを決定する。
- V それぞれの評価規準について，実際の学習活動を踏まえて，「おおむね満足できる状況」の例等を想定する。

※ 参考資料

- 文部科学省 高等学校学習指導要領（平成 30 年告示）解説 国語編
- 国立教育政策研究所 「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料 高等学校国語

(2) 地理歴史科、公民科

ア 目標

(ア) 地理歴史科

社会的な見方・考え方を働かせ、課題を追究したり解決したりする活動を通して、広い視野に立ち、グローバル化する国際社会に主体的に生きる平和で民主的な国家及び社会の有為な形成者に必要な公民としての資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 現代世界の地域的特色と日本及び世界の歴史の展開に関して理解するとともに、調査や諸資料から様々な情報を適切かつ効果的に調べまとめる技能を身に付けるようにする。
- (2) 地理や歴史に関わる事象の意味や意義、特色や相互の関連を、概念などを活用して多面的・多角的に考察したり、社会に見られる課題の解決に向けて構想したりする力や、考察、構想したことを効果的に説明したり、それらを基に議論したりする力を養う。
- (3) 地理や歴史に関わる諸事象について、よりよい社会の実現を視野に課題を主体的に解決しようとする態度を養うとともに、多面的・多角的な考察や深い理解を通して涵養される日本国民としての自覚、我が国の国土や歴史に対する愛情、他国や他国の文化を尊重することの大切さについての自覚などを深める。

(イ) 公民科

社会的な見方・考え方を働かせ、現代の諸課題を追究したり解決したりする活動を通して、広い視野に立ち、グローバル化する国際社会に主体的に生きる平和で民主的な国家及び社会の有為な形成者に必要な公民としての資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 選択・判断の手掛かりとなる概念や理論及び倫理、政治、経済などに関わる現代の諸課題について理解するとともに、諸資料から様々な情報を適切かつ効果的に調べまとめる技能を身に付けるようにする。
- (2) 現代の諸課題について、事実を基に概念などを活用して多面的・多角的に考察したり、解決に向けて公正に判断したりする力や、合意形成や社会参画を視野に入れながら構想したことを議論する力を養う。
- (3) よりよい社会の実現を視野に、現代の諸課題を主体的に解決しようとする態度を養うとともに、多面的・多角的な考察や深い理解を通して涵養される、人間としての在り方生き方についての自覚や、国民主権を担う公民として、自国を愛し、その平和と繁栄を図ることや、各国が相互に主権を尊重し、各国民が協力し合うことの大切さについての自覚などを深める。

イ 学習指導の基本的な考え方（見方・考え方、学習内容）

「社会的な見方・考え方」は、課題を追究したり解決したりする活動において、社会的事象等の意味や意義、特色や相互の関連を考察したり、社会に見られる課題を把握して、その解決に向けて構想したりする際の視点や方法のこと。本質的な学びを促し、深い学びを実現するための思考力、判断力の育成はもとより、生きて働く知識の習得に不可欠であること、主体的に学習に取り組む態度や学習を通して涵養される自覚や愛情等にも作用することなどを踏まえると、資質・能力全体に関わるものであると考えられる。

学習内容の例を以下に示す（地理歴史科は「地理総合」、公民科は「公共」を例に挙げる）。

(ア) 「地理総合」は、「A 地図や地理情報システムと現代世界」、「B 国際理解と国際協力」、「C 持続可能な地域づくりと私たち」の三つの大項目で構成しており、それぞれ一つ、二つ及び二つの中項目から成り立っている。このうち大項目Aでは現代世界を捉えるための地理的技能の習得を、大項目Bでは現代世界の多様性や諸課題に関する理解を、大項目Cでは我が国の持続可能な社会づくりに関する地理的認識を、それぞれ主な学習内容としている。

(イ) 「公共」は、大項目「A 公共の扉」、「B 自立した主体としてよりよい社会の形成に

参画する私たち」，「C 持続可能な社会づくりの主体となる私たち」で構成される。大項目Aは，大項目B，Cの学習の基盤を養うものであり，大項目Bでの他者との協働や主題追究などを通して，大項目Cにおいてはこの科目のまとめとして社会的な見方・考え方を総合的に働かせ，各領域を横断して総合的に探究することを目指す学習内容になっている。

ウ 学習指導の留意点

(ア) 単元など内容や時間のまとまりを見通して，その中で育む資質・能力の育成に向けて，生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際，科目の見方・考え方を働かせ，社会的事象の意味や意義などを考察し，社会との関わりを意識した課題を追究したり解決したりする活動の充実を図ること。

(イ) 科目相互の関連に留意しながら，全体としてのまとまりを工夫し，特定の事項だけに指導が偏らないようにすること。全ての生徒に履修させる必修科目（「地理総合」，「歴史総合」，「公共」）を履修した後に選択科目を履修できるという，この教科の基本的な構造に留意し，各学校で創意工夫して適切な指導計画を作成すること。

エ 評価

(ア) 地理歴史

観 点	趣 旨
知識・技能	現代世界の地域的特色と日本及び世界の歴史の展開に関して理解しているとともに，調査や諸資料から様々な情報を適切かつ効果的に調べまとめている。
思考・判断・表現	地理や歴史に関わる事象の意味や意義，特色や相互の関連を，概念などを活用して多面的・多角的に考察したり，社会に見られる課題の解決に向けて構想したり，考察，構想したことを効果的に説明したり，それらを基に議論したりしている。
主体的に学習に取り組む態度	地理や歴史に関わる諸事象について，国家及び社会の形成者として，よりよい社会の実現を視野に課題を主体的に解決しようとしている。

(イ) 公民科

観 点	趣 旨
知識・技能	選択・判断の手掛かりとなる概念や理論及び倫理，政治，経済などに関わる現代の諸課題について理解しているとともに，諸資料から様々な情報を適切かつ効果的に調べまとめている。
思考・判断・表現	現代の諸課題について，事実を基に概念などを活用して多面的・多角的に考察したり，解決に向けて公正に判断したり，合意形成や社会参画を視野に入れながら構想したことを議論したりしている。
主体的に学習に取り組む態度	国家及び社会の形成者として，よりよい社会の実現を視野に，現代の諸課題を主体的に解決しようとしている。

※ 参考資料：

- 文部科学省 高等学校学習指導要領（平成 30 年告示）解説 地理歴史編
- 文部科学省 高等学校学習指導要領（平成 30 年告示）解説 公民編
- 国立教育政策研究所 「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料 高等学校 地理歴史
- 国立教育政策研究所 「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料 高等学校 公民

(3) 数学科

ア 目標

数学的な見方・考え方を働かせ、数学的活動を通して、数学的に考える資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 数学における基本的な概念や原理・法則を体系的に理解するとともに、事象を数学化したり、数学的に解釈したり、数学的に表現・処理したりする技能を身に付けるようにする。
- (2) 数学を活用して事象を論理的に考察する力、事象の本質や他の事象との関係を認識し統合的・発展的に考察する力、数学的な表現を用いて事象を簡潔・明瞭・的確に表現する力を養う。
- (3) 数学のよさを認識し積極的に数学を活用しようとする態度、粘り強く考え数学的論拠に基づいて判断しようとする態度、問題解決の過程を振り返って考察を深めたり、評価・改善したりしようとする態度や創造性の基礎を養う。

イ 学習指導の基本的な考え方（学習指導の方法，学習内容）

(ア) 基礎・基本の確実な習得

数学は理論的・体系的なものであり、既習の内容をしっかりと理解していないとその後の学習が十分できなくなる。基本的な概念や原理・法則等の理解とともに、数学的な見方や考え方を働かせることができるようにすること。

(イ) 数学的活動を通して創造性の基礎を培う

身近な事象を数学化して課題を設定し、既習事項や公理・定義等を基にして数学的に考察し、その過程で見いだした数学的性質を系統化したり新しい理論や定理を構成したりするなどの数学的活動を積極的に取り入れることで、問題解決能力や思考力など創造性の基礎を培うようにすること。

(ウ) 数学のよさの感得と、「主体的・対話的で深い学び」の実現

数学に興味や関心をもつような題材等を活用するだけでなく、数学が種々の場面で活用されていることや、数学的な見方や考え方のよさや数学の魅力に気付くようにするなど、学習の意義や有用性の実感を通して、「主体的・対話的で深い学び」の実現を目指すこと。

(エ) 個性を生かす

数学は、他の教科よりも生徒たちの好き嫌いや学習程度に差が生じやすい。生徒の学習の状況に応じて補充的内容を追加したり、グループ学習や課題学習を取り入れたりするなどして、一人一人の個性を生かすよう努めること。

ウ 学習指導の留意点

(ア) 問題解決的な学習の工夫

生徒が課題を設定（教師が課題を設定する場合は、提示方法を工夫する）し、課題解決の方策を考えようにする。その際、生徒の疑問や誤りを積極的に生かし、考察の深まりを図ること。

(イ) 言語活動の充実

生徒が事象を数学的に考察・処理し、その過程を振り返って得られた結果の意義を考えたり、自らの考えを数学的に表現し根拠を明らかにして説明したり議論したりする学習活動を充実すること。

(ウ) ICT活用の工夫

ICT活用を通して学習の効果を高めるよう工夫すること。

エ 評価

(ア) 評価の観点及びその趣旨

観 点	趣 旨
知識・技能	・ 数学における基本的な概念や原理・法則を体系的に理解している。 ・ 事象を数学化したり，数学的に解釈したり，数学的に表現・処理したりする技能を身に付けている。
思考・判断・表現	数学を活用して事象を論理的に考察する力，事象の本質や他の事象との関係を認識し統合的・発展的に考察する力，数学的な表現を用いて事象を簡潔・明瞭・的確に表現する力を身に付けている。
主体的に学習に取り組む態度	・ 数学のよさを認識し積極的に数学を活用しようとしたり，粘り強く考え数学的論拠に基づいて判断したりしようとしている。 ・ 問題解決の過程を振り返って考察を深めたり，評価・改善しようとしたりしている。

(イ) 学習評価と授業改善

単元など内容や時間のまとまりを見通して，その中で育む資質・能力の育成に向け，生徒の「主体的な学び」「対話的な学び」「深い学び」が実現できているかどうかについて確認しつつ一層の充実を求めることが大切であり，育成を目指す資質・能力及びその評価の観点との関係も十分に踏まえた上で指導計画等を作成することが必要である。

(ウ) 学習評価における確認事項

- ・ 学習指導要領に示された教科の目標を踏まえて，「評価の観点及びその趣旨」が作成されていること。
- ・ 「内容のまとまり」（高等学校数学科においては，各内容に関する部分）と「評価の観点」の関係。

(エ) 各学校で作成されていることを確認

- ・ 各科目の目標に対する「評価の観点の趣旨」が作成されていること。
- ・ 「内容のまとまりごとの評価規準」が【観点ごとのポイント】を踏まえて作成されていること。

※【観点ごとのポイント】…「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料
高等学校 数学参照

(オ) 学習評価の工夫例

- ① 単元における学習内容を学習指導要領及び教科書で確認する。
- ② 学習指導要領解説や「内容のまとまりごとの評価規準」の考え方等を踏まえ，生徒の実態や前単元までの学習状況等を踏まえ，単元の目標を作成する。
- ③ 単元の評価規準を作成する。
- ④ 「指導と評価の計画」（学習課題，評価場面，評価資料，評価方法等）を作成する。
- ⑤ 「おおむね満足できる」状況の検討や「努力を要する」状況への手立て等を考える。

※ 参考資料

- 文部科学省 高等学校学習指導要領（平成 30 年告示）解説 数学編 理数編
- 国立教育政策研究所 「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料 高等学校 数学

(4) 理科

ア 目標

自然の事物・現象に関わり、理科の見方・考え方を働かせ、見通しをもって観察、実験を行うことなどを通して、自然の事物・現象を科学的に探究するために必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 自然の事物・現象についての理解を深め、科学的に探究するために必要な観察、実験などに関する技能を身に付けるようにする。
- (2) 観察、実験などを行い、科学的に探究する力を養う。
- (3) 自然の事物・現象に主体的に関わり、科学的に探究しようとする態度を養う。

イ 学習指導の基本的な考え方

- (ア) 理科は、自然の事物・現象を学習の対象とする教科である。したがって、自然の事物・現象に関わることは、生徒が主体的に問題を見いだすために不可欠である。
- (イ) 「自然の事物・現象を、質的・量的な関係や時間的・空間的な関係などの科学的な視点で捉え、比較したり、関係付けたりするなどの科学的に探究する方法を用いて考える」という「理科の見方・考え方」を働かせながら、知識及び技能を習得したり、思考、判断、表現したりしていくことが大切である。
- (ウ) 観察、実験を行う際、何のために行うか、どのような結果になるかを考えさせるなど、予想したり仮説を立てたりしてそれを検証するための観察、実験を行わせることが重要である。さらに、広く理科の学習全般においても、生徒が見通しをもって学習を進め、学習の結果、何が獲得され、何が分かるようになったかをはっきりさせ、一連の学習を自分のものになるようにすることが重要である。探究の過程を通して、自然の事物・現象を科学的に探究するために必要な資質・能力を育成する必要がある。
- (エ) 日常生活や社会との関わりの中で、科学を学ぶ楽しさや有用性を実感しながら、生徒が自らの力で知識を獲得し、理解を深めて体系化していくようにすることが大切である。
- (オ) 探究の過程を通して探究の方法を習得させ、科学的に探究する力の育成を図るようにすることが大切である。
- (カ) 生徒の学習意欲を喚起し、生徒が自然の事物・現象に進んで関わり、主体的に探究しようとする態度を育てることが重要である。

ウ 学習指導の留意点

- (ア) 単元など内容や時間のまとまりを見通しながら、理科の学習過程の特質を踏まえ、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うこと。
- (イ) 各科目を履修させるに当たっては、当該科目や理科に属する他の科目の履修内容を踏まえ、相互の連携を一層充実させるとともに、他教科等の目標や学習内容の関連に留意し、連携を図ること。
- (ウ) 各科目の指導に当たっては、問題を見いだし観察、実験などを計画する学習活動、観察、実験などの結果を分析し解釈する学習活動、科学的な概念を使用して考えたり説明したりする学習活動などが充実するようにすること。
- (エ) 生命を尊重し、自然環境の保全に寄与する態度の育成を図ること。また、環境問題や科学技術の進歩と人間生活に関わる内容等については、持続可能な社会をつくることの重要性も踏まえながら、科学的な見地から取り扱うこと。
- (オ) 各科目の指導に当たっては、観察、実験の過程での情報の収集・検索、計測・制御、結果の集計・処理などにおいて、コンピュータや情報通信ネットワークなどを積極的かつ適切に活用すること。
- (カ) 観察、実験、野外観察などの体験的な学習活動を充実させること。また、環境整備に十分配慮すること。

- (キ) 各科目の指導に当たっては、大学や研究機関、博物館や科学学習センターなどと積極的に連携、協力を図るようにすること。
- (ク) 科学技術が日常生活や社会を豊かにしていることや安全性の向上に役立っていることに触れること。また、理科で学習することが様々な職業などに関連していることにも触れること。
- (ケ) 観察、実験、野外観察などの指導に当たっては、関連する法規等に従い、事故防止に十分留意するとともに、使用薬品などの管理及び廃棄についても適切な措置を講ずること。

エ 評価

(ア) 評価の観点及びその趣旨

観 点	趣 旨
知識・技能	自然の事物・現象についての概念や原理・法則などを理解するとともに、科学的に探究するために必要な観察、実験などに関する基本操作や記録などの技能を身に付けている。
思考・判断・表現	自然の事物・現象から問題を見いだし、見通しをもって観察、実験などを行い、得られた結果を分析して解釈し、表現するなど、科学的に探究している。
主体的に学習に取り組む態度	自然の事物・現象に主体的に関わり、見通しをもったり振り返ったりするなど、科学的に探究しようとしている。

(イ) 学習評価と授業改善

単元など内容や時間のまとまりを見通しながら、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うと同時に、評価の場面や方法を工夫して、学習の過程や成果を評価し、授業の改善と評価の改善を両輪として行っていく必要がある。単元の目標及び評価規準の作成に当たっては、学習指導要領や学習指導要領解説、生徒の実態や前単元までの学習状況等を踏まえて作成する。単元の目標や評価規準を踏まえ、評価場面や評価方法等を計画し授業を行い、集めた評価資料やそれに基づく評価結果などから、観点ごとの総括的評価を行う。また、「生徒にどういった力が身に付いたか」という学習の成果を的確にとらえ、教師が指導の改善を図るとともに、生徒自身が自らの学習を振り返って次の学習に向かうことができるようにすることが大切である。

※ 参考資料

- 文部科学省 高等学校学習指導要領（平成 30 年告示）解説 理科編 理数編
- 国立教育政策研究所 「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料 高等学校理科

(5) 保健体育科 目標

体育や保健の見方・考え方を働かせ、課題を発見し、合理的、計画的な解決に向けた学習過程を通して、心と体を一体として捉え、生涯にわたって心身の健康を保持増進し豊かなスポーツライフを継続するための資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 各種の運動の特性に応じた技能等及び社会生活における健康・安全について理解するとともに、技能を身に付けるようにする。
- (2) 運動や健康についての自他や社会の課題を発見し、合理的、計画的な解決に向けて思考し判断するとともに、他者に伝える力を養う。
- (3) 生涯にわたって継続して運動に親しむとともに健康の保持増進と体力の向上を目指し、明るく豊かで活力ある生活を営む態度を養う。

《体育》

ア 目標

体育の見方・考え方を働かせ、課題を発見し、合理的、計画的な解決に向けた学習過程を通して、心と体を一体として捉え、生涯にわたって豊かなスポーツライフを継続するとともに、自己の状況に応じて体力の向上を図るための資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 運動の合理的、計画的な実践を通して、運動の楽しさや喜びを深く味わい、生涯にわたって運動を豊かに継続することができるようにするため、運動の多様性や体力の必要性について理解するとともに、それらの技能を身に付けるようにする。
- (2) 生涯にわたって運動を豊かに継続するための課題を発見し、合理的、計画的な解決に向けて思考し判断するとともに、自己や仲間の考えたことを他者に伝える力を養う。
- (3) 運動における競争や協働の経験を通して、公正に取り組む、互いに協力する、自己の責任を果たす、参画する、一人一人の違いを大切にしようとするなどの意欲を育てるとともに、健康・安全を確保して、生涯にわたって継続して運動に親しむ態度を養う。

イ 学習指導の基本的な考え方（学習内容）

- (ア) 体づくり運動（体ほぐしの運動，体力を高める運動）
- (イ) 器械運動（マット運動，鉄棒運動，平均台運動，跳び箱運動）
- (ウ) 陸上競技（競走，跳躍，投てき）
- (エ) 水泳（クロール，平泳ぎ，背泳ぎ，バタフライ，複数の泳法で長く泳ぐ又はリレー）
- (オ) 球技（ゴール型，ネット型，ベースボール型）
- (カ) 武道（柔道，剣道）
- (キ) ダンス（創作ダンス，フォークダンス，現代的なリズムのダンス）
- (ク) 体育理論（スポーツの文化的特性や現代のスポーツの発展，運動やスポーツの効果的な学習の仕方，豊かなスポーツライフの設計の仕方）

ウ 学習指導の留意点

- (ア) 中学校第3学年との接続を重視し，指導内容の系統性を改めて整理し，各領域で身に付けさせたい指導内容の一層の充実を図る。
- (イ) 体力や技能の程度，性別や障害の有無等にかかわらず，運動やスポーツの多様な楽しみ方を卒業後も社会で実践できるよう，共生の視点を重視して指導内容の充実を図る。
- (ウ) 「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善

エ 評価

観 点	趣 旨
知識・技能	運動の合理的、計画的な実践を通して、運動の楽しさや喜びを深く味わい、生涯にわたって運動を豊かに継続することができるようにするため、運動の多様性や体力の必要性について理解するとともに、それらの技能を身に付けている。
思考・判断・表現	生涯にわたって運動を豊かに継続するための課題を発見し、合理的、計画的な解決に向けて思考し判断するとともに、自己や仲間の考えたことを他者に伝えている。
主体的に学習に取り組む態度	運動における競争や協働の経験を通して、公正に取り組む、互いに協力する、自己の責任を果たす、参画する、一人一人の違いを大切にしようとするなどの意欲を育てるとともに、健康・安全を確保している。

※ 参考資料

- 文部科学省 高等学校学習指導要領（平成 30 年告示）解説 保健体育編 体育編
- 国立教育政策研究所 「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料 高等学校保健体育

《保健》

ア 目標

保健の見方・考え方を働かせ、合理的、計画的な解決に向けた学習過程を通して、生涯を通じて人々が自らの健康や環境を適切に管理し、改善していくための資質・能力を次のとおり育成する。

- (1) 個人及び社会生活における健康・安全について理解を深めるとともに、技能を身に付けるようにする。
- (2) 健康についての自他や社会の課題を発見し、合理的、計画的な解決に向けて思考し判断するとともに、目的や状況に応じて他者に伝える力を養う。
- (3) 生涯を通じて自他の健康の保持増進やそれを支える環境づくりを目指し、明るく豊かで活力ある生活を営む態度を養う。

イ 学習指導の基本的な考え方（学習内容）

（ア）現代社会と健康

我が国の疾病構造や社会の変化に対応して、健康課題や健康の考え方が変化するとともに、様々な健康への対策、健康増進の在り方が求められている。したがって、健康を保持増進するためには、一人一人が健康に関して深い認識をもち、自らの健康を適切に管理すること及び環境を改善していくことが重要であることを理解できるようにする。

（イ）安全な社会生活

個人及び社会生活において、様々な事故や災害が発生している。安全な社会を形成するには、事故等の防止に加え、発生に伴う傷害などを軽減することが重要である。そのためには、事故等の発生には人的要因及び環境要因が関わることを踏まえ、個人の取組に加えて社会的な取組が求められることを理解するとともに、危険の予測やその回避の方法を考えることができるようにする。

（ウ）生涯を通じる健康

生涯の各段階においては、健康に関わる様々な課題や特徴がある。生涯にわたって健康に生きていくためには、生涯の各段階と健康との関わりを踏まえて、適切な意思決定や行動選択及び社会環境づくりが不可欠であることを理解するとともに、生涯の各段階や労働における健康課題の解決に向けて思考・判断・表現できるようにする。

(エ) 健康を支える環境づくり

健康の保持増進には、個人の力だけではなく、個人を取り巻く自然環境や社会の制度、活動などが深く関わっている。したがって、全ての人が健康に生きていくためには、環境を整備しそれを活用する上で、課題を発見し、その解決を目指した活動を通して、環境と健康、食品と健康、保健・医療制度及び地域の保健・医療機関、様々な保健活動や社会的対策、健康に関する環境づくりと社会参加などについて、理解を深めるとともに、これらの課題の解決に向けて思考・判断・表現することができるようにする。

ウ 学習指導の留意点

(ア) 生涯にわたって健康を保持増進する資質・能力を育成することができるよう、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」に対応した目標、内容に改善する。

(イ) 現代的な健康課題の解決に関わる内容、ライフステージにおける健康の保持増進や回復に関わる内容、人々の健康を支える環境づくりに関する内容及び心肺蘇生法等の応急手当の技能に関する内容等を充実する。

(ウ) 心身の健康の保持増進や回復とスポーツとの関連等の内容等について「体育」と一層の関連を図る。

(エ) 生涯にわたって健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを継続する観点から、「体育」と「保健」の一層の関連を図った指導等の改善を図る。

エ 評価

観 点	趣 旨
知識・技能	個人及び社会生活における健康・安全について理解を深めるとともに、技能を身に付けている。
思考・判断・表現	健康についての自他や社会の課題を発見し、合理的、計画的な解決に向けて思考判断するとともに、目的や状況に応じて他者に伝えている。
主体的に学習に取り組む態度	生涯を通じて自他の健康の保持増進やそれを支える環境づくりを目指し、明るく豊かで活力ある生活を営むための学習に主体的に取り組もうとしている。

※ 参考資料

- 文部科学省 高等学校学習指導要領（平成 30 年告示）解説 保健体育編 体育編
- 国立教育政策研究所 「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料 高等学校保健体育

(6) 芸術科（音楽、美術、工芸、書道）

ア 目標

芸術の幅広い活動を通して、各科目における見方・考え方を働かせ、生活や社会の中の芸術や芸術文化と豊かに関わる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 芸術に関する各科目の特質について理解するとともに、意図に基づいて表現するための技能を身に付けるようにする。
- (2) 創造的な表現を工夫したり、芸術のよさや美しさを深く味わったりすることができるようにする。
- (3) 生涯にわたり芸術を愛好する心情を育むとともに、感性を高め、心豊かな生活や社会を創造していく態度を養い、豊かな情操を培う。芸術の幅広い活動を通して、生涯にわたり芸術を愛好する心情を育てるとともに、感性を高め、芸術の諸能力を伸ばし、芸術文化についての理解を深め、豊かな情操を養う。

イ 学習指導の基本的な考え方

(ア) 音楽

「音楽Ⅰ」は、中学校音楽科における学習を基礎にして、「A表現」の「(1)歌唱」，「(2)器楽」，「(3)創作」及び「B鑑賞」についての幅広い活動を展開し、創造的な表現と鑑賞の能力を伸ばすことなどをねらいとしており、「音楽Ⅱ」，「音楽Ⅲ」における発展的な学習の基礎を養う科目という性格を有している。科目の目標を「(1)知識及び技能」，「(2)思考力，判断力，表現力等」，「(3)学びに向かう力，人間性等」の三つの柱に位置付けて示している。また、内容については、「A表現」，「B鑑賞」及び〔共通事項〕から構成した上で、アとして「思考力，判断力，表現力等」に関する資質・能力，イとして「知識」に関する資質・能力，またウとして「技能」に関する資質・能力を示しているが、「技能」については、創意工夫を生かした音楽表現をするために必要な技能として整理し、「A表現」のみに位置付けている。なお、「学びに向かう力，人間性等」は、「A表現」，「B鑑賞」及び〔共通事項〕を指導する中で、一体的、総合的に育てていくものである。

(イ) 美術

「美術Ⅰ」は、中学校美術科における学習を基礎にして、「A表現」及び「B鑑賞」についての幅広い活動を展開し、造形的な見方・考え方を働かせ、美的体験を重ね、生活や社会の中の美術や美術文化と幅広く関わる資質・能力を育成することを目指しており、「美術Ⅱ」，「美術Ⅲ」における発展的な学習の基礎を養う科目という性格を有している。科目の目標を(1)「知識及び技能」，(2)「思考力，判断力，表現力等」，(3)「学びに向かう力，人間性等」の三つの柱に位置付けて示すとともに、内容についてもこれに対応して、資質・能力を相互に関連させながら育成することとする。新設された〔共通事項〕は、表現及び鑑賞の学習において共通に必要な資質・能力として、造形的な視点を豊かにするための知識を示し、表現及び鑑賞の活動を通して、造形的な視点について実感を伴いながら理解し、造形を豊かに捉える多様な視点をもてるようにすることを重視している。

(ウ) 工芸

「工芸Ⅰ」は、中学校美術科における学習を基礎にして、「A表現」及び「B鑑賞」についての幅広い活動を展開し、感性や美意識、想像力を働かせ、対象や事象を造形的な視点で捉え、自分としての意味や価値をつくりだすなどの造形的な見方・考え方を働かせ、美的体験を重ね、生活や社会の中の工芸や工芸の伝統と文化と幅広く関わる資質・能力を育成することを目指しており、「工芸Ⅱ」，「工芸Ⅲ」における発展的な学習の基礎を養う科目という性格を有している。科目の目標を(1)「知識及び技能」，(2)「思考力，判断力，表現力等」，(3)「学びに向かう力，人間性等」の三つの柱に位置付けて示すとともに、内容についてもこれに対応して、資質・能力を相互に関連させながら育成することとする。具体的に

は、「知識」については、今回新設となる〔共通事項〕，「技能」は，「A表現」(1)及び(2)のイの指導事項に位置付けられている。「思考力，判断力，表現力等」は，「A表現」(1)及び(2)のアの指導事項及び「B鑑賞」(1)の指導事項に位置付けられている。「学びに向かう力，人間性等」は，「A表現」，「B鑑賞」及び〔共通事項〕を指導する中で，一体的，総合的に育てていくものである。

(エ) 書道

「書道Ⅰ」は，中学校国語科の書写における学習を基礎にして，「A表現」の「(1)漢字仮名交じりの書」，「(2)漢字の書」，「(3)仮名の書」及び「B鑑賞」についての幅広い活動を展開し，書に関する見方・考え方を働かせ，生活や社会の中の文字や書，書の伝統と文化と幅広く関わる資質・能力を育成することを目指しており，「書道Ⅱ」，「書道Ⅲ」における発展的な学習の基礎を養う科目という性格を有している。科目の目標を(1)「知識及び技能」，(2)「思考力，判断力，表現力等」，(3)「学びに向かう力，人間性等」の三つの柱に位置付けて示している。また，内容については，「A表現」，「B鑑賞」及び〔共通事項〕から構成しており，〔共通事項〕は，今回の改訂において，表現と鑑賞の学習において共通に必要な資質・能力として位置付けたものである。

ウ 学習指導の留意点

- (ア) 芸術教育の本質を理解し，学習指導要領の目標や内容，指導の重点などを熟知しておく。
- (イ) 芸術が学校生活の中で積極的な役割を果たし，その重要性が認識されるよう努めるとともに，地域社会との関わりを考慮する。
- (ウ) 各教科のⅠにおいては，幅広い学習内容を展開し，Ⅱ，Ⅲにおいてはこれらを質的に深めるとともに，生徒の能力・個性，興味・関心等に応じた指導が展開できるよう教材研究・開発に取り組むこと。

エ 評価

(ア) 音楽

観 点	趣 旨	
知識・技能	音楽Ⅰ	・曲想と音楽の構造や文化的・歴史的背景などとの関わり及び音楽の多様性などについて理解している。 ・創意工夫などを生かした音楽表現をするために必要な技能を身に付け，歌唱，器楽，創作で表している。
	音楽Ⅱ	・曲想と音楽の構造や文化的・歴史的背景などとの関わり及び音楽の多様性などについて理解を深めている。 ・創意工夫などを生かした音楽表現をするために必要な技能を身に付け，歌唱，器楽，創作などで表している。
	音楽Ⅲ	・曲想と音楽の構造や文化的・歴史的背景などとの関わり及び音楽文化の多様性について理解している。 ・創意工夫や表現上の効果を生かした音楽表現をするために必要な技能を身に付け，歌唱，器楽，創作で表している。
思考・判断・表現	音楽Ⅰ	音楽を形づくっている要素や要素同士の関連を知覚し，それらの働きを感受しながら，知覚したことと感受したこととの関わりについて考え，どのように表すかについて表現意図をもったり，音楽を評価しながらよさや美しさを自ら味わって聴いたりしている。
	音楽Ⅱ	音楽を形づくっている要素や要素同士の関連を知覚し，それらの働きを感受しながら，知覚したことと感受したこととの

思考・判断・表現		関わりについて考え、どのように表すかについて独自の表現意図をもったり、音楽を評価しながらよさや美しさを深く味わって聴いたりしている。
	音楽Ⅲ	音楽を形づくっている要素や要素同士の関連を知覚し、それらの働きを感受しながら、知覚したことと感受したこととの関わりについて考え、様々な知識や技能を関連させどのように表すかについて独自の表現意図を深めたり、音楽を評価しながらよさや美しさを深く味わって聴いたりしている。
主体的に学習に取り組む態度	音楽Ⅰ	主体的・協働的に表現及び鑑賞の学習活動に取り組もうとしている。
	音楽Ⅱ	主体的・協働的に表現及び鑑賞の学習活動に取り組もうとしている。
	音楽Ⅲ	主体的・協働的に表現及び鑑賞の学習活動に取り組もうとしている。

(イ) 美術

観 点	趣 旨	
知識・技能	美術Ⅰ	- 対象や事象を捉える造形的な視点について理解を深めている。 - 意図に応じて表現方法を創意工夫し、創造的に表わしている。
	美術Ⅱ	- 対象や事象を捉える造形的な視点について理解を深めている。 - 表現方法を創意工夫し、個性豊かで創造的に表している。
	美術Ⅲ	- 対象や事象を捉える造形的な視点について理解を深めている。 - 意図に応じて表現方法を追求し、個性を生かして創造的に表わしている。
思考・判断・表現	美術Ⅰ	造形的なよさや美しさ、表現の意図と創造的な工夫、美術の働きなどについて考えるとともに、主題を生成し発想や構想を練ったり、価値意識をもって美術や美術文化に対する見方や感じ方を深めたりしている。
	美術Ⅱ	造形的なよさや美しさ、表現の意図と創造的な工夫、美術の働きなどについて考え、主題を生成し個性豊かに発想し構想を練ったり、自己の価値観を高めて美術や美術文化に対する見方や感じ方を深めたりしている。
	美術Ⅲ	造形的なよさや美しさ、独創的な表現の意図と創造的な工夫、美術の働きなどについて考え、主題を生成し個性を生かして発想し構想を練ったり、自己の価値観を働かせて美術や美術文化に対する見方や感じ方を深めたりしている。
主体的に学習に取り組む態度	美術Ⅰ	主体的に美術の幅広い創造活動に取り組もうとしている。
	美術Ⅱ	主体的に美術の創造的な諸活動に取り組もうとしている。
	美術Ⅲ	主体的に美術の創造的な諸活動に取り組もうとしている。

(ウ) 工芸

観 点	趣 旨	
知識・技能	工芸Ⅰ	- 対象や事象を捉える造形的な視点について理解を深めている。 - 意図に応じて制作方法を創意工夫し、創造的に表している。
	工芸Ⅱ	- 対象や事象を捉える造形的な視点について理解を深めている。 - 意図に応じて制作方法を創意工夫し、個性豊かで創造的に表している。
	工芸Ⅲ	- 対象や事象を捉える造形的な視点について理解を深めている。 - 意図に応じて制作方法を追求し、個性を生かして創造的に表している。
思考・判断・表現	工芸Ⅰ	造形的なよさや美しさ、表現の意図と創意工夫、工芸の働きなどについて考え、思いや願いなどから心豊かに発想し構想を練ったり、価値意識をもって工芸や工芸の伝統と文化に対する見方や感じ方を深めたりしている。
	工芸Ⅱ	造形的なよさや美しさ、表現の意図と創造的な工夫、工芸の働きなどについて考え、思いや願いなどから個性豊かに発想し構想を練ったり、自己の価値観を高めて工芸や工芸の伝統と文化に対する見方や感じ方を深めたりしている。
	工芸Ⅲ	造形的なよさや美しさ、独創的な表現の意図と工夫、工芸の働きなどについて考え、思いや願いなどから個性を生かして発想し構想を練ったり、自己の価値観を働かせて工芸や工芸の伝統と文化に対する見方や感じ方を深めたりしている。
主体的に学習に取り組む態度	工芸Ⅰ	主体的に工芸の幅広い創造活動に取り組もうとしている。
	工芸Ⅱ	主体的に工芸の創造的な諸活動に取り組もうとしている。
	工芸Ⅲ	主体的に工芸の創造的な諸活動に取り組もうとしている。

(エ) 書道

観 点	趣 旨	
知識・技能	書道Ⅰ	- 書の表現の方法や形式、書表現の多様性について幅広く理解している。 - 書写能力を向上させるとともに、書の伝統に基づき、作品を効果的に表現するための基礎的な技能を身に付け、表している。
	書道Ⅱ	- 書の表現の方法や形式、書表現の多様性について理解を深めている。 - 書の伝統に基づき、作品を効果的に表現するための技能を身に付け、表している。
	書道Ⅲ	- 書の表現の方法や形式、書表現の多様性などについて理解を深めている。 - 書の伝統に基づき、作品を創造的に表現するための技能を身に付け、表している。

思考・判断・表現	書道Ⅰ	書のよさや美しさを感じ、意図に基づいて構想し表現を工夫したり、作品や書の伝統と文化の意味や価値を考え、書の美を味わい捉えたりしている。
	書道Ⅱ	書のよさや美しさを感じ、意図に基づいて創造的に構想し個性豊かに表現を工夫したり、作品や書の伝統と文化の意味や価値を考え、書の美を味わい深く捉えたりしている。
	書道Ⅲ	書のよさや美しさを感じ、意図に基づいて創造的に深く構想し個性豊かに表現を工夫したり、作品や書の伝統と文化の意味や価値を考え、書の美を味わい深く捉えたりしている。
主体的に学習に取り組む態度	書道Ⅰ	主体的に書の表現及び鑑賞の幅広い活動に取り組もうとしている。
	書道Ⅱ	主体的に書の表現及び鑑賞の幅広い活動に取り組もうとしている。
	書道Ⅲ	主体的に書の表現及び鑑賞の幅広い活動に取り組もうとしている。

※ 参考資料

- 文部科学省 高等学校学習指導要領（平成 30 年告示）解説（音楽 美術 工芸 書道）編
音楽編 美術編
- 国立教育政策研究所 「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料 高等学校
芸術（美術）（音楽）（工芸）（書道）

(7) 外国語（英語）科

ア 目標

外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方を働かせ、外国語による聞くこと、読むこと、話すこと、書くことの言語活動及びこれらを結び付けた統合的な言語活動を通して、情報や考えなどを的確に理解したり適切に表現したり伝え合ったりするコミュニケーションを図る資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 外国語の音声や語彙、表現、文法、言語の働きなどの理解を深めるとともに、これらの知識を、聞くこと、読むこと、話すこと、書くことによる実際のコミュニケーションにおいて、目的や場面、状況などに応じて適切に活用できる技能を身に付けるようにする。
- (2) コミュニケーションを行う目的や場面、状況などに応じて、日常的な話題や社会的な話題について、外国語で情報や考えなどの概要や要点、詳細、話し手や書き手の意図などを的確に理解したり、これらを活用して適切に表現したり伝え合ったりすることができる力を養う。
- (3) 外国語の背景にある文化に対する理解を深め、聞き手、読み手、書き手に配慮しながら、主体的、自律的に外国語を用いてコミュニケーションを図ろうとする態度を養う。

イ 学習指導の基本的な考え方

(ア) 「外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方」

「外国語で表現し伝え合うため、外国語やその背景にある文化を、社会や世界、他者との関わりに着目して捉え、コミュニケーションを行う目的や場面、状況等に応じて、情報を整理しながら考えなどを形成し、再構築すること」であると考えられる。

(イ) 英語の特徴やきまりに関する事項 〔知識及び技能〕

実際に英語を用いた言語活動を通して、五つの領域別の目標を達成するのにふさわしいものについて理解するとともに、言語材料と言語活動とを効果的に関連付け、実際のコミュニケーションにおいて活用できる技能を身に付けることができるよう指導する。

(ウ) 情報を整理しながら考えなどを形成し、英語で表現したり、伝え合ったりすることに関する事項 〔思考力、判断力、表現力等〕

具体的な課題等を設定し、コミュニケーションを行う目的や場面、状況などに応じて、情報を整理しながら考えなどを形成し、これらを論理的に適切な英語で表現することを通して指導する。

(エ) 言語活動及び言語の働きに関する事項

(ウ) に示す事項については、(イ) に示す事項を活用して、五つの領域別の言語活動及び複数の領域を結び付けた統合的な言語活動を通して指導する。

ウ 学習指導の留意点

(ア) 単元など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。

(イ) 実際に英語を使用して自分自身の考えを伝え合うなどの言語活動を行う際は、既習の語句や文構造、文法事項などの学習内容を繰り返し指導し定着を図ること。

(ウ) 生徒が英語に触れる機会を充実させるとともに、授業を実際のコミュニケーションの場面とするため、授業は英語で行うことを基本とする。その際、生徒の理解の程度に応じた英語を用いるようにすること。

- a 話す速度を落としたり、一度にたくさんの情報を伝えるのではなく分けて伝えたりする。（「聞くこと」）
- b 理解が難しい語彙や表現が含まれている場合に簡単なものに書き換える。（「読むこと」）
- c 対話の例を示すため教師が実際のやり取りを見せる。（「話すこと〔やり取り〕」）

- d 発表の事前準備として、グループで話し合わせたり、アウトラインを書かせたりする。
（「話すこと〔発表〕」）
- e 書く活動を行うに当たって有用な語彙や表現を示す。（「書くこと」）

エ 評価

（ア）評価の観点及びその趣旨

観 点	趣 旨
知識・技能	・外国語の音声や語彙，表現，文法，言語の働きなどについて理解を深めている。 ・外国語の音声や語彙，表現，文法，言語の働きなどの知識を，聞くこと，読むこと，話すこと，書くことによる実際のコミュニケーションにおいて，目的や場面，状況などに応じて適切に活用できる技能を身に付けている。
思考・判断・表現	コミュニケーションを行う目的や場面，状況などに応じて，日常的な話題や社会的な話題について，外国語で情報や考えなどの概要や要点，詳細，話し手や書き手の意図などを的確に理解したり，これらを活用して適切に表現したり伝え合ったりしている。
主体的に学習に取り組む態度	外国語の背景にある文化に対する理解を深め，聞き手，読み手，話し手，書き手に配慮しながら，主体的，自律的に外国語を用いてコミュニケーションを図ろうとしている。

（イ）評価の在り方

- ① 外国語科における「内容のまとまり」は各科目の目標に示されている「五つ（「論理・表現Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」では「話すこと〔やり取り〕」「話すこと〔発表〕」「書くこと」の三つ）の領域」のことである。従って，領域別に「知識・技能」「思考・判断・表現」「主体的に学習に取り組む態度」の三観点で観点別評価を行う。
- ② 学習指導要領に示されている各科目の内容の(2)に示す指導事項については，(1)に示す事項を活用して，五つ（三つ）の領域別の言語活動及び複数の領域を結び付けた統合的な言語活動を通して指導する。従って，評価も，生徒の言語活動の状況を考慮して行う。
- ③ 学習評価の進め方

評価の進め方	留意点
1 単元の目標を作成する	○ 学習指導要領の目標や内容，学習指導要領解説等を踏まえて作成する。
2 単元の評価規準を作成する	
3 「指導と評価の計画」を作成する	○ 1，2を踏まえ，評価場面や評価方法等を計画する。 ○ どのような評価資料（生徒の反応やパフォーマンスなど）を基に，「おおむね満足できる」状況（B）と評価するかを考えたり，「努力を要する」状況（C）への手立て等を考えたりする。
授業を行う	○ 3に沿って観点別学習状況の評価を行い，生徒の学習改善や教師の指導改善につなげる。
4 観点ごとに総括する	○ 集めた評価資料やそれに基づく評価結果などから，観点ごとの総括的评价（A，B，C）を行う。

※ 参考資料

- 文部科学省 高等学校学習指導要領（平成 30 年告示）解説 外国語編 英語編
- 国立教育政策研究所 「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料 高等学校
外国語

(8) 共通教科「家庭」

ア 目標

生活の営みに係る見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を通して、様々な人々と協働し、よりよい社会の構築に向けて、男女が協力して主体的に家庭や地域の生活を創造する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 人間の生涯にわたる発達と生活の営みを総合的に捉え、家族・家庭の意義、家族・家庭と社会との関わりについて理解を深め、家族・家庭、衣食住、消費や環境などについて、生活を主体的に営むために必要な理解を図るとともに、それらに係る技能を身に付けるようにする。
- (2) 家庭や地域及び社会における生活の中から問題を見いだして課題を設定し、解決策を構想し、実践を評価・改善し、考察したことを根拠に基づいて論理的に表現するなど、生涯を見通して生活の課題を解決する力を養う。
- (3) 様々な人々と協働し、よりよい社会の構築に向けて、地域社会に参画しようとするとともに、自分や家庭、地域の生活を主体的に創造しようとする実践的な態度を養う。

イ 学習指導の基本的な考え方（見方・考え方、指導計画作成上の留意事項）

【見方・考え方】

生活の営みに係る見方・考え方は、生涯にわたって、自立し共に生きる生活を創造するために、家庭科が学習対象としている家族や家庭、衣食住、消費や環境などに係る生活事象を、協力・協働、健康・快適・安全、生活文化の継承・創造、持続可能な社会の構築等の視点で捉え、よりよい生活を営むために工夫することを示したもの。

【指導計画作成上の配慮事項】

- (ア) 単元など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、生活の営みに係る見方・考え方を働かせ、知識を相互に関連付けてより深く理解するとともに、家庭や地域及び社会における生活の中から問題を見いだして解決策を構想し、実践を評価・改善して、新たな課題の解決に向かう過程を重視した学習の充実を図ること。
- (イ) 「家庭基礎」及び「家庭総合」の各科目に担当する総授業時数のうち、原則として 10 分の 5 以上を実験・実習に担当すること。
- (ウ) 「家庭基礎」は、原則として、同一年次で履修させること。
- (エ) 「家庭総合」を複数の年次にわたって分割して履修させる場合には、原則として連続する 2 か年において履修させること。
- (オ) 地域や関係機関等との連携・交流を通じた実践的な学習活動を取り入れるとともに、外部人材を活用するなどの工夫に努めること。
- (カ) 障害のある生徒などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。
- (キ) 中学校技術・家庭科を踏まえた系統的な指導に留意すること。また、高等学校公民科、数学科、理科及び保健体育科などとの関連を図り、家庭科の目標に即した調和のとれた指導が行われるよう留意すること。

ウ 学習指導の留意点

- (ア) 生徒が自分の生活に結び付けて学習できるよう、問題を見いだし課題を設定し解決する学習を充実すること。
- (イ) 子供や高齢者など様々な人々と触れ合い、他者と関わる力を高める活動、衣食住などの生活における様々な事象を言葉や概念などを用いて考察する活動、判断が必要な場面を設けて理由や根拠を論述したり適切な解決方法を探究したりする活動などを充実すること。
- (ウ) 食に関する指導については、家庭科の特質を生かして、食育の充実を図ること。

- (エ) 各科目の指導に当たっては、コンピュータや情報通信ネットワークなどの活用を図り、学習の効果を高めるようにすること。
- (オ) 実験・実習を行うに当たっては、関連する法規等に従い、施設・設備の安全管理に配慮し、学習環境を整備するとともに、火気、用具、材料などの取り扱いに注意して事故防止の指導を徹底し、安全と衛生に十分留意すること。

エ 評価

(ア) 評価の観点及びその趣旨

観 点	趣 旨
知識・技能	生活を主体的に営むために必要な人の一生と家族・家庭及び福祉、衣食住、消費生活・環境などの基礎的なことについて理解しているとともに、それらに係る技能を身に付けている。
思考・判断・表現	生涯を見通して、家庭や地域及び社会における生活の中から問題を見いだして課題を設定し、解決策を構想し、実践を評価・改善し、考察したことを根拠に基づいて論理的に表現するなどして課題を解決する力を身に付けている。
主体的に学習に取り組む態度	様々な人々と協働し、よりよい社会の構築に向けて、課題の解決に主体的に取り組んだり、振り返って改善したりして、地域社会に参画しようとするとともに、自分や家庭、地域の生活の充実向上を図るために実践しようとしている。

(イ) 学習評価の在り方

- ① 生徒のよい点や進捗の状況などを積極的に評価し、学習したことの意義や価値を実感できるようにすること。
- ② 各教科・科目等の目標の実現に向けた学習状況を把握する観点から、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら評価の場面や方法を工夫して、学習の過程や成果を評価し、教師の指導の改善や生徒の学習意欲の向上を図り、資質・能力の育成に生かすようにすること。

※ 参考資料

- 文部科学省 高等学校学習指導要領（平成 30 年告示）解説 家庭編
- 国立教育政策研究所 「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料 高等学校 共通教科家庭

(9) 共通教科「情報」

目標

情報に関する科学的な見方・考え方を働かせ、情報技術を活用して問題の発見・解決を行う学習活動を通して、問題の発見・解決に向けて情報と情報技術を適切かつ効果的に活用し、情報社会に主体的に参画するための資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 情報と情報技術及びこれらを活用して問題を発見・解決する方法について理解を深め技能を習得するとともに、情報社会と人との関わりについての理解を深めるようにする。
- (2) 様々な事象を情報とその結び付きとして捉え、問題の発見・解決に向けて情報と情報技術を適切かつ効果的に活用する力を養う。
- (3) 情報と情報技術を適切に活用するとともに、情報社会に主体的に参画する態度を養う。

ア 目標

《情報Ⅰ》

情報に関する科学的な見方・考え方を働かせ、情報技術を活用して問題の発見・解決を行う学習活動を通して、問題の発見・解決に向けて情報と情報技術を適切かつ効果的に活用し、情報社会に主体的に参画するための資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 効果的なコミュニケーションの実現、コンピュータやデータの活用について理解を深め技能を習得するとともに、情報社会と人との関わりについて理解を深めるようにする。
- (2) 様々な事象を情報とその結び付きとして捉え、問題の発見・解決に向けて情報と情報技術を適切かつ効果的に活用する力を養う。
- (3) 情報と情報技術を適切に活用するとともに、情報社会に主体的に参画する態度を養う。

《情報Ⅱ》

情報に関する科学的な見方・考え方を働かせ、情報技術を活用して問題の発見・解決を行う学習活動を通して、問題の発見・解決に向けて情報と情報技術を適切かつ効果的、創造的に活用し、情報社会に主体的に参画し、その発展に寄与するための資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 多様なコミュニケーションの実現、情報システムや多様なデータの活用について理解を深め技能を習得するとともに、情報技術の発展と社会の変化について理解を深めるようにする。
- (2) 様々な事象を情報とその結び付きとして捉え、問題の発見・解決に向けて情報と情報技術を適切かつ効果的、創造的に活用する力を養う。
- (3) 情報と情報技術を適切に活用するとともに、新たな価値の創造を目指し、情報社会に主体的に参画し、その発展に寄与する態度を養う。

イ 学習指導の基本的な考え方（学習内容）

《情報Ⅰ》

(ア) 情報社会の問題解決

情報やメディアの特性を踏まえ、情報の科学的な見方・考え方を働かせて、情報と情報技術を活用して問題を発見・解決する学習活動を通して、問題を発見・解決する方法を身に付けるとともに、情報技術が人や社会に果たす役割と影響、情報モラルなどについて理解するようにし、情報と情報技術を適切かつ効果的に活用して問題を発見・解決し、望ましい情報社会の構築に寄与する力を養う。また、こうした活動を通して、情報社会における問題の発見・解決に情報と情報技術を適切かつ効果的に活用しようとする態度、情報モラルなどに配慮して情報社会に主体的に参画しようとする態度を養う。

(イ) コミュニケーションと情報デザイン

目的や状況に応じて受け手に分かりやすく情報を伝える活動を通じて、情報の科学的な見方・考え方を働かせて、メディアの特性やコミュニケーション手段の特徴について科学的に理解するようにし、効果的なコミュニケーションを行うための情報デザインの考え方や方法を身に付けるようにするとともに、コンテンツを表現し、評価し改善する力を養う。また、こうした学習活動を通して、情報と情報技術を活用して効果的なコミュニケーションを行おうとする態度、情報社会に主体的に参画する態度を養う。

(ウ) コンピュータとプログラミング

問題解決にコンピュータや外部装置を活用する活動を通して情報の科学的な見方・考え方を働かせて、コンピュータの仕組みとコンピュータでの情報の内部表現、計算に関する限界などを理解し、アルゴリズムを表現しプログラミングによってコンピュータや情報通信ネットワークの機能を使う方法や技能を身に付けるようにし、モデル化やシミュレーションなどの目的に応じてコンピュータの能力を引き出す力を養う。また、こうした活動を通して、問題解決にコンピュータを積極的に活用しようとする態度、結果を振り返って改善しようとする態度、生活の中で使われているプログラムを見いだして改善しようとするなどを通じて情報社会に主体的に参画しようとする態度を養う。

(エ) 情報通信ネットワークとデータの活用

情報通信ネットワークや情報システムにより提供されるサービスを活用する活動を通して情報の科学的な見方・考え方を働かせて、情報通信ネットワークや情報システムの仕組みを理解するとともに、データを蓄積、管理、提供する方法、データを収集、整理、分析する方法、情報セキュリティを確保する方法を身に付けるようにし、目的に応じて情報通信ネットワークや情報システムにより提供されるサービスを安全かつ効率的に活用する力やデータを問題の発見・解決に活用する力を養うことをねらいとしている。また、こうした学習活動を通して、情報技術を適切かつ効果的に活用しようとする態度、データを多面的に精査しようとする態度、情報セキュリティなどに配慮して情報社会に主体的に参画しようとする態度を養う。

《情報Ⅱ》

(ア) 情報社会の進展と情報技術

情報技術の発展の歴史を踏まえて、情報セキュリティ及び情報に関する法規・制度の変化を含めた情報社会の進展、情報技術の発展や情報社会の進展によるコミュニケーションの多様化や人の知的活動に与える影響を理解するようにし、コンテンツの創造と活用、情報システムの創造やデータ活用の意義について考える。また、こうした活動を通して、情報社会における問題の発見・解決に情報技術を適切かつ効果的、創造的に活用しようとする態度、情報社会の発展に寄与しようとする態度を養う。

(イ) コミュニケーションとコンテンツ

コミュニケーションを適切に行うために、目的や状況に応じてコンテンツを制作し、発信する学習活動を通じて、情報の科学的な見方・考え方を働かせ、多様なメディアを組み合わせるコンテンツを制作する方法やコンテンツを発信する方法を理解し、必要な技能を身に付けるようにするとともに、情報デザインに配慮してコンテンツを制作し評価し改善する力を養う。また、こうした学習活動を通して、制作したコンテンツを適切かつ効果的に発信しようとする態度、コンテンツを社会に発信した時の効果や影響を考えようとする態度、コンテンツを評価し改善しようとする態度を養う。

(ウ) 情報とデータサイエンス

ここでは、情報の科学的な見方・考え方を働かせて、問題を明確にし、分析方針を立て、社会の様々なデータ、情報システムや情報通信ネットワークに接続された情報機器により生

成されているデータについて、整理、整形、分析などを行う。また、その結果を考察する学習活動を通して、社会や身近な生活の中でデータサイエンスに関する多様な知識や技術を用いて、人工知能による画像認識、翻訳など、機械学習を活用した様々な製品やサービスが開発されたり、新たな知見が生み出されたりしていることを理解する。更に、不確実な事象を予測するなどの問題発見・解決を行うために、データの収集、整理、整形、モデル化、可視化、分析、評価、実行、効果検証などの各過程における方法を理解し、必要な技能を身に付け、データに基づいて科学的に考えることにより問題解決に取り組む力を養う。また、こうした活動を通して、データを適切に扱うことによって情報社会に主体的に参画しその発展に寄与しようとする態度を養う。

(エ) 情報システムとプログラミング

実際に稼働している情報システムを調査する活動や情報システムを設計し制作する活動を通して、情報の科学的な見方・考え方を働かせて、情報システムの仕組み、情報セキュリティを確保する方法、情報システムを設計しプログラミングする方法を理解し、必要な技能を身に付けるようにするとともに、情報システムの制作によって課題を解決したり新たな価値を創造したりする力を養う。また、こうした活動を通して、情報システムの設計とプログラミングに関わろうとする態度、自分なりの新しい考え方や捉え方によって解決策を構想しようとする態度、自らの問題解決の過程を振り返り、改善・修正しようとする態度、情報セキュリティなどに配慮して安全で適切な情報システムの制作を通して情報社会に主体的に参画しその発展に寄与しようとする態度を養う。

(オ) 情報と情報技術を活用した問題発見・解決の探究

教科の目標に沿って、地域や学校の実態及び生徒の状況に応じて情報と情報技術を活用して問題発見・解決の探究を通して、情報の科学的な見方・考え方を働かせて、情報と情報技術を適切かつ効果的に活用するための知識及び技能の深化・総合化、思考力、判断力、表現力等の向上を図る。また、このような活動を通して情報社会における問題の発見・解決に情報と情報技術を適切かつ効果的に活用しようとする態度、新たな価値を創造しようとする態度、情報社会に参画しその発展に寄与しようとする態度を養う。

ウ 学習指導の留意点

- (ア) 単元など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、情報に関する科学的な見方・考え方を働かせ、情報と情報技術を活用して問題を発見し主体的、協働的に制作や討論等を行うことを通して解決策を考えるなどの探究的な学習活動の充実を図ること。
- (イ) 学習の基盤となる情報活用能力が、中学校までの各教科等において、教科等横断的な視点から育成されてきたことを踏まえ、情報科の学習を通して生徒の情報活用能力を更に高めるようにすること。また、他の各教科・科目等の学習において情報活用能力を生かし高めることができるよう、他の各教科・科目等との連携を図ること。
- (ウ) 各科目は、原則として同一年次で履修させること。また、「情報Ⅱ」については、「情報Ⅰ」を履修した後に履修させることを原則とすること。
- (エ) 公民科及び数学科などの内容との関連を図るとともに、教科の目標に即した調和のとれた指導が行われるよう留意すること。
- (オ) 障害のある生徒などについては、学習指導を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。
- (カ) 各科目の指導においては、情報の信頼性や信憑性を見極めたり確保したりする能力の育成を図るとともに、知的財産や個人情報の保護と活用をはじめ、科学的な理解に基づく情報モラルの育成を図ること。

- (キ) 各科目の指導においては、思考力、判断力、表現力等を育成するため、情報と情報技術を活用した問題の発見・解決を行う過程において、自らの考察や解釈、概念等を論理的に説明したり記述したりするなどの言語活動の充実を図ること。
- (ク) 各科目の指導においては、問題を発見し、設計、制作、実行し、その過程を振り返って評価し改善するなどの一連の過程に取り組むことなどを通して、実践的な能力と態度の育成を図ること。
- (ケ) 各科目の目標及び内容等に即して、コンピュータや情報通信ネットワークなどを活用した実習を積極的に取り入れること。その際、必要な情報機器やネットワーク環境を整えるとともに、内容のまとまりや学習活動、学校や生徒の実態に応じて、適切なソフトウェア、開発環境、プログラミング言語、外部装置などを選択すること。
- (コ) 情報機器を活用した学習を行うに当たっては、照明やコンピュータの使用時間などに留意するとともに、生徒が自らの健康に留意し望ましい習慣を身に付けることができるよう配慮すること。
- (サ) 授業で扱う具体例、教材・教具などについては、情報技術の進展に対応して適宜見直しを図ること。

エ 評価

《情報Ⅰ》

観 点	趣 旨
知識・技能	効果的なコミュニケーションの実現，コンピュータやデータの活用について理解し，技能を身に付けているとともに，情報社会と人との関わりについて理解している。
思考・判断・表現	事象を情報とその結び付きの視点から捉え，問題の発見・解決に向けて情報と情報技術を適切かつ効果的に用いている。
主体的に学習に取り組む態度	情報社会との関わりについて考えながら，問題の発見・解決に向けて主体的に情報と情報技術を活用し，自ら評価し改善しようとしている。

《情報Ⅱ》

観 点	趣 旨
知識・技能	多様なコミュニケーションの実現，情報システムや多様なデータの活用について理解を深め技能を習得するとともに，情報技術の発展と社会の変化について理解を深めている。
思考・判断・表現	事象を情報とその結び付きの視点から捉え，問題の発見・解決に向けて情報と情報技術を適切かつ効果的，創造的に用いている。
主体的に学習に取り組む態度	情報社会との関わりについて考えながら，問題の発見・解決に向けて主体的に情報と情報技術を活用し，自ら評価・改善し新たな価値を創造しようとしている。

「知識・技能」の観点のポイントは、問題の発見・解決に向けて情報と情報技術を適切かつ効果的に活用するための知識の理解や技能の習得状況を評価するものであり、情報の特性や情報技術の仕組みとともに、その効果や影響、情報と情報技術を活用して問題を発見・解決する方法そのものの理解も評価する。

「思考・判断・表現」の観点のポイントは、問題の発見・解決に向けて情報と情報技術を適切かつ効果的に活用するための思考力、判断力、表現力等を身に付けているかを評価するものであり、情報科の各項目は、「事象を捉える」「試行錯誤を行う」「振り返りと改善を行う」という問題の発見・解決の過程より構成されていることから、各項目では、一連の学習過程や、これを

踏まえた状況の中で思考力，判断力，表現力等を評価する。

「主体的に学習に取り組む態度」の観点のポイントは，粘り強さ（知識及び技能を獲得したり，思考力，判断力，表現力等を身に付けたりすることに向けた粘り強い取組を行おうとしている側面），自ら学習の調整（粘り強い取組の中で自らの学習を調整しようとする側面）に加え，これらの学びの経験を通して涵養された，情報社会に参画しようとする態度について評価する。

※ 参考資料

- 文部科学省 高等学校学習指導要領（平成 30 年告示）解説 情報編
- 国立教育政策研究所 「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料 高等学校
共通教科情報

6-2 各科の学習指導

(1) 農業科

ア 目標

農業の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、農業や農業関連産業を通じ、地域や社会の健全で持続的な発展を担う職業人として必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 農業の各分野について体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。
- (2) 農業に関する課題を発見し、職業人に求められる倫理観を踏まえ合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) 職業人として必要な豊かな人間性を育み、よりよい社会の構築を目指して自ら学び、農業の振興や社会貢献に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

イ 学習指導の基本的な考え方

単元など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、農業の見方・考え方を働かせ、安定的な食料生産と環境保全及び資源活用の視点で捉え、持続可能で創造的な農業や地域振興と関連付けるなどの実践的・体験的な学習活動の充実を図ること。

ウ 学習指導の留意点

- (ア) 農業に関する各学科においては、原則として農業科に属する科目に配当する総授業時数の10分の5以上を実験・実習に配当すること。また、実験・実習に当たっては、ホームプロジェクトを取り入れることもできること。
- (イ) 障害のある生徒などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。
- (ウ) 農業に関する課題について、科学的な根拠に基づくプロジェクト学習などによる課題解決に向けた主体的・協働的な調査や実験などを通して、情報分析、考察、協議などの言語活動の充実を図ること。
- (エ) コンピュータや情報通信ネットワークなどの活用を図り、学習の効果を高めるよう工夫すること。
- (オ) 実験・実習を行うに当たっては、関連する法規等に従い、施設・設備や薬品等の安全管理に配慮し、学習環境を整えるとともに、事故防止の指導を徹底し、安全と衛生に十分留意するものとする。

エ 評価

学習評価は、生徒の学習状況を評価するものである。生徒の学習状況を的確に捉え、教師が指導の改善を図るとともに、生徒が自らの学びを振り返って次の学びに向かうことができるようにする。

観 点	趣 旨
知識・技術	農業の各分野について体系的・系統的に理解しているとともに、関連する技術を身に付けている。
思考・判断・表現	農業に関する課題を発見し、職業人に求められる倫理観を踏まえ合理的かつ創造的に解決する力を身に付けている。
主体的に学習に取り組む態度	よりよい社会の構築を目指して自ら学び、農業の振興や社会貢献に主体的かつ協働的に取り組む態度を身に付けている。

※ 参考資料

- 文部科学省 高等学校学習指導要領（平成 30 年告示）解説 農業編
- 国立教育政策研究所 「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料 高等学校
専門教科 農業

(2) 工業科

ア 目標

工業の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、ものづくりを通じ、地域や社会の健全で持続的な発展を担う職業人として必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 工業の各分野について体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。
- (2) 工業に関する課題を発見し、職業人に求められる倫理観を踏まえ合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) 職業人として必要な豊かな人間性を育み、よりよい社会の構築を目指して自ら学び、工業の発展に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

イ 学習指導の基本的な考え方（又は、学習指導の方法、学習の内容）

(ア) 「主体的・対話的で深い学び」の実現

これらの学びを実現するためには、地域や産業界等との連携が重要であり、産業教育においては、今後とも地域や産業界等と連携した実験・実習などの実践的、体験的な学習活動を充実し、アクティブ・ラーニングの三つの視点から、これらの学習活動を再確認しながら、不断の授業改善に取り組むことが求められる。

(イ) 安全・安心な社会の構築、職業人としての倫理観、環境保全やエネルギーの有効な活用、産業のグローバル競争の激化、情報技術の技術革新の開発が加速することなどを踏まえ、ものづくりを通して、地域や社会の健全で持続的な発展を担う職業人を育成するため、次のような改善・充実に図る。

- ・工業の各分野で横断的に履修する科目について、知識や技術及び技能の活用に関する学習の充実
- ・技術の高度化や情報技術の発展等への対応に関する学習の充実
- ・環境問題や省エネルギーに対応した学習の充実
- ・グローバルな視点を取り入れた学習の充実
- ・電子機械に関わる知識と技術の活用に関する学習の充実
- ・組込み技術について知識と技術の一体的な習得を図る学習の充実
- ・耐震技術やユニバーサルデザイン等の知識と技術に関する学習の充実

ウ 学習指導の留意点

(ア) 単元など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、工業の見方・考え方を働かせ、見通しをもって実験・実習などを行い、科学的な根拠に基づき創造的に探究するなどの実践的・体験的な学習活動の充実に図ること。

(イ) 工業に関する各学科においては、原則として工業科に属する科目に配当する総授業時数の10分の5以上を実験・実習に配当すること。

(ウ) 地域や産業界等との連携・交流を通じた実践的な学習活動や就業体験活動を積極的に取り入れるとともに、社会人講師を積極的に活用するなどの工夫に努めること。

(エ) 工業に関する課題の解決方策について、科学的な根拠に基づき論理的に説明することや討論することなど、言語活動の充実に図ること。

(オ) コンピュータや情報通信ネットワークなどの活用を図り、学習の効果を高めるよう工夫すること。

(カ) 工業に関する課題の解決に当たっては、職業人に求められる倫理観を踏まえるよう留意して指導すること。

エ 評価

観 点	趣 旨
知識・技術	工業の各分野について体系的・系統的に理解しているとともに、関連する技術を身に付けている。
思考・判断・表現	工業に関する課題を発見し、職業人に求められる倫理観を踏まえ合理的かつ創造的に解決する力を身に付けている。
主体的に学習に取り組む態度	職業人として必要な豊かな人間性を育み、よりよい社会の構築を目指して自ら学び、工業の発展に主体的かつ協働的に取り組む態度を身に付けている。

- (ア) 年間の指導と評価の計画を確認することが重要である。その上で、学習指導要領の目標や内容、学習指導要領解説等を生徒の実態、前単元までの学習状況等を踏まえ単元の目標を作成する。
- (イ) 学習指導要領の目標や内容、「〔指導項目〕ごとの評価規準」の考え方等を踏まえ、単元の評価規準を作成する。
- (ウ) どのような評価資料（生徒の反応やノート、ワークシート、作品等）を基に、「おおむね満足できる」状況（B）と評価するかを考えたり、「努力を要する」状況（C）への手立て等を考えたりし、評価場面や評価方法等を計画する（「指導と評価の計画」）。
- (エ) 授業を行い、観点別学習状況の評価を行い、生徒の学習改善や教師の指導改善につなげる。集めた評価資料やそれに基づく評価結果などから、観点ごとの総括的评价（A，B，C）を行う。

※ 参考資料

- 文部科学省 高等学校学習指導要領（平成 30 年告示）解説 工業編
- 国立教育政策研究所 「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料 高等学校 専門教科 工業

(3) 商業科

ア 目標

商業の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、ビジネスを通じ、地域産業をはじめ経済社会の健全で持続的な発展を担う職業人として必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 商業の各分野について体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。
- (2) ビジネスに関する課題を発見し、職業人に求められる倫理観を踏まえ合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) 職業人として必要な豊かな人間性を育み、よりよい社会の構築を目指して自ら学び、ビジネスの創造と発展に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

イ 学習指導の基本的な考え方（又は、学習指導の方法、学習の内容）

(ア) 見方・考え方を働かせた実践的・体験的な学習活動

生徒や学校の実態、指導の内容に応じ、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を図り、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して資質・能力の育成を目指すようにする。

(イ) 体系的・系統的な理解と技術の習得

ビジネスに関する個別の事実的な知識、一定の手順や段階を追って身に付く個別の技術のみならず、それらが相互に関連付けられるとともに、具体的なビジネスと結び付くなどした、ビジネスの様々な場面で役に立つ知識、技術などを身に付けるようにする。

(ウ) ビジネスに関する課題解決への取組

地域産業をはじめとする経済社会が健全で持続的に発展する上での具体的な課題を発見し、単に利益だけを優先するのではなく、企業活動が社会に及ぼす影響などを踏まえ、科学的な根拠に基づいて工夫してよりよく解決する力を養う。

(エ) 職業人として必要な豊かな人間性の育成

職業人に求められる倫理観などを育み、ビジネスを通じ、地域産業をはじめ経済社会の健全で持続的な発展を目指して主体的に学ぶ態度及び組織の一員として自己の役割を認識し、他者と積極的に関わるなどして、ビジネスの創造と発展に責任をもって取り組む態度を養う。

ウ 学習指導の留意点

(ア) 単元など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。

(イ) 地域や産業界等との連携・交流を通じた実践的な学習活動や就業体験活動を積極的に取り入れるとともに、社会人講師を積極的に活用するなどの工夫に努めること。

(ウ) ビジネスに関する課題について、協働して分析、考察、討論を行い、解決策を考案し地域や産業界等に提案するなど言語活動の充実を図ること。

(エ) コンピュータや情報通信ネットワークなどの活用を図り、学習の効果を高めるよう工夫する。

(オ) 実験・実習を行うに当たっては、施設・設備の安全管理に配慮し、学習環境を整えるとともに、事故防止の指導を徹底し、安全と衛生に十分留意するものとする。

エ 評価

観 点	趣 旨
知識・技術	商業の各分野について体系的・系統的に理解しているとともに、関連する技術を身に付けている。
思考・判断・表現	商業に関する課題を発見し、職業人に求められる倫理観を踏まえ合理的かつ創造的に解決する力を身に付けている。
主体的に学習に取り組む態度	職業人として必要な豊かな人間性を育み、よりよい社会の構築を目指して自ら学び、商業の発展に主体的かつ協働的に取り組む態度を身に付けている。

- (ア) 年間の指導と評価の計画を確認することが重要である。その上で、学習指導要領の目標や内容、学習指導要領解説等を生徒の実態、前単元までの学習状況等を踏まえ単元の目標を作成する。
- (イ) 学習指導要領の目標や内容、「〔指導項目〕ごとの評価規準」の考え方等を踏まえ、単元の評価規準を作成する。
- (ウ) どのような評価資料（生徒の反応やノート、ワークシート、作品等）を基に、「おおむね満足できる」状況（B）と評価するかを考えたり、「努力を要する」状況（C）への手立て等を考えたりし、評価場面や評価方法等を計画する（「指導と評価の計画」）。
- (エ) 授業を行い、観点別学習状況の評価を行い、生徒の学習改善や教師の指導改善につなげる。集めた評価資料やそれに基づく評価結果などから、観点ごとの総括的评价（A，B，C）を行う。

※ 参考資料

- 文部科学省 高等学校学習指導要領（平成 30 年告示）解説 商業編
- 国立教育政策研究所 「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料 高等学校 専門教科 商業

(4) 水産科

ア 目標

水産の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、水産業や海洋関連産業を通じ、地域や社会の健全で持続的な発展を担う職業人として必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 水産や海洋の各分野について体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。
- (2) 水産や海洋に関する課題を発見し、職業人に求められる倫理観を踏まえ合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) 職業人として必要な豊かな人間性を育み、よりよい社会の構築を目指して自ら学び、水産業や海洋関連産業の振興や社会貢献に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

イ 学習指導の基本的な考え方（分野構成）

単元など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、水産の見方・考え方を働かせ、水産業や海洋関連産業に関する事象を科学的に捉え、理解を深めるとともに、地域産業の振興や社会貢献に寄与するため、実践的・体験的な学習活動の充実を図ること。

- (ア) 海洋漁業分野 (イ) 海洋工学分野 (ウ) 情報通信分野 (エ) 資源増殖分野
(オ) 水産食品分野 (カ) 共通的な科目

ウ 学習指導の留意点

- (ア) 水産に関する各学科においては、原則として水産科に属する科目に配当する総授業時数の10分の5以上を実験・実習に配当すること。また、実験・実習に当たっては、ホームプロジェクトを取り入れることもできること。
- (イ) 地域や産業界等との連携・交流を通じた実践的な学習活動や就業体験活動を積極的に取り入れるとともに、社会人講師を積極的に活用するなどの工夫に努めること。
- (ウ) 障害のある生徒などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。
- (エ) 水産や海洋に関する課題を科学的・論理的に捉え、解決に向けた方策を自らの意見にまとめ、討議、発表する学習活動や、地域及び産業界等への学習成果の発信、研究発表などの機会を活用して、言語活動の充実を図ること。
- (オ) コンピュータや情報通信ネットワークなどの活用を図り、学習の効果を高めるよう工夫すること。

エ 評価

学習評価は、生徒の学習状況を評価するものである。生徒の学習状況を的確に捉え、教師が指導の改善を図るとともに、生徒が自らの学びを振り返って次の学びに向かうことができるようにする。

観 点	趣 旨
知識・技術	水産や海洋の各分野について体系的・系統的に理解しているとともに、関連する技術を身に付けている。
思考・判断・表現	水産や海洋に関する課題を発見し、職業人に求められる倫理観を踏まえ合理的かつ創造的に解決する力を身に付けている。
主体的に学習に取り組む態度	よりよい社会の構築を目指して自ら学び、水産業や海洋関連産業の振興や社会貢献に主体的かつ協働的に取り組む態度を身に付けている。

※ 参考資料

- 文部科学省 高等学校学習指導要領（平成 30 年告示）解説 水産編
- 国立教育政策研究所 「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料 高等学校
専門教科 水産

(5) 専門教科「家庭」

ア 目標

家庭の生活に関わる産業の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、生活の質の向上と社会の発展を担う職業人として必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 生活産業の各分野について体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。
- (2) 生活産業に関する課題を発見し、職業人に求められる倫理観を踏まえ合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) 職業人として必要な豊かな人間性を育み、よりよい社会の構築を目指して自ら学び、生活の質の向上と社会の発展に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

イ 学習指導の基本的な考え方（見方・考え方、指導計画作成上の配慮事項）

【見方・考え方】

生活産業に関する事象を、協力・協働、健康・快適・安全、生活文化の伝承・創造、持続可能な社会の構築等の視点で捉え、生活の質の向上や社会の発展と関連付けること。

【指導計画作成上の配慮事項】

- (ア) 単元など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、家庭の生活に関わる産業の見方・考え方を働かせ、専門的な知識と技術などを相互に関連付けてより深く理解させるとともに、地域や社会の生活の中から問題を見いだして解決策を構想し、計画を立案し、実践、評価、改善して新たな課題解決に向かう過程を重視した実践的・体験的な学習活動の充実を図ること。
- (イ) 家庭に関する各学科においては、「生活産業基礎」及び「課題研究」を原則として全ての生徒に履修させること。
- (ウ) 家庭に関する各学科においては、原則として家庭科に属する科目に担当する総授業時数の10分の5以上を実験・実習に担当すること。また、実験・実習に当たっては、ホームプロジェクトを取り入れることもできること。
- (エ) 地域や産業界等との連携・交流を通じた実践的な学習活動や就業体験活動を積極的に取り入れるとともに、社会人講師を積極的に活用するなどの工夫に努めること。
- (オ) 障害のある生徒などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。

ウ 学習指導の留意点

- (ア) 生活産業に関わる実習や就業体験活動などを通して、自分の考え方や情報を的確に伝えたり、まとめたりする活動、創造的に製作する場面において、与えられたテーマに対して互いの考えを伝え合い、イメージをまとめ適切に表現する活動など言語活動の充実を図ること。
- (イ) コンピュータや情報通信ネットワークなどの活用を図り、学習の効果を高めるよう工夫すること。
- (ウ) 実験・実習を行うに当たっては、関連する法規等に従い、施設・設備や薬品等の安全管理に配慮し、学習環境を整えるとともに、事故防止の指導を徹底し、安全と衛生に十分留意する。

エ 評価

観 点	趣 旨
知識・技術	生活産業の各分野について体系的・系統的に理解しているとともに、関連する技術を身に付けている。
思考・判断・表現	生活産業に関する課題を発見し、職業人に求められる倫理観を踏まえ合理的かつ創造的に解決する力を身に付けている。
主体的に学習に取り組む態度	よりよい社会の構築を目指して自ら学び、生活の質の向上と社会の発展に主体的かつ協働的に取り組む態度を身に付けている。

※ 参考資料

- 文部科学省 高等学校学習指導要領（平成 30 年告示）解説 家庭編
- 国立教育政策研究所 「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料 高等学校 専門教科 家庭

(6) 福祉科

ア 目標

福祉の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、福祉を通じ、人間の尊厳に基づく地域福祉の推進と持続可能な福祉社会の発展を担う職業人として必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 福祉の各分野について体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。
- (2) 福祉に関する課題を発見し、職業人に求められる倫理観を踏まえ合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) 職業人として必要な豊かな人間性を育み、よりよい社会の構築を目指して自ら学び、福祉社会の創造と発展に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

イ 学習指導の基本的な考え方（内容構成）

- (ア) 社会福祉基礎 (イ) 介護福祉基礎 (ウ) コミュニケーション技術
(エ) 生活支援技術 (オ) 介護過程 (カ) 介護総合演習 (キ) 介護実習
(ク) こころとからだの理解 (ケ) 福祉情報

ウ 学習指導の留意点

- (ア) 単元など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、福祉の見方・考え方を働かせ、生活に関する事象を捉え、専門的な知識や技術などを基に実際の福祉に対する理解を深めるとともに、新たな社会福祉の創造や発展に向けて実践的・体験的な学習活動の充実を図ること。
- (イ) 「社会福祉基礎」及び「介護総合演習」を原則として全ての生徒に履修させること。
- (ウ) 原則として福祉科に属する科目に配当する総授業時数の 10 分の 5 以上を実験・実習に配当すること。
- (エ) 「介護実習」や「介護総合演習」における現場実習及び具体的な事例の研究や介護計画作成に際しては、プライバシーの保護に十分留意すること。
- (オ) 地域や福祉施設、産業界等との連携・交流を通じた実践的な学習活動や就業体験活動を積極的に取り入れるとともに、社会人講師を積極的に活用するなどの工夫に努めること。
- (カ) 障害のある生徒などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。
- (キ) 実験・実習を行うに当たっては、関連する法規等に従い、施設・設備や薬品等の安全管理に配慮し、学習環境を整えるとともに、福祉用具や介護ロボットなどの取扱いには十分な注意を払わせ、事故防止などの指導を徹底し、安全と衛生に十分留意するものとする。

エ 評価

観 点	趣 旨
知識・技術	福祉の各分野について体系的・系統的に理解しているとともに、関連する技術を身に付けている。
思考・判断・表現	福祉に関する課題を発見し、職業人に求められる倫理観を踏まえ合理的かつ創造的に解決する力を身に付けている。
主体的に学習に取り組む態度	よりよい社会の構築を目指して自ら学び、福祉社会の創造と発展に主体的かつ協働的に取り組む態度を身に付けている。

※ 参考資料

- 文部科学省 高等学校学習指導要領（平成 30 年告示）解説 福祉編
- 国立教育政策研究所 「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料 高等学校 専門教科 福祉

第6章 総合的な探究の時間

小・中・義務教育学校における総合的な学習の時間の取組の成果を生かしつつ、より探究的な活動を重視する視点から、平成30年の学習指導要領の改訂において、高等学校の教育課程における「総合的な学習の時間」は「総合的な探究の時間」に変更された。総合的な学習の時間が、課題を解決することで自己の生き方を考えていく学びを実践するものであるのに対して、総合的な探究の時間は、自己の在り方生き方と一体的で不可分な課題を自ら発見し、解決していくような学びを実践するものである。

1 総合的な探究の時間の目標

探究の見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して、自己の在り方生き方を考えながら、よりよく課題を発見し解決していくための資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 探究の過程において、課題の発見と解決に必要な知識及び技能を身に付け、課題に関わる概念を形成し、探究の意義や価値を理解するようにする。
- (2) 実社会や実生活と自己との関わりから問いを見だし、自分で課題を立て、情報を集め、整理・分析して、まとめ・表現することができるようにする。
- (3) 探究に主体的・協働的に取り組むとともに、互いのよさを生かしながら、新たな価値を創造し、よりよい社会を実現しようとする態度を養う。

2 各学校において定める目標及び内容

各学校は1の目標を踏まえ、各学校の総合的な探究の時間の目標や内容を適切に定める。

目標：学校の教育目標を踏まえ、総合的な探究の時間を通して、育成を目指す資質・能力を示す。

内容：目標を実現するにふさわしい探究課題、探究課題の解決を通して育成を目指す具体的な資質・能力を示す。

- ＜探究課題の例＞
- 国際理解、情報、環境、福祉、健康などの横断的・総合的な課題
 - 伝統文化、地域経済、防災などの地域や学校の特色に応じた課題
 - 生徒の興味・関心に基づく課題
 - 職業や自己の進路に関する課題

3 単位数

全ての学校で教育課程上必置とし、単位数は3～6単位を標準とする。これは、各学校が創意工夫を生かし、特色ある教育、特色ある学校づくりを一層進めやすくすることを意図したものである。

4 評価

各学校の目標、内容に基づいて定めた観点による観点別学習状況の評価を基本とする。

(1) 評価規準の設定

- ① 各学校の全体計画や単元計画を基に、単元で実現が期待される育成を目指す資質・能力を設定する。
- ② 各観点に即して実現が期待される生徒の姿が、単元のどの場面のどのような学習活動において、どのような姿として実現されるかを、実際の探究の場面を想起しながらイメージする。

(2) 評価の方法

信頼される評価の方法であること、多面的な評価の方法であること、学習状況の過程を評価する方法であること、の三つが重要である。各学校が自ら設定した観点のうち、生徒の学習状況に顕著な事項がある場合などにその特徴を記入する等、生徒にどのような資質・能力が身に付いたかを文章で記述する。

5 指導計画の作成と内容の取扱いについての配慮事項

- (1) 年間や、単元など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、生徒や学校、地域の実態等に応じて、教科・科目等の枠を超えた横断的・総合的な学習や生徒の興味・関心等に基づく学習を行うなど創意工夫を生かした教育活動の充実を図ること。
- (2) 目標を実現するにふさわしい探究課題を設定するに当たっては、生徒の多様な課題に対する意識を生かすことができるように配慮すること。
- (3) 課題の設定においては、生徒が自分で課題を発見する過程を重視すること。
- (4) 学習の過程においては、探究のプロセス（①課題の設定，②情報の収集，③整理・分析，④まとめ・表現）を充実させること。
- (5) 探究の過程においては、他者と協働して課題を解決しようとする学習活動や、言語により分析し、まとめたり表現したりするなどの学習活動が行われるようにすること。その際、例えば、比較する，分類する，関連付けるなどの考えるための技法が自在に活用されるようにすること。

※ 参考資料

- 文部科学省 高等学校学習指導要領（平成 30 年告示）解説 総合的な探究の時間編
- 国立教育政策研究所 「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料 高等学校 総合的な探究の時間

第7章 産業教育

1 産業教育の目的

農業、工業、商業、水産、家庭、看護、情報、福祉から成る職業に関する各教科において、関連する職業に従事する上で必要な資質・能力を育み、社会や産業を支える人材の育成という観点から専門的な知識・技術の定着を図るとともに、多様な課題に対応できる課題解決能力を育成することが重要である。

2 産業教育における「見方・考え方」

産業教育の特質に応じた「見方・考え方」については、教科ならではの物事を捉える視点や考え方であり、社会や産業に関する事象を、職業に関する各教科の本質に根ざした視点で捉え、人々の健康の保持増進や快適な生活の実現、社会の発展に寄与する生産物や製品、サービスの創造や質の向上等と関連付けることなどに整理することができる。各教科の目標や「見方・考え方」については、前述の産業教育全体の目標の考え方や「見方・考え方」を踏まえ、各産業の特質に応じて整理することが必要である。

3 課題解決的な学習の充実

解決すべき職業に関する課題を把握する「課題の発見」、関係する情報を収集して予想し仮説を立てる「課題解決の方向性の検討」、計画の立案、計画に基づき解決策を実践する「計画の実施」、結果を基に計画を検証する「振り返り」、といった過程に整理することができる。この過程においては、例えば、「課題の発見」では、学びに向かう力や人間性等として、よりよい社会の構築に向け課題を発見しようとする態度が、「計画の実施」では、思考力、判断力、表現力等として、専門的な知識・技術を活用する力が育まれることが想定される。

4 「主体的・対話的で深い学び」の実現

産業教育においては、企業等と連携した商品開発、地域での販売実習、高度熟練技能者による指導など、地域や産業界等と連携した実験・実習などの実践的、体験的な学習活動を重視してきた。

ア 「主体的な学び」の視点

企業等での高度な技術等に触れる体験は、キャリア形成を見据えて生徒の学ぶ意欲を高める「主体的な学び」につながるものである。

イ 「対話的な学び」の視点

産業界関係者等との対話、生徒同士の協議等は、自らの考えを広げ深める「対話的な学び」につながるものである。

ウ 「深い学び」の視点

社会や産業の具体的な課題に取り組むに当たっては、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせ、よりよい製品の製造やサービスの創造等を目指すといった「深い学び」につなげていくことが重要である。「深い学び」を実現する上では、課題の解決を図る学習や臨床の場で実践を行う「課題研究」等の果たす役割が大きい。

5 産業界等との連携

地域や産業界等と連携した実験・実習などの実践的、体験的な学習活動は、アクティブ・ラーニングの三つの視点を踏まえた学びを実現する上でも重要なものであることから、地域や産業界等との連携がより一層求められる。このような連携を促進するためには、各地域の産業教育振興会等と協力して、定期的に学校と産業界等が情報交換を行うとともに、教育委員会、地方公共団体の関係部局、経済団体等が協力し、インターンシップの受入れや外部講師の派遣の調整を行うなどといった取組も期待される。

※各科の学習指導については、第5章の6-2を参照すること。

第8章 定時制・通信制教育

1 定時制・通信制教育の発足

(1) 新学制の発足

高等学校の定時制の課程及び通信制の課程は、昭和22年3月31日に公布され、翌昭和23年4月1日から施行された学校教育法（昭和22年法律第26号）により設けられた学校制度である。

(2) 定時制教育・通信制教育の発足

定時制の課程は、中学校を卒業後、家庭の事情や経済上の理由などにより、働きながら学ぼうとする青少年に対して、高等学校の教育を受ける機会を与えるために設けられた制度である。また、通信制の課程は、同じく職業に従事している青少年などで仕事の都合や近くに高等学校がないことなどの理由により、毎日学校に通うことができない者のために、通信による方法によって高等学校教育を行うものである。これらの新学校制度創設の基本方針は、憲法第26条で保障され、さらに教育基本法第4条において「すべての国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない」という規定に示されている教育の機会均等の精神に基づくものである。

2 定時制・通信制教育の発展

(1) 定時制・通信制教育の整備

定時制教育については、学校教育法制定当初は定時制の課程を夜間において授業を行う課程（夜間の課程）と特別の時間又は時期において授業を行う課程（狭義の定時制の課程）をはっきり区別していたが、両者とも働きつつ学ぶ勤労青少年を対象にした教育であって、夜間に学ぶのも、特別の時間又は時期に学ぶのも本質的には同じであり、既に実質的には両者は一本として取り扱われているということから、昭和25年に学校教育法の一部が改正され、これをまとめ「夜間その他特別の時間又は時期において授業を行う課程」とし、これを定時制の課程と称することとなった。

通信教育については、当初その実施科目が限られていたが、以後、逐次、科目数が拡大され、教育課程審議会の「高等学校通信教育による高等学校の卒業資格を認めることについて」の答申に基づく、昭和30年4月1日の文部事務次官通達「高等学校通信教育の実施科目の拡充ならびに同通信教育による卒業について」により、昭和30年度から通信教育のみで高等学校の卒業資格を得ることができるようになった。さらに同通達で、通信教育実施校から遠距離にある生徒の面接指導等の便を図るため、他の高等学校（場合によっては中学校）を協力校とすることができる措置を認めた。これに伴って、従前の通信教育課程の全部を改正した高等学校通信教育規程（昭和31年文部省令第33号）が制定された。同時に、昭和31年12月18日に高等学校学習指導要領一般編の一部改訂がなされ、従来、通信教育規程によって定められていた教育課程は、同日以降、高等学校学習指導要領の基準によることとなった。

また、通信教育においては、放送利用の効果が大きい点に鑑み、ラジオについては昭和32年から、テレビについては昭和38年から、それぞれ一定の条件の下にこれを視聴した場合、面接指導等時間数の一部を免除することができるようになった。

(2) 教育形態の多様化

元来、定時制・通信制教育は、家庭の事情や経済上の理由などにより、働きながら学ぼうとする青少年を対象とするものであるから、生徒の学習負担を軽減するため、特有の教育形態がとられてきた。

すなわち、働きながら学ぶ青少年の高等学校における学習を容易かつ効果的に行わしめるとともに、より多くの青少年に高等学校教育を受ける機会を拡大するため、二部制又は三部制の授業

や定時制と通信制課程との併修制度（定通併修制度），高等学校と各種学校等の技能教育施設との連携制度（技能連携制度）などが行われている。

本県においては，平成 20 年度から，勤労学生や不登校・中途退学経験者など，多様な子供たちに対応した柔軟なシステムを提供するため，全ての定時制課程で単位制を導入した。

3 今後の定時制・通信制教育

(1) 定時制・通信制教育をめぐる状況

学校基本調査によると，定時制課程の在籍者は年々減少傾向を示し，最も在籍者の多かった昭和 28 年度には 56 万 7 千人，全国高等学校生徒数の 23%を占めていたものが，令和 4 年度においては約 7 万 2 千人，同 2.4%となっている。一方，通信制課程の在籍者は，増加を続け，令和 4 年度においては約 23 万 8 千人となっている。

今日，その在籍者の入学時点での実態を見ると，経済的事情により働きながら学びたいという者のほかに，全日制課程からの進路変更等に伴う転・編入学者や，全日制課程に入学を希望したがそれが果たせなかった者，過去に高等学校教育を受ける機会のなかった成人など，その入学動機や年齢，経歴等は，多様化している状況にある。

(2) 定時制・通信制教育の改善に関する基本的な考え方

「高等学校定時制通信制教育検討会議審議経過のまとめ」の中では，近年の社会の変化に伴う生徒の実態の変化や，国民の大多数が高等学校教育を希望している状況等を踏まえ，今後の定通教育の在り方については従来の勤労青少年に対する後期中等教育機関としての役割に加え，教育の機会の拡大の観点から多様な履修形態を提供する後期中等教育機関としての役割，生涯学習の観点から後期中等教育段階の教育内容を提供する教育機関としての役割を，併せもつような教育の場として見直す必要があるとしている。

そして，その改善に関する基本的考え方として，上記の果たすべき役割を踏まえつつ，地域ごとに改善の基本的方向を打ち出す必要があること。その際，小規模校においては，選択科目の設定や特別活動の活発化など教育内容・方法の多様化の面で十分生徒の希望や実態に対応し切れない問題があるので，地域の実情も十分加味し，生徒の就学機会の確保にも十分配慮しつつ，定時制課程の適正な配置及び規模の確保に努めることが極めて重要なこと，同時に，単位制高等学校との関係を考慮し，地域において適切な役割が果たされるよう十分配慮すること，さらに，生徒の多様化等実態の変化にも対応し，各学校の教育内容・方法の改善・充実や教育課程の弾力的運用などを一層進めること，などについて指摘している。具体的には，授業開設形態の多様化，履修形態の多様化・弾力化，学年制に関する教育課程運用の弾力化推進等を図ることとしており，加えて，修業年限の弾力化についても提言している。

4 修業年限の弾力化

「学校教育法の一部を改正する法律」（昭和 63 年法律第 88 号）が平成元年 4 月 1 日から施行され，これに伴い，定時制・通信制課程の修業年限が 4 年以上から 3 年以上に改められた。そこで，改正の趣旨を生かし，定時制・通信制に学ぶ生徒が 3 年間で高等学校を卒業できるようにするためには，下のような方法を取り入れることが考えられる。

(1) 定通併修（通定併修）制度

定時制の課程に在籍する生徒が一部の科目を通信制の課程で修得したり，通信制の生徒が一部の科目を定時制の課程，あるいは他の通信制の課程で修得した場合に，その単位を当該生徒の卒業に必要な単位数に加えることを認める制度である。

(2) 技能連携制度

高等学校の定時制の課程又は通信制の課程に在学する生徒が，都道府県教育委員会の指定する技能教育施設で教育を受けている場合に，高等学校の校長が一定の条件の下に，当該技能教育施

設における学修を当該高等学校における教科の一部の履修とみなすことができる制度のことである。

(3) 実務代替

定時制及び通信制の課程において、職業に関する各教科・科目を履修する生徒が、現にその各教科・科目と密接な関係を有する職業に従事している場合で、その職業における実務等がその各教科・科目の一部を履修した場合と同様の成果があると認められるときは、その実務をもってその教科・科目の履修の一部に替えることができること。

第9章 特別支援教育

※「障害」の表記については、法令及び文献等より引用したもの以外は、「障がい」と表記している。

1 特別支援教育の理念

特別支援教育は、障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、そのもてる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。

また、特別支援教育は、これまでの特殊教育の対象の障がいだけでなく、知的な遅れのない発達障がいも含めて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるものである。

さらに、特別支援教育は、障がいのある幼児児童生徒への教育にとどまらず、障がいの有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものであり、我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味をもっている。

2 特別支援教育に係る動向

平成 19 年 学校教育法等の一部を改正する法律の施行

→「特殊教育」から「特別支援教育」へ

→盲・聾・養護学校から「特別支援学校」へ名称変更

障害者の権利に関する条約 日本が署名

平成 23 年 改正障害者基本法の施行

平成 24 年 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進（報告）〔中央教育審議会初等中等教育分科会〕

平成 25 年 就学制度の改正（学校教育法施行令の一部を改正）

平成 26 年 障害者の権利に関する条約 日本が批准

平成 28 年 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）施行

→差別の禁止，合理的配慮の提供 等

改正児童福祉法及び改正発達障害者支援法の施行

平成 29 年 学習指導要領の改訂

平成 30 年 高等学校等における通級による指導の制度化（学校教育法施行規則等改正）

令和 3 年 新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議報告

令和 5 年 通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議報告

令和 6 年 改正障害者差別解消法の施行

3 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進

「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」では、その推進についての基本的な考えについて次のように述べている。

インクルーシブ教育システムとは、「人間の多様性の尊重等の強化，障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ，自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下，障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組み」である。

また、共に学ぶことについて、「基本的な方向性としては、障害のある子どもと障害のない子どもが、できるだけ同じ場で共に学ぶことを目指すべきである」とするとともに、「それぞれの子どもが、授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感をもちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていけるかどうか，これが最も本質的な視点」と整理されている。

このように、インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供することが大切

である。

さらに、報告では、インクルーシブ教育システムを構築するため、個人に必要な「合理的配慮の提供」が必要であることを述べている。

合理的配慮とは、「障害のある子どもが他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享受・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもの」である。また、「学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」とされている。合理的配慮は、「一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じて決定されるものであり、設置者・学校と本人・保護者により、発達の段階を考慮しつつ、「合理的配慮」の観点を踏まえ、可能な限り合意形成を図った上で決定・提供されることが望ましく、その内容は個別の教育支援計画に明記することが望ましい」とされている。

4 本県における特別支援教育取組の方向

基本方針は「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築を目指して」である。

障がいのある子供と障がいのない子供が可能な限り同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、誰もが授業内容が分かり学習活動に参加している実感と達成感をもち、生きる力を身に付けることができるよう、全ての学校等において特別支援教育の一層の推進を図るために、次のことに取り組む。

- 1 子供の可能性を最大限に伸ばし、自立と社会参加を見据えた指導・支援の充実
- 2 関係機関との連携強化による切れ目ない支援の充実
- 3 教職員の特別支援教育に係る資質と専門性の向上

また、就学前から卒業後にわたる切れ目ない支援体制を整備するため、「段階的な支援体制」に基づき、教育、福祉、医療、労働等の関係機関との連携を図るとされている。「段階的な支援体制」とは、対応が困難な事例ほど専門性のある支援者から支援を得られるシステムであり、次の4段階で構成している。

第1段階:校内委員会による支援

管理職、特別支援教育コーディネーター、担任、養護教諭等から構成される組織で、対象となる幼児児童生徒の支援策の検討や個別の教育支援計画の作成等を行う。

第2段階:地区コーディネーター会議及び高等学校エリア会議による支援

<地区コーディネーター会議>

中学校区等の一定の地域ごとに設定する会議で、その地域内の小中学校等のコーディネーターとその地域を担当している特別支援学校のコーディネーター等により構成。

<高等学校エリア会議>

県内 11 地域ごとに設定する会議（※1）で、その地域内の高等学校のコーディネーターとその地域を担当している特別支援学校のコーディネーター等により構成。

※1 エリアの範囲が第3段階（地域レベル）のため、体制推進については地域連携協議会と連携するものの、学校間の連携・協力による支援という機能面から第2段階とする。

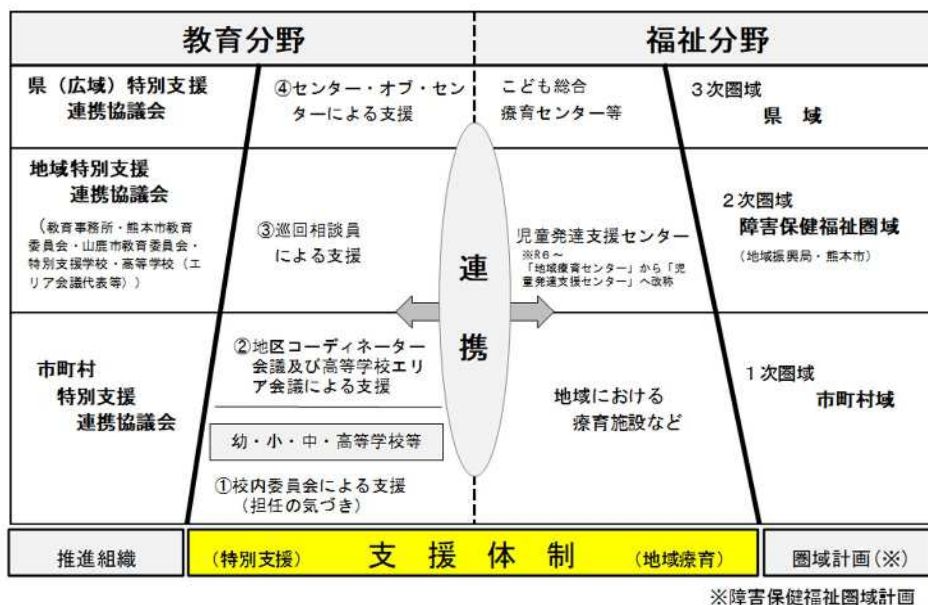
この会議では、その地区のリーダーコーディネーター又は高等学校エリア会議事務局校を中心に、校内委員会での支援でも支援が困難な事例について検討するとともに、各学校の取組について情報交換を行う。

第3段階:巡回相談員による支援

地区コーディネーター会議でも支援が困難な事例について、巡回相談員が在籍校に出向いて、担任等への支援を行う。

第4段階:センター・オブ・センターによる支援

巡回相談員による支援でも支援が困難な事例の場合、センター・オブ・センターの構成員による数人のチームを編成し、巡回相談員を支援する。



5 特別な教育的ニーズに応じた多様な学びの場

(1) 通常の学級

令和4年に文部科学省が実施した調査結果によると、通常の学級で、知的発達に遅れはないものの学習面又は行動面で著しい困難を示す児童生徒の割合は、小・中学校で8.8%、高等学校で2.2%であることが明らかになった。

これらの児童生徒の中には、発達障がいのある児童生徒も含まれており、その特性について理解を深めた上で、普段の学級経営や学習指導を行う必要がある。

(2) 通級による指導

通級による指導は、通常の学級に在籍している軽度の障がいのある児童生徒に対して、主として各教科等の指導を通常の学級で行いながら、児童生徒の障がいに応じた特別の指導を特別の指導の場で行う指導形態である。

対象となる障がい種は、言語障がい、自閉症、情緒障がい、弱視、難聴、肢体不自由、病弱・身体虚弱、学習障がい、注意欠陥多動性障がいであり、月1～週8単位時間を標準とし、その障がいに基づく種々の困難の改善、克服を図るため、自立活動を中心とした特別の指導を行っている。

(3) 特別支援学級

特別支援学級は障がいがあるために通常の学級における指導では十分な成果をあげることが困難な児童生徒のために小・中学校に置かれている学級である。

対象となる障がい種は、知的障がい、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、自閉症・情緒障がいであり、各学校及び児童生徒の実態に応じて設置されている。

特別支援学級の教育は、児童生徒の障がいの状態等に応じた指導をするために、少人数の学級編制によって行われている。また、一人一人の児童生徒の障がいの状態や特性等に応じた具体的な目標を設定し、適切な指導内容を選定するなど効果的な指導が行われている。その際、特に必要な場合は、特別支援学校の学習指導要領を参考にするなどして、特別の教育課程を編成することができるようになっている。

(4) 特別支援学校

特別支援学校は、視覚障がい者、聴覚障がい者、知的障がい者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的としている。

特別支援学校の対象となる障がいの程度は、学校教育法施行令第22条の3に示されている。

6 高等学校における特別支援教育

高等学校学習指導要領の総則には「特別な配慮を必要とする生徒への指導」として、「障害のある生徒などについては、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、個々の生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。」と示されている。

さらに、インクルーシブ教育の理念を踏まえ、小・中学校からの学びの連続性を一層確保し、生徒一人一人の教育的ニーズに即した適切な指導及び必要な支援を提供するため、平成 30 年度から高等学校においても通級による指導が実施されるようになった。本県では、令和 6 年度は、県立高等学校 8 校（湧心館高等学校（全日制）、松橋高等学校、菊池農業高等学校、岱志高等学校（全日制）、天草拓心高等学校本渡校舎、翔陽高等学校、阿蘇中央高等学校阿蘇清峰校舎、八代農業高等学校）において通級による指導を実施している。なお、本県においては、通級による指導の対象は、自閉症、情緒障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいのある生徒とし、サポート校として指定された特別支援学校が継続的に支援を行っている。

通級による指導を行う場合には、生徒が自立を目指し、障がいによる学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識及び技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培うことをねらいとし、その際、特別支援学校高等部学習指導要領第 6 章に示されている自立活動の内容を参考とする。なお、通級による指導は、特に必要があるときのみ、障がいの状態に応じて各教科の内容を取り扱いながら指導を行うことが可能であるが、単に各教科・科目の遅れを取り戻すための指導などは行わないことに留意しておく必要がある。

7 自立活動の指導

自立活動とは、「個々の生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培う」ことを目標とする指導領域である。

自立活動の内容は、人間としての基本的な行動を遂行するために必要な要素と、障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服するために必要な要素で構成されており、その代表的な 27 項目が六つの区分に整理されている。

1 健康の保持

- (1) 生活のリズムや生活習慣の形成に関すること。
- (2) 病気の状態の理解と生活管理に関すること。
- (3) 身体各部の状態の理解と養護に関すること。
- (4) 障害の特性の理解と生活環境の調整に関すること。
- (5) 健康状態の維持・改善に関すること。

2 心理的な安定

- (1) 情緒の安定に関すること。
- (2) 状況の理解と変化への対応に関すること。
- (3) 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関すること。

3 人間関係の形成

- (1) 他者とのかかわりの基礎に関すること。
- (2) 他者の意図や感情の理解に関すること。
- (3) 自己の理解と行動の調整に関すること。
- (4) 集団への参加の基礎に関すること。

4 環境の把握

- (1) 保有する感覚の活用に関すること。

- (2) 感覚や認知の特性についての理解と対応に関すること。
- (3) 感覚の補助及び代行手段の活用に関すること。
- (4) 感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動に関すること。
- (5) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関すること。

5 身体の動き

- (1) 姿勢と運動・動作の基本的技能に関すること。
- (2) 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関すること。
- (3) 日常生活に必要な基本動作に関すること。
- (4) 身体の移動能力に関すること。
- (5) 作業に必要な動作と円滑な遂行に関すること。

6 コミュニケーション

- (1) コミュニケーションの基礎的能力に関すること。
- (2) 言語の受容と表出に関すること。
- (3) 言語の形成と活用に関すること。
- (4) コミュニケーション手段の選択と活用に関すること。
- (5) 状況に応じたコミュニケーションに関すること。

自立活動の指導は、区分ごとや内容ごとに指導するのではなく、生徒一人一人の障がいの状態や発達の程度等の適切な把握に基づき、自立活動に示されている項目内容から必要な項目を選定して、相互に関連付けて設定する。

自立活動の指導に当たっては、生徒一人一人の実態を的確に把握して個別の指導計画を作成し、それに基づいて指導を展開しなければならない。個別の指導計画に基づく指導は、計画（Plan）－実践（Do）－評価（Check）－改善（Action）のサイクルで進められる。

8 個別の教育支援計画・個別の指導計画

個別の教育支援計画とは、特別な教育的支援を必要とする児童生徒等に関わる関係者（教育・医療・福祉・労働等）が連携し、長期的な視点で乳幼児期から学校卒業後までを通じて、一貫した適切な教育的支援を行うことを目的に作成する計画である。

個別の指導計画とは、教育課程を具体化し、児童生徒等の教育的ニーズに応じて、指導の目標や方法、内容を明確にするもので、1年間の具体的できめ細やかな指導や支援を行うための計画である。作成した計画に基づき、一定の期間を決めて実践を進め、評価を行うことで指導の改善を図っていくことが大切である。

	個別の教育支援計画	個別の指導計画
内容	・ 生徒のプロフィール ・ 合理的配慮 ・ 卒業後の進路希望 ・ 長期目標 ・ 具体的な指導 ・ 支援者、連携機関 ・ 評価 など	・ 生徒の氏名等 ・ 年間目標 ・ 学期目標 ・ 指導場面と具体的な手立て ・ 結果 ・ 評価 など

障がいのある生徒などについては、家庭、地域及び医療や福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で生徒への教育的支援を行うために、個別の教育支援計画を作成し活用することに努めるとともに、各教科・科目等の指導に当たって、個々の生徒の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成し活用することに努めるものとされている。

特に、通級による指導を受ける生徒については、個々の生徒の障がいの状態等の実態を的確に把握し、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し、効果的に活用する。

9 保護者や関係機関との連携

(1) 保護者との連携

保護者との連携は、保護者の思いや願いをホームルーム担任がしっかり受けとめることから始まる。日々の小さな出来事についても連絡を取り合い、保護者との信頼関係を築きながら、学校と家庭が一緒になって生徒を育てていくことが大切である。また、保護者との話合いで、お互いが共通理解を深めながら、生徒の現状と将来を見据え、指導・支援内容や配慮事項を考えることも必要である。

- ・保護者が生徒の障がいや発達の状態をどのように捉え、生徒の将来にどのような希望をもっているかを共感的に受けとめるようにする。
- ・生徒の家庭での様子、保護者の家庭教育の悩みや学校に対する要望等を尋ねることも、生徒への指導及び支援の手がかりとなる。
- ・保護者の気持ちはしばしば揺れ動くものである。保護者が不安なときは、保護者の様々な思いを十分に受けとめるようにする。
- ・生徒の学校での姿と家庭での姿が違うことはしばしばある。姿の違いをしっかりと伝え合いながら指導・支援の糸口を探るようにする。
- ・学校から伝える生徒の様子は、マイナス面ばかりに偏らず、生徒が頑張っていること、伸びたことやこれからの見通し等を話すように努める。
- ・保護者との連携の方法は、連絡帳、学級通信、電話、面談、家庭訪問等がある。生徒の学校での様子を見ることが出来る授業参観や学校行事の機会も大切にする。

(2) 関係機関との連携

関係機関には個別の支援計画の作成に参画してもらい、関係機関から得られた情報を生徒一人一人の教育に生かすことが大切である。

- ・連携は、学校の窓口（管理職や特別支援教育コーディネーター）を通して行うことが基本である。
- ・その際は、まず保護者への了解をとることが大切である。さらに、個人情報の取扱いにも十分留意する。

10 発達障がいについて

発達障害者支援法において、「発達障害とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」と定義されている。

(1) 自閉症

ア 自閉症とは

自閉症とは、①他者との社会的関係の形成の困難さ、②言葉の発達の遅れ、③興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする発達の障がいである。その特徴は3歳くらいまでに現れることが多いが、成人期に症状が顕在化することもある。中枢神経系に何らかの機能不全があると推定されている。

イ 合理的配慮の例

○ 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮

自閉症の特性である「適切な対人関係形成の困難さ」「言語発達の遅れや異なった意味理解」「手順や方法への独特のこだわり」等により、学習内容の習得の困難さを補完する指導を行う。（動作等を利用した意味の理解、繰り返し練習をして道具の使い方を正確に覚える等）

○ 学習内容の変更・調整

自閉症の特性により、数量や言葉等の理解が部分的であったり、偏っていたりする場合の学習内容の変更・調整を行う。（理解の程度を考慮した基礎的・基本的な内容の確実な習得、

社会適応に必要な技術や態度を身に付けること等)

○ 情報・コミュニケーション及び教材の配慮

自閉症の特性を考慮し、視覚を活用した情報を提供する。(写真や図面、模型、実物等の活用) また、細かな制作等に苦手さが目立つ場合が多いことから、扱いやすい道具を用意したり、補助具を効果的に利用したりする。

○ 学習機会や体験の確保

自閉症の特性により、実際に体験しなければ行動等の意味を理解することが困難な場合があるので、実際的な体験の機会を多く設定する。また、言葉の指示だけでは行動できないことがあるため、学習活動の順序を分かりやすくなるよう活動予定表を活用することがある。

○ 心理面・健康面の配慮

情緒障がいのある生徒の状態(情緒不安や不登校、ひきこもり、自尊感情や自己肯定感の低下等)に応じた指導を行う。(カウンセリング的対応や医師の診断を踏まえた対応等) また、自閉症の特性により、二次的な障がいとして情緒障がいと同様の状態が起きやすいことから、それらの予防に努める。

○ 専門性のある指導体制の整備

自閉症や情緒障がいを十分に理解した専門家からの支援や、特別支援学校のセンター的機能及び自閉症・情緒障がい特別支援学級、医療機関等の専門性を積極的に活用し、自閉症の特性について理解を深められるようにする。

○ 生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮

周囲の生徒や教職員、保護者に対して、自閉症の特性として、他者からの働きかけを適切に受け止められないことや言葉の理解が十分ではないこと、習得方法や手順に独特のこだわりがあること等についての理解啓発を行う。

○ 災害時等の支援体制の整備

自閉症のある生徒は、災害時の環境の変化に適応することが難しく、極度に混乱した心理状態やパニックに陥ることを想定した支援体制を整備する。

○ 校内環境のバリアフリー化

自閉症の特性を考慮し、備品等を分かりやすく配置したり、動線や目的の場所が視覚的に理解できるようにしたりする。

○ 発達、障がいの状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮

衝動的な行動によるけが等が見られることから、安全性を確保した校内環境を整備する。また、興奮が収まらない場合を想定し、クールダウン等のための場所を確保するとともに、必要に応じて照明や音といった過敏性等を踏まえた校内環境を整備する。

○ 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮

災害等発生後の環境の変化に適応できないことによる心理状態(パニック等)を想定し、外部からの刺激を制限できるような避難場所及び施設・設備を整備する。

(2) 学習障がい(LD)

ア 学習障がいとは

学習障がいとは、全般的に知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論するといった学習に必要な基礎的な能力のうち、一つないし複数の特定の能力についてなかなか習得できなかったり、うまく発揮することができなかったりすることによって、学習上、様々な困難に直面している状態をいう。

イ 合理的配慮の例

○ 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮

読み書きや計算等に関して、苦手なことにはスモールステップで取り組むようにする。また、別の方法で代替したり、他の能力で補完する等の指導を行ったりする。(例:文字の形

の見分け、ICT機器等の使用、口頭試問による評価等)

○ 学習内容の変更・調整

「読む」「書く」等特定の学習内容の習得が難しいので、基礎的な内容の習得を確実にすることを重視した学習内容の変更・調整を行う。(例: 習熟のための時間を別に設定、軽重をつけた学習内容の配分等)

○ 情報・コミュニケーション及び教材の配慮

読み書きに時間がかかる場合、本人の能力に合わせた情報を提供する。(例: 文章を読みやすくするための体裁の変更、拡大文字を用いた資料の提示、振り仮名をつける、音声やコンピュータの読み上げ、聴覚情報を併用して伝える等)

○ 学習機会や体験の確保

身体感覚の発達を促すために活動を通じた指導を行う。(例: 体を大きく使った活動、様々な感覚を同時に使った活動等) また、活動内容を分かりやすく説明して安心して参加できるようにする。

○ 心理面・健康面の配慮

苦手な学習活動があることで自尊感情が低下している場合は、成功体験を増やしたり、友達から認められたりする場面を設ける。(例: 文章を理解すること等に時間がかかることを踏まえた時間延長、必要な学習活動に重点的な時間配分、受容的な学級の雰囲気作り、困ったときに相談できる人や場所の確保等)

○ 専門性のある指導体制の整備

特別支援学校や発達障害者支援センター、教育相談担当部署等の外部専門家からの助言等を生かし、指導の充実を図る。また、通級による指導といった学校内の資源の有効活用を図る。

○ 生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮

周囲の生徒、教職員、保護者に対して、LDの特性として、努力によっても変わらない苦手なことや生まれつき得意なこと等、様々な個性があることや特定の感覚が過敏な場合もあること等の理解啓発に努める。

○ 災害時等の支援体制の整備

指示内容を素早く理解して記憶することや、掲示物を読んで避難経路を理解することが難しい場合等を踏まえた避難訓練に取り組む。(例: 具体的で分かりやすい説明、不安感をもたずに行動ができるような避難訓練の継続等)

○ 発達、障がいの状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮

類似した情報が混在していると、必要な情報を選択することが困難になるため、不要な情報を隠したり、必要な情報だけが届くようにしたりできるように校内の環境を整備する。(例: 余分な物を覆うカーテンの設置、視覚的に分かりやすい表示等)

(3) 注意欠陥多動性障がい (ADHD)

ア 注意欠陥多動性障がい

注意欠陥多動性障がいとは、身の回りの特定のものに意識を集中させる脳の働きである注意力に様々な問題があり、又は、衝動的で落ち着きのない行動により、生活上、様々な困難に直面している状態をいう。

イ 合理的配慮の例

○ 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮

行動を最後までやり遂げることが困難な場合には、途中で忘れないように工夫したり、別の方法で補ったりするための指導を行う。(例: 自分自身の客観視、物品の管理方法の工夫、

メモの使用等)

○ 学習内容の変更・調整

注意の集中を持続することが苦手であることを考慮した学習内容の変更・調整を行う。
(例：学習内容を分割して適切な量にする等)

○ 情報・コミュニケーション及び教材の配慮

聞き逃しや見逃し、書類の紛失等が多い場合には、伝達する情報を整理して提供する。
(例：掲示物の整理整頓・精選、目を合わせてからの指示、メモ等の視覚情報の活用、静かで集中できる環境づくり等)

○ 学習機会や体験の確保

好きなものと関連付けて、興味・関心をもてるように学習活動の導入の工夫を行う。また、危険防止策を講じた上で、本人が直接参加できる体験学習を通じた指導を行う。

○ 心理面・健康面の配慮

活動に持続的に取り組むことが難しく、不注意による紛失等の失敗や衝動的な行動が多いので、成功体験を増やし、友達から認められる機会を増やす。(例：十分な活動のための時間の確保、物品管理のための棚等の準備、よい面を認め合えるような受容的な学級の雰囲気作り、感情のコントロール方法の指導、困ったときに相談できる人や場所の確保等)

○ 専門性のある指導体制の整備

特別支援学校や発達障害者支援センター、教育相談担当部署等の外部専門家からの助言等を生かし、指導の充実を図る。また、通級による指導のような校内資源の有効活用を図る。

○ 生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮

周囲の生徒、教職員、保護者に対して、ADHDの特性として、不適切と受け止められやすい行動には、本人なりの理由があることや、生まれつきの特性によるものが原因であるということ等を理解啓発する。

○ 災害時等の支援体制の整備

落ち着きを失ったり、指示の途中で動いたりするといった本人の傾向を踏まえた避難訓練に取り組む。(例：項目を絞った短時間での避難指示、行動を過度に規制しない範囲で見守りやパニックの予防等)

○ 発達、障がいの状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮

注意集中が難しいことや衝動的に行動してしまうこと、落ち着きを取り戻す場所が必要なこと等を考慮した施設・設備を整備する。(例：余分なものを覆うカーテンの設置、照明器具等の防護対策、危険な場所等の危険防止柵の設置、静かな小部屋の設置等)

○ 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮

災害等発生後、避難場所で落ち着きを取り戻す場所が必要なことを考慮して、静かな小空間等を確保する。

(4) 二次的な障がいに関する未然防止

発達障がい等のある生徒の中には、知的発達に遅れがなく、全体的には極端に学習能力が低いことはないため、認知や行動上の特性が障がいとして気付かれない場合が多く見られる。そのため、必要な支援が受けられないばかりでなく、「やる気がない」「努力が足りない」などと非難や叱責を多く受けるなど、厳しい見方をされてしまいがちである。その結果、自信や意欲を失ったり、自己評価が低くなったりして、本来ならできることも困難になってしまうなどの二次的な障がいにつながることもある。

二次的な障がいは、障がいとの区別が難しい場合もあるが、判断に当たっては、見られる行動特性の全てが障がいによるものと捉えるのではなく、二次的な障がいの可能性も考慮し、適切に判断することが必要になる。発達障がい等のある生徒に対しては、障がいであるその特性に応じた支援を工夫するとともに、自信や意欲をもたせ、自己肯定感が高まるような対応を心掛けるな

ど二次的な障がいの予防と改善を常に意識して、支援に取り組むことが大切である。

※ 参考資料

1 関係法令

- (1) 設置に関すること
 - ・学校教育法第 80 条（特別支援学校）、81 条（特別支援学級）
- (2) 障がいの程度に関すること
 - ・学校教育法施行令第 22 条の 3（特別支援学校）
- (3) 教育課程に関すること
 - ・学校教育法施行規則第 126 条～134 条（特別支援学校）、138 条～139 条（特別支援学級）、第 140 条～141 条（通級による指導）

2 答申・報告

- ・「特別支援教育の推進について（通知）」（平成 19 年 4 月）：文部科学省
- ・「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」（平成 24 年 7 月）：中央教育審議会
- ・「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査について」（令和 4 年 12 月）：文部科学省
- ・「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について」（平成 25 年 10 月）：文部科学省
- ・「障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～」（令和 3 年 6 月）：文部科学省初等中等教育局特別支援教育課

3 県教育委員会関係

- ・「特別支援学級担任及び通級による指導担当教員のためのハンドブック」（平成 29 年 3 月）
- ・「特別支援教育コーディネーターハンドブック」（平成 25 年 3 月）
- ・「就学事務の手引き～障がいのある子供の就学手続きと早期からの一貫した支援の充実～」（平成 26 年 3 月）
- ・「特別支援教育充実ガイドブック」（平成 27 年 3 月）
- ・リーフレット「インクルーシブ教育システムの実現に向けた合理的配慮の提供」（平成 28 年 3 月）
- ・「個別の教育支援計画の作成・活用・引継ぎに係るガイドラインについて」（令和 4 年（2022 年）1 月）
- ・令和 6 年度（2024 年度）特別支援教育取組の方向
- ・「令和 6 年度（2024 年度）高等学校における『通級による指導』について」（令和 6 年（2024 年）8 月）
- ・特別支援教育リーフレット「お子さんのすこやかな育ちと学びを応援します」（令和 4 年 10 月）

4 その他

- ・「令和元年度版通級による指導の新たな展開～小学校、中学校、高等学校における通級の指導を考える～」（令和 2 年 2 月）全国特別支援教育推進連盟（文部科学省委託）

第10章 ホームルーム経営

1 ホームルーム経営

ホームルームは、生徒にとって、学習や生活など学校生活の基盤となる場である。生徒は、学校生活の多くの時間をホームルームで過ごすため、自己とホームルームの他の成員との個々の関係や自己とホームルーム集団との関係は、学校生活そのものに大きな影響を与えることとなる。ホームルーム担任の教師は、学校、学年、課程や学科などの経営を踏まえて、調和のとれたホームルーム経営の目標を設定し、指導の方向及び内容をホームルーム経営案として整えるなど、ホームルーム経営の全体的な構想を立てるようにする必要がある。

(1) 目標設定

学校の教育目標やホームルームの実態を踏まえて、ホームルーム経営の目標・方針を作成する。

(2) 人間関係の醸成

一人一人の生徒にとって、ホームルームが望ましい学習と生活の場となるように努め、個性や能力の伸長を図る。特に、人間としての在り方生き方についての指導を行う。

(3) 環境整備

教室の施設、備品など生徒の自主的・自発的学習を刺激するような環境をつくる。

(4) 生徒指導

自他を尊重し、互いに協力する態度や規則を守る態度等の育成に努める。

(5) ホームルーム事務等

家庭との連絡をはじめ指導要録、出席簿、転出入等の事務を能率的に処理する。

2 高等学校学習指導要領におけるホームルーム活動

高等学校学習指導要領（平成30年告示）解説特別活動編の以下の項目を参照する。

第3章 各活動・学校行事の目標と内容

第1節 ホームルーム活動

- | | |
|-----------------|-------------------|
| 1 ホームルーム活動の目標 | 2 ホームルーム活動の内容 |
| 3 ホームルーム活動の指導計画 | 4 ホームルーム活動の内容の取扱い |

第4章 指導計画の作成と内容の取扱い

第1節 指導計画の作成に当たっての配慮事項

- 3 ホームルーム経営の充実と生徒指導との関連

3 ホームルーム担任の年間事務(3学期制の例)

準備の欄の番号と実施の欄の番号が対応する。（実施する順番に番号が付けてある。）

学期	月	準 備	実 施
I 学 期	4	1. 入学式（始業式）までの準備事務 2. 1学期開始までの準備事務 3. 身体測定と健康診断の準備事務 4. 引継書類の整理と保管の準備事務 5. 指導要録作成の準備事務 7. 遠足や体育大会、学年合宿の準備事務 19. 修学旅行の準備事務	1. 入学式（始業式） 2. オリエンテーション 2. 各種委員選出 2. 各種の検査 2. PTA役員選出 3. 身体測定と健康診断 4. 引継書類の整理と保管 5. 指導要録一部作成
	5	6. 中間考查に関する準備事務	6. 中間考查

I 学 期		8. 保護者会・個人面談の準備事務 9. 次年度の教科・科目選択・調査の準備事務	7. 遠足・学年合宿 7. 体育大会
	6	14. 文化祭への参加準備 11. 学級通信等の計画と準備	8. 保護者会 8. 個人面談 9. 次年度の教科・科目選択・予備調査
	7	10. 学期末事務準備（通知表作成） 12. 夏季休業中の指導準備事務	10. 期末考査 10. 学期末の事務 10. 成績会議 11. 終業式
	8	13. 始業式までの準備事務	12. 夏季休業
II 学 期	9	15. HR活動の目標と組織の再検討 16. 中間考査に関する準備事務	13. 始業式 14. 文化祭
	10	17. 保護者会と個人面談の準備事務	15. 各種委員改選 16. 中間考査
	11	18. 期末考査に関する準備事務 24. 次年度のHR編成の検討と準備事務	17. 保護者会 17. 個人面談
	12	20. 冬季休業中の指導準備事務 21. 始業式までの準備事務	18. 期末考査 19. 修学旅行 20. 終業式
III 学 期	1	25. 指導要録作成と準備事務 22. 個人面談の準備事務	20. 冬季休業 21. 始業式
	2	23. 学年末の反省準備 26. 学年末考査に関する準備事務	22. 個人面談 23. HRの1年間の反省 24. 次年度のHR編成
	3	27. 次年度への準備事務 28. 成績会議に関する準備事務 29. 学級通信等の計画と準備	25. 指導要録の作成 26. 学年末考査 27. 学年末の事務 28. 成績会議 29. 修了式

4 入学式・始業式までの準備

(1) 諸帳簿類の準備（例）

- ア 出席簿
- イ 学級日誌、記録簿
- ウ 生徒環境調査票
- エ 生徒個人面談等の記録表
- オ 顔写真の整理（一覧表等の作成）

生徒指導の第一歩は生徒の氏名と顔を覚えることであり、早く覚える方法の一つは顔写真の活用である。準備にあたっては、学年主任や学年団と連携しながら行う。

(2) 教室やホームルーム備品の点検と整備

ホームルームの人数分の机・椅子・ロッカー・靴箱・清掃用具・黒板・カーテン・電灯などが準備されているか、破損はないか確認しておく。

(3) 配付物の準備

入学説明会又は入学式当日の配付物

- ア 校則・生徒心得・日課表
- イ 教育課程と履修心得
- ウ 服装等の規定
- エ 部活動について
- オ その他

生徒証明書、授業料納入通知書、日本スポーツ振興センター入会申込書等

(4) 入学式当日のための準備

ホームルーム座席・ロッカー・靴箱等の割当と整列順等の計画も立てておく。

ア 入学式前の生徒指導についての準備

(ア) 出欠の確認と式場における着席場所や入場順序等の指示

(イ) 呼名表の作成と呼名時の注意(返事・起立・着席等)

イ 入学式終了後における保護者会への準備

保護者会でのホームルーム経営方針の説明と、PTAの役員の選出を依頼する。

5 ホームルーム担任の毎日の業務

担任が毎日やらなければならない仕事をまとめたのが次の表である。学校によって規則も異なり、ショートホームルームの設定時間も始業時、昼休み後、授業終了後とまちまちであり、内容も変わるが、一例として示す。

ホームルーム担任の仕事は、休み時間、放課後にわたり、不定期のものが多いが、なるべく生徒と多く接することが大切である。また、廊下や階段で一言声を掛けることも心掛けるようにしたい。

	事前の準備	HR(SHR)の仕事	SHR後の処理	放課後の仕事
出欠調査	○出席簿の点検 (前日の欠席、遅刻、早退、欠課) ○当日の家庭連絡の受理	○出欠点呼→出席簿記入 ○前日までの欠席者→理由確認、届受理 ○早退者→連絡簿又は届受理 (出席をとりながら、顔色、挙動等をみて) ○健康状態 ○生活状態(心の動き) 確認→個別指導	- 無断欠席者家庭連絡 - 遅刻者、早退者の確認	- 出席簿の整理 (含週末・月末→統計整理) - 欠席、遅刻、早退、欠課届の整理
連絡・配付物等	○生徒への連絡事項の確認 - 職員朝礼の伝達 - 掲示による連絡 - 印刷物、配付物 - 時間割変更 ○前日の学級日誌の確認	○生徒への伝達 - 行事予定 - 時間割、日課の変更 - 伝達事項 ○各種届出の受理 ○前日のHRの動きについての反省 (例、学級日誌、感想発表) 等の伝達、配付物	届出書類→関係担当者に (例.アルバイト許可 →生徒指導部に)	
HR運営と生徒指導	○SHRの計画確認	○計画に従ってSHRの運営をする。 (例えば3分間スピーチ等) ○LHRの予告、調査、反省 ○生徒会各委員、係等の連絡		1日の反省と記帳 - 個別、グループ別指導 (相談、面接) - HR運営→班、係活動 (相談、面接) - LHR活動の指導 - 保護者との面談

進路指導	○進路資料の点検（提出期限、提出物などの確認）	○進路情報の提供		就職、進学希望者の提出書類作成 進路相談（面接指導） 進路調査（学校として）
教室の管理		○採光、換気の確認 ○備品の整理（黒板溝ふき、清掃用具等） ○清掃状態の確認 ○机の整理 ○掲示物の確認 ○冷暖房器具の利用について、安全確認	備品の破損→ 直ちに担当者 に連絡	戸締まりの確認 清掃の指導と点検 消灯状態の点検 冷暖房器具の点検

6 ホームルーム担任の学期末の主な業務と留意点

- (1) 答案や教務手帳、その他の成績に関する資料等は厳重に保管し、個人情報保護に努める。
- (2) 生徒の成績や出席状況、授業態度等に関して、教科担任と情報の共有を行い、今後の指導に生かす。
- (3) 出席簿により欠席、遅刻、早退などを確認し、保護者からの届出と対比した後集計する。学年末の場合は全学期の合計であることを忘れないこと。
- (4) 成績、出欠の一覧表を教務支援システムで作成する。その後、副担任など複数人で点検する。
- (5) 成績会議の資料を作成する際には、教務規定に従い、在籍、転・退学者、成績不振、欠席・欠課の多い生徒等を書き出し、不振教科、評価、欠課時数、原因や家庭環境等を把握する。
- (6) 成績会議でできるだけ多くの資料を得て、今後の指導の材料とするよう心掛ける。
- (7) 通知表を教務支援システムで作成する。評価、欠課時数、出欠、遅刻、早退は必ず点検する。通信欄には具体的内容の文章を書き入れ、生徒の意欲をわかせるような工夫が求められる。
- (8) 指導要録の記入は、入学時、学年当初、学年末と、その時期の記入事項が決められているので、計画的に記入すること。記入要領は通知表と同じく項目別にするとよい。その際、前もって進路の希望、行動及び性格についての自己評価、取得資格、特技、所属の部活動、係役員名などの記述項目に沿って面談等をしておくと、記入しやすい。
- (9) 終業式には、学期始めに立てた目標の達成状況を振り返り、今学期の反省をして終業式に話す内容を決めておくこと。次に休業中の諸注意（事故防止＝登山、遊泳、旅行、交通事故、通信機器等の適切な利用、交友、規則正しい生活、学習、その他）を行う。特に教育委員会からの通知や、休暇中の心得などの周知を図る。

7 指導要録と通知表

(1) 指導要録

指導要録は、生徒の学籍・指導の過程及び結果の要約を記録し、外部に対する証明及び指導等に役立たせるための原簿であり、基本的には、公簿的性格と指導的性格をもっている。学校において備えなければならない表簿の中で、最も重要な性格をもつものであり、その作成、取扱いに当たっては、特に慎重を期さなければならない。

ア 証明機能

社会的・公共的性格をもつ法規的な学籍の証明。すなわち、いつ、どこの学校へ入学し、いつ、どこの学校を卒業したかなどの証明機能。

イ 指導機能

担任する生徒の学業・性格・行動等について、過去の情報を得て指導の効果をあげること。また、それら過去の評価情報に現在の評価情報を累加記録し、その累加記録によって、将来、その生徒に対する指導効果をより高めるという機能をもつものである。記入に当たっては、指

導に必要な事項，及びこれに対しての指導の方針，その結果について記入することが必要である。

ウ 記入・取扱いの留意点

(ア) 記入事項の変更や抹消，訂正等について，遺漏なく行わなければならない。

(イ) 本来部外秘として慎重に取り扱い，外部からの証明の依頼や照会等に対応するに当たっては，慎重な配慮が求められる。

(ウ) 指導要録は，学籍に関する記録及び，指導に関する記録は熊本県教育庁文書規程に定める期間保存を要する法定表簿であるから，厳重に保管し，使用後は必ず所定の場所に収納しなければならない。

(2) 通知表

通知表は，法定表簿ではなく，家庭との連絡，家庭における反省と指導の手掛かりになる性格を有するものである。学校によって，その様式や内容はさまざまであるが，生徒と家庭の関心は極めて高く，学校側としても指導・連絡の重要な資料となるものである。そのため，記入に当たっては，次のような諸点に留意しなければならない。

ア 専門的な用語をさけて保護者に理解されやすい表現を用いること。

イ 簡潔にしかも誤解されないように表現すること。

ウ 記載内容は家庭における指導の手掛かりになるように心掛けること。

エ 生徒と保護者の両者の立場から考えて書くように心掛けること。

オ 所見は，教科の領域のみにとらわれないで全人的な観点から考えるようにすること。

カ 生徒に対する励ましや希望をもつような記述があること。

第11章 特別活動

1 特別活動の目標(学習指導要領第5章第1より)

集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ、様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、互いのよさや可能性を発揮しながら集団や自己の生活上の課題を解決することを通して、次のとおり資質・能力を育成することを目指す。

- (1) 多様な他者と協働する様々な集団活動の意義や活動を行う上で必要となることについて理解し、行動の仕方を身に付けるようにする。
- (2) 集団や自己の生活、人間関係の課題を見いだし、解決するために話し合い、合意形成を図ったり、意思決定したりすることができるようにする。
- (3) 自主的、実践的な集団活動を通して身に付けたことを生かして、主体的に集団や社会に参画し、生活及び人間関係をよりよく形成するとともに、人間としての在り方生き方についての自覚を深め、自己実現を図ろうとする態度を養う。

※学習指導要領では、各教科等の目標や内容が、育成を目指す資質・能力の三つの柱（「知識及び技能」「思考力・判断力・表現力等」「学びに向かう力・人間性等」）に基づいて再整理されている。

(1) 特別活動における「人間関係形成」、「社会参画」、「自己実現」の視点

これらの三つ視点は、特別活動において育成する資質・能力における重要な要素であり、学習の過程においても重要な意味をもつものである。三つの視点は相互に関わり合っていて、明確に区別されるものではない。

- ① 「人間関係形成」…集団の中で、人間関係を自主的、実践的によりよいものへと形成するという視点。
- ② 「社会参画」…集団や社会に参画し様々な問題を主体的に解決しようとする視点。
- ③ 「自己実現」…集団の中で、現在及び将来の自己の生活の課題を発見し、よりよく改善しようとする視点。

(2) 「集団や社会の形成者としての見方・考え方」

「集団や社会の形成者としての見方・考え方」を働かせるということは、各教科・科目等の見方・考え方を総合的に働かせながら、自己及び集団や社会の問題を捉え、よりよい人間関係の形成、よりよい集団生活の構築や社会への参画及び自己の実現に向けた実践に結び付けることである。

2 各活動・学校行事の目標と内容

特別活動は、「ホームルーム活動」「生徒会活動」及び「学校行事」で構成されている。

(1) ホームルーム活動

ア 目標

ホームルームや学校での生活をよりよくするための課題を見いだし、解決するために話し合い、合意形成し、役割を分担して協力して実践したり、ホームルームでの話し合いを生かして自己の課題の解決及び将来の生き方を描くために意思決定して実践したりすることに、自主的、実践的に取り組むことを通して、第1の目標に掲げる資質・能力を育成することを目指す。

イ 内容

(ア) ホームルームや学校における生活づくりへの参画

a ホームルームや学校における生活上の諸問題の解決

ホームルームや学校における生活を向上・充実させるための課題を見いだし、解決する

ために話し合い、合意形成を図り、実践すること。

b ホームルーム内の組織づくりや役割の自覚

ホームルーム生活の充実や向上のため、生徒が主体的に組織をつくり、役割を自覚しながら仕事を分担して、協力し合い実践すること。

c 学校における多様な集団の生活の向上

生徒会などホームルームの枠を超えた多様な集団における活動や学校行事を通して学校生活の向上を図るため、ホームルームとしての提案や取組を話し合って決めること。

(イ) 日常の生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全

a 自他の個性の理解と尊重、よりよい人間関係の形成

自他の個性を理解して尊重し、互いのよさや可能性を発揮し、コミュニケーションを図りながらよりよい集団生活をつくること。

b 男女相互の理解と協力

男女相互について理解するとともに、共に協力し尊重し合い、充実した生活づくりに参画すること。

c 国際理解と国際交流の推進

我が国と他国の文化や生活習慣などについて理解し、よりよい交流の在り方を考えるなど、共に尊重し合い、主体的に国際社会に生きる日本人としての在り方生き方を探求しようとする事。

d 青年期の悩みや課題とその解決

心や体に関する正しい理解を基に、適切な行動をとり、悩みや不安に向き合い乗り越えようとする事。

e 生命の尊重と心身ともに健康で安全な生活態度や規律ある習慣の確立

節度ある健全な生活を送るなど現在及び生涯にわたって心身の健康を保持増進することや、事件や事故、災害等から身を守り安全に行動すること。

(ウ) 一人一人のキャリア形成と自己実現

a 学校生活と社会的・職業的自立の意義の理解

現在及び将来の生活や学習と自己実現とのつながりを考えたり、社会的・職業的自立の意義を意識したりしながら、学習の見通しを立て、振り返ること。

b 主体的な学習態度の確立と学校図書館等の活用

自主的に学習する場としての学校図書館等を活用し、自分にふさわしい学習方法や学習習慣を身に付けること。

c 社会参画意識の醸成や勤労観・職業観の形成

社会の一員としての自覚や責任をもち、社会生活を営む上で必要なマナーやルール、働くことや社会に貢献することについて考えて行動すること。

d 主体的な進路の選択決定と将来設計

適性やキャリア形成などを踏まえた教科・科目を選択することなどについて、目標をもって、在り方生き方や進路に関する適切な情報を収集・整理し、自己の個性や興味・関心と照らして考えること。

(2) 生徒会活動

ア 目標

異年齢の生徒同士で協力し、学校生活の充実と向上を図るための諸問題の解決に向けて、計画を立て役割を分担し、協力して運営することに自主的、実践的に取り組むことを通して、第1の目標に掲げる資質・能力を育成することを目指す。

イ 内容

(ア) 生徒会の組織づくりと生徒会活動の計画や運営

生徒が主体的に組織をつくり、役割を分担し、計画を立て、学校生活の課題を見いだし解決するために話し合い、合意形成を図り実践すること。

(イ) 学校行事への協力

学校行事の特質に応じて、生徒会の組織を活用して、計画の一部を担当したり、運営に主体的に協力したりすること。

(ウ) ボランティア活動などの社会参画

地域や社会の課題を見いだし、具体的な対策を考え、実践し、地域や社会に参画できるようにすること。

(3) 学校行事

ア 目標

全校若しくは学年又はそれらに準ずる集団で協力し、よりよい学校生活を築くための体験的な活動を通して、集団への所属感や連帯感を深め、公共の精神を養いながら、第1の目標に掲げる資質・能力を育成することを目指す。

イ 内容

(ア) 儀式的行事

学校生活に有意義な変化や折り目を付け、厳粛で清新な気分を味わい、新しい生活の展開への動機付けとなるようにすること。

(イ) 文化的行事

平素の学習活動の成果を発表し、自己の向上の意欲を一層高めたり、文化や芸術に親しんだりするようにすること。

(ウ) 健康安全・体育的行事

心身の健全な発達や健康の保持増進、事件や事故、災害等から身を守る安全な行動や規律ある集団行動の体得、運動に親しむ態度の育成、責任感や連帯感の涵養、体力の向上などに資するようにすること。

(エ) 旅行・集団宿泊的行事

平素と異なる生活環境にあつて、見聞を広め、自然や文化などに親しむとともに、よりよい人間関係を築くなどの集団生活の在り方や公衆道徳などについての体験を積むことができるようにすること。

(オ) 勤労生産・奉仕的行事

勤労の尊さや創造することの喜びを体得し、就業体験活動などの勤労観・職業観の形成や進路の選択決定などに資する体験が得られるようにするとともに、共に助け合って生きることの喜びを体得し、ボランティア活動などの社会奉仕の精神を養う体験が得られるようにすること。

3 特別活動の授業時数

特別活動の授業時数等の取扱いについては、新学習指導要領第1章第2款の3及び5で、次のとおり示している。

3 (3) 各教科・科目等の授業時数等

ア 全日制の課程における各教科・科目及びホームルーム活動の授業は、年間35週行うことを標準とし、必要がある場合には、各教科・科目の授業を特定の学期又は特定の期間（夏季、冬季、学年末等の休業日の期間に授業日を設定する場合を含む。）に行うことができる。

エ ホームルーム活動の授業時数については、原則として、年間35単位時間以上とするものとする。

る。

カ 定時制の課程において、特別の事情がある場合には、ホームルーム活動の授業時数の一部を減じ、又はホームルーム活動及び生徒会活動の内容の一部を行わないものとすることができる。

5 通信制の課程における教育課程の特例

(6) 特別活動については、ホームルーム活動を含めて、各々の生徒の卒業までに 30 単位時間以上指導するものとする。なお、特別の事情がある場合には、ホームルーム活動及び生徒会活動の内容の一部を行わないものとするができる。

4 まとめ

学習指導要領（平成 30 年告示）解説特別活動編では、ホームルーム経営の充実やキャリア教育、いじめの未然防止を含めた生徒指導との関連、ガイダンスとカウンセリングの双方の趣旨を踏まえて指導を行うことなど、教育課程全体における特別活動の役割や機能等が述べられている。今後も、学校教育活動において特別活動は重要な役割を果たすと考えられる。ここでは、主に特別活動の目標と内容を項目ごとに示したが、詳細は学習指導要領（平成 30 年告示）解説特別活動編を参考にされたい。

※ 参考資料

- 文部科学省 高等学校学習指導要領（平成 30 年告示）解説 総則編
- 文部科学省 高等学校学習指導要領（平成 30 年告示）解説 特別活動編

第12章 生徒指導

1 生徒指導の意義

生徒指導は、学校の教育目標を達成する上で重要な機能を果たすものであり、学習指導と並んで学校教育において重要な意義をもつものである。教育機能としての生徒指導は、教育課程の内外において一人一人の生徒の健全な成長を促し、生徒自ら現在及び将来における自己実現を図っていくための自己指導能力の育成を目指すという生徒指導の積極的な意義を踏まえ、学校の教育活動全体を通じ、その一層の充実を図っていかなければならないものである。

子供たちの多様化が進み、様々な困難や課題を抱える生徒が増える中、学校教育には、子供の発達や教育的ニーズを踏まえつつ、一人一人の可能性を最大限伸ばしていく教育が求められている。こうした中で、生徒指導は、一人一人が抱える個別の困難や課題に向き合い、「個性の発見とよさや可能性の伸長、社会的資質・能力の発達」に資する重要な役割をもっている。

生徒指導上の課題が深刻になる中、何よりも子供たちの命を守ることが重要であり、全ての子供たちに対して、学校が安心して楽しく通える魅力ある環境となるよう学校関係者が一丸となって取り組まなければならない。

(1) 生徒指導の定義と目的

ア 生徒指導の定義

生徒指導の定義は、「生徒が、社会の中で自分らしく生きることができる存在へと、自発的・主体的に成長や発達する過程を支える教育活動のことである。なお、生徒指導上の課題に対応するために、必要に応じて指導や援助を行う。」とされる。生徒指導は、生徒が自身を個性的存在として認め、自己に内在しているよさや可能性に自ら気づき、引き出し、伸ばすと同時に、社会生活で必要となる社会的資質・能力を身に付けることを支える働きである。

イ 生徒指導の目的

生徒指導の目的は、「生徒指導は、生徒一人一人の個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支えると同時に、自己の幸福追求と社会に受け入れられる自己実現を支えることを目的とする。」とされる。発達を支えるとは、生徒の心理面の発達のみならず、学習面、社会面進路面、健康面の発達を含む包括的なものである。また、生徒指導の目的を達成するためには、生徒一人一人が自己指導能力を身に付けることが重要であり、生徒が、深い自己理解に基づき、主体的に問題や課題を発見し、自己の目標を選択・設定して、この目標の達成のため、自発的、自律的、かつ、他者の主体性を尊重しながら、自らの行動を決断し、実行する力、すなわち、「自己指導能力」を獲得することが目指される。

(2) 生徒指導の実践上の視点

生徒の自己指導能力の獲得を支える生徒指導では、多様な教育活動を通して、生徒が主体的に課題に挑戦してみることや多様な他者と協働して創意工夫することの重要性等を実感することが大切である。以下に、その際に留意する実践上の視点を示す。

ア 自己存在感の感受

教育活動の中で、個が埋没してしまわないようにするには、学校生活のあらゆる場面で、「自分も一人の人間として大切にされている」という自己存在感を、生徒が実感することが大切である。また、ありのままの自分を肯定的に捉える自己肯定感や、他者のために役立った、認められたという自己有用感を育むことも極めて重要である。

イ 共感的な人間関係の育成

ホームルーム経営の焦点は、教職員と生徒、生徒同士の選択できない出会いから始まる生活集団を、どのようにして認め合い・励まし合い・支え合える学習集団に変えていくのかということに置かれる。失敗を恐れない、間違いやできないことを笑わない、むしろ、なぜそ

う思ったのか、どうすればできるようになるのかを皆で考える支持的で創造的なホームルームづくりが生徒指導の土台となる。そのためには、自他の個性を尊重し、相手の立場に立って考え、行動できる相互扶助的で共感的な人間関係をいかに早期に創りあげるかが重要となる。

ウ 自己決定の場の提供

生徒が自己指導能力を獲得するには、授業場面で自らの意見を述べる、観察・実験・調べ学習等を通じて自己の仮説を検証してレポートする等、自ら考え、選択し、決定する、あるいは発表する、制作する等の体験が何より重要である。生徒の自己決定の場を広げていくために、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を進めていくことが求められる。

エ 安全・安心な風土の醸成

生徒一人一人が、個性的な存在として尊重され、ホームルームで安全かつ安心して教育を受けられるように配慮する必要がある。他者の人格や人権をおとしめる言動、いじめ、暴力行為などは、決して許されるものではなく、互いの個性や多様性を認め合い、安心して授業や学校生活が送れるような風土を、教職員の支援の下で、生徒自らがつくり上げるようにすることが大切である。そのためには、教職員による生徒への配慮に欠けた言動、暴言や体罰等が許されないことは言うまでもない。

(3) 生徒指導の関連性

生徒指導と同様に、生徒の社会的自己実現を支える教育活動としてキャリア教育がある。生徒指導を進める上で、両者の相互作用を理解して、一体となった取組を行うことが大切である。キャリア教育を学校教育全体で進めるという前提の下、これまでの教科の学びや体験活動等を振り返るなど、教育活動全体の取組を自己の将来や社会につなげていくことが求められている。進路指導については、キャリア教育の中に包含されており、「その中で、生徒が自らの生き方を考え主体的に進路を選択することができるよう、学校の教育活動全体を通じ、組織的かつ計画的な進路指導を行うこと。」と示されている。さらに、特別活動のホームルーム活動の内容項目が「一人一人のキャリア形成と自己実現」となっており、小・中・高を通じたキャリア教育の積み重ねの重要性が指摘されている。いじめや暴力行為などの生徒指導上の課題への対応においては、生徒の反省だけでは再発防止力は弱く、自他の人生への影響を考えること、自己の生き方を見つめること、自己の内面の変化を振り返ること及び将来の夢や進路目標を明確にすることが重要である。したがって、生徒指導とキャリア教育は、深い関係にあると言える。

2 生徒指導の方法

(1) 生徒理解

ア 複雑な心理・人間関係の理解

経験のある教職員であっても、生徒一人一人の家庭環境、生育歴、能力・適性、興味・関心等を把握することは非常に難しい。また、授業や部活動などで、日常的に生徒に接していても、生徒の感情の動きや生徒相互の人間関係を把握することは容易ではない。さらに、スマートフォンやインターネットの発達によって、教職員の目の行き届かない仮想空間で、不特定多数の人と交流するなど、思春期の多感な時期にいる高校生の複雑な心理や人間関係を理解するのは困難を極める。したがって、いじめや児童虐待の未然防止においては、教職員の生徒理解の深さが鍵となる。

イ 観察力と専門的・客観的・共感的理解

生徒理解においては、生徒を心理面のみならず、学習面、社会面、健康面、進路面、家庭面から総合的に理解していくことが重要である。また、ホームルーム担任の日頃のきめ細かい観察力が、指導・援助の成否を大きく左右する。また、学年担当、教科担任、部活動等の顧問等による複眼的な広い視野からの生徒理解に加えて、養護教諭、スクールカウンセラー

(以下、S C)、スクールソーシャルワーカー(以下、S S W)の専門的な立場からの生徒理解を行うことが大切である。この他、生活実態調査、いじめアンケート調査等の調査データに基づく客観的な理解も有効である。特に、教育相談では、生徒の声を、受容・傾聴し、相手の立場に寄り添って理解しようとする共感的理解が重要になる。

ウ 生徒、保護者と教職員の相互理解の重要性

的確な生徒理解を行うためには、生徒、保護者と教職員が互いに理解を深めることが大切である。生徒や保護者が、教職員に対して、信頼感を抱かず、心を閉ざした状態では、広く深い生徒理解はできない。生徒や保護者に対して、教職員が積極的に、生徒指導の方針や意味などについて伝え、教職員や学校側の考えについての理解を図る必要がある。例えば、授業や行事等で教職員が自己開示をする、あるいは、定期的なホームルーム通信を発行することなどを通して、生徒や保護者に教職員や学校に対する理解を促進することが大切である。

(2) 集団指導と個別指導

集団指導と個別指導は、集団に支えられて個が育ち、個の成長が集団を発展させるという相互作用により、生徒の力を最大限に伸ばし、生徒が社会で自立するために必要な力を身に付けることができるようにするという指導原理に基づいて行われる。そのためには、教職員は生徒を十分に理解するとともに、教職員間で指導についての共通理解を図ることが必要である。

ア 集団指導

集団指導では、社会の一員としての自覚と責任、他者との協調性、集団の目標達成に貢献する態度の育成を図る。生徒は役割分担の過程で、各役割の重要性を学びながら、協調性を身に付けることができる。自らも集団の形成者であることを自覚し、互いが支え合う社会の仕組みを理解するとともに、集団において、自分が大切な存在であることを実感する。指導においては、あらゆる場面において、生徒が人として平等な立場で互いに理解し信頼した上で、集団の目標に向かって励まし合いながら成長できる集団をつくることが大切である。そのために、教職員には、一人一人の生徒が「① 安心して生活できる ② 個性を発揮できる ③ 自己決定の機会を持てる ④ 集団に貢献できる役割を持てる ⑤ 達成感・成就感を持つことができる ⑥ 集団での存在感を実感できる ⑦ 他の生徒と好ましい人間関係を築ける ⑧ 自己肯定感・自己有用感を培うことができる ⑨ 自己実現の喜びを味わうことができる」ことを基盤とした集団づくりを行うように工夫することが求められる。

イ 個別指導

個別指導には、集団から離れて行う指導と、集団指導の場面においても個に配慮することの二つの概念がある。授業など集団で一斉に活動をしている場合において、個別の生徒の状況に応じて配慮することも個別指導と捉えられる。また、集団に適応できない場合など、課題への対応を求める場合には、集団から離れて行う個別指導の方がより効果的に生徒の力を伸ばす場合も少なくない。生徒指導上の課題の増加、外国人生徒数の増加、通常の学級に在籍する障害のある生徒、子供の貧困の問題等により多様化する子供たちへの対応も含め、誰一人取り残さない生徒指導が求められている。さらに今後、個の課題や家庭・学校環境に応じた、適切かつ切れ目のない生徒指導を行うことが大切となる。

(3) ガイダンスとカウンセリング

生徒指導上の課題として、人間関係で多くの生徒が悩みを持ち、学習面の不安だけでなく、心理面や進路面での不安や悩みを抱えることも少なくない。そのような課題に対しては、教職員が生徒や学級・ホームルームの実態に応じて、ガイダンスという観点から、学校生活への適応やよりよい人間関係の形成、学習活動や進路等における主体的な取組や選択及び自己の生き方などに関して、全ての生徒に、組織的・計画的に情報提供や説明を行う。また、カウンセリングという観点からは、生徒一人一人の生活や人間関係などに関する悩みや迷いを受け止め、自己の可能性や適性についての自覚を深めるように働きかけたり、適切な情報を提供したりしながら、生

徒が自らの意志と責任で選択、決定することができるようにするための相談・助言等を個別に行う。ガイダンスとカウンセリングは、教員、SC、SSW等が協働して行う生徒指導において、生徒の行動や意識の変容を促し、一人一人の発達を支える働きかけの両輪として捉えることができる。

(4) チーム支援による組織的対応

生徒指導の諸課題を解決するためには、一人で問題を抱え込まずに生徒指導主事等と協力して、チームで対応することが求められる。また、対応が難しい場合は、生徒指導主事や教育相談コーディネーター、学年主任、養護教諭、SC、SSW等校内の教職員が連携・協働した校内連携型支援チームによる組織的対応が重要となり、さらに深刻な課題は、校外の関係機関等との連携・協働に基づくネットワーク型支援チームによる地域の社会資源を活用した組織的対応が必要になる。

チーム支援においては、生徒の学習情報、健康情報、家庭情報等極めて慎重な取扱いを要する個人情報扱うため、守秘義務や説明責任等に注意をしなければならない。保護者や生徒と事前に、「何のために」「どのように進めるのか」「情報をどう扱い、共有するのか」という点に関して、合意形成や共通理解を図り、個人情報を含めチーム支援において知り得た情報を守秘しなければならない。また、保護者や地域社会に対して、説明責任を有し、情報公開請求に応えることも求められ、特に、当該生徒の保護者の知る権利への配慮が大切である。会議録、各種調査票、チーム支援計画シート、教育相談記録等を的確に作成し、規定の期間保持することが必要である。

3 生徒指導の基盤

(1) 教職員集団の同僚性

組織的かつ効果的に生徒指導を実践するためには、教職員同士が支え合い、学び合う同僚性が基盤となる。教職員や専門スタッフ等の多職種で組織される学校がチームとして実効的に機能するには、職場の組織風土（雰囲気）が大切である。

ア 教職員の受容的・支持的・相互扶助的な人間関係

組織的・効果的な生徒指導を行うには、教職員が気軽に話ができる、生徒指導実践について困ったときに、同僚教職員やスタッフに相談に乗ってもらえる、改善策や打開策を親身に考えてもらえる、具体的な助言や助力をしてもらえる等、受容的・支持的・相互扶助的な人間関係が形成され、組織として一体的な動きをとれるかどうかが鍵となる。また、教職員が絶えず自らの生徒指導実践を振り返り、教職員同士で相互に意見を交わし、学び合うことのできる同僚関係が不可欠である。

イ 教職員のメンタルヘルスの維持とセルフ・モニタリング

生徒指導を実践する上で、教職員のメンタルヘルスの維持は重要である。生徒指導では、未経験の課題性の高い対応を迫られることがあり、自分の不安や困り感を同僚に開示できない、素直に助けてほしいといえない、努力しているが解決の糸口がみつからない、自己の実践に肯定的評価がなされない等により、強い不安感、焦燥感、閉塞感、孤立感を抱き、心理的ストレスの高い状態が継続することがある。このような時、受容的・支持的・相互扶助的な同僚性がある職場であればストレスの軽減効果が期待されます。また、自分の心理状態を振り返る、セルフ・モニタリングも重要であり、不安や苦しみを自覚したときに、一人で抱え込まず、SCも含めて身近な教職員に相談できる職場の雰囲気や体制の整備が求められる。

(2) 生徒指導マネジメント

生徒指導を切れ目なく、効果的に実践するためには、学校評価を含む生徒指導マネジメントサイクルを確立することが大切である。学校における生徒指導が効果を発揮するためには、保護者による学校や教職員への理解が鍵となるため、学校から保護者へ積極的に情報を発信していくことが必要である。学校ホームページによる情報発信の工夫、あるいは、ホームルーム担任による保護者向けの学級・ホームルーム通信、学年便り、生徒指導部や教育相談部による通信等によっ

て、生徒指導の目標理解や協力をお願い、生徒の実態に関する情報共有等を図る。保護者の学校理解や教職員理解の深まりは、家庭や地域との連携・協働の基盤となる。

4 教育相談

(1) 教育相談の基本的な考え方

教育相談の目的は、生徒が将来において社会的な自己実現ができるような資質・能力・態度を形成するように働きかけることである。この点において生徒指導と教育相談は共通しているが、生徒指導は集団や社会の一員として求められる資質や能力を身に付けるように働きかけるという発想が強く、教育相談は個人の資質や能力の伸長を援助するという発想が強い傾向にある。教育相談は、生徒指導の一環として位置付けられ、重要な役割を担うものであることを踏まえ、生徒指導と教育相談を一体化させて、全教職員が一致して取組を進めることが必要である。

(2) 教職員に求められる姿勢

- ・ 指導や援助の在り方を教職員の価値観や信念から考えるのではなく、生徒理解（アセスメント）に基づいて考えること。
- ・ 生徒の状態が変われば指導方法も変わり、あらゆる場面に通用する指導や援助の方法は存在しないことを理解し、柔軟な働きかけを目指すこと。
- ・ どの段階でどのような指導・援助が必要かという時間的視点をもつこと。

(3) 教育相談活動の全校的展開

ア 発達支持的教育相談

「発達支持的教育相談」とは、様々な資質や能力の積極的な獲得を支援する教育相談活動であり、個々の生徒の成長・発達の基盤をつくるものと言える。「個別面談」や「グループ面談」等の相談活動だけでなく、通常のエデュケーション活動を発達支持的教育相談の視点を意識しながら実践することが重要である。

イ 課題予防的教育相談

(ア) 課題未然防止教育

「課題未然防止教育」とは、全ての生徒を対象としたある特定の問題や課題の未然防止を目的に行われる教育相談である。全ての生徒を対象に、いじめ防止や暴力防止のためのプログラムをＳＣの協力を得ながら生徒指導主事と教育相談コーディネーターが企画し、担任や教科担任等が中心に実践する取組などが挙げられる。

(イ) 課題早期発見対応

ある問題や課題の兆候が見られる特定の生徒を対象として行われる教育相談である。発達課題の積み残しや何らかの脆弱性を抱えた生徒、あるいは環境的に厳しい状態にある生徒を早期に見付け出し、即応的に支援を行う場合などを挙げることができる。

しかし、危機的な状況に置かれていてもその状況を適切に表現できない生徒もいることを想定する必要がある。生徒が危機のサインを表出するのを待つだけではなく、積極的にサインに気付こうとする姿勢をもつことが重要である。

「早期発見」の具体的な方法として「丁寧な関わりと観察」「定期相談」「作品の活用」「質問紙調査」が挙げられる。

「丁寧な関わりと観察」を通じて、生徒の心身の変化を的確に捉えるが、以下のサインに気付いた場合、背後に問題が隠れている可能性を想定し対応することが大切である。

- ・ 学業成績の変化
- ・ 言動の変化
- ・ 態度、行動面の変化
- ・ 身体に現れる変化

「定期相談」は５分程度の面接であっても、継続することで「定期相談のときに相談できる」という安心感の形成と信頼関係の構築に効果的に作用することができる。面接に当たっ

ては、受容的かつ共感的に傾聴することを心掛け、生徒理解に努めることが重要である。

「作品の活用」も有効である。生徒の日記、作文、絵などは、そのときの心理状態、自尊感情の有り様、発達の課題などに関する有益な情報を含んでいる。気になる作品等があれば記録に残したり、他の職員やＳＣと一緒に検討したりすることが重要である。

「質問紙調査」は、観察や面接などで見落とした生徒のＳＯＳを把握するために有効な方法である。観察等と組み合わせた質問紙調査を行うことで生徒理解を深めることが可能となる。

「早期対応の方法」として、代表的なものに「スクリーニング会議」や「個別の支援計画」，「グループ会議」が挙げられる。

「スクリーニング会議」は、教育相談コーディネーターをはじめ、生徒指導主事、教育相談係、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、ＳＣ、ＳＳＷなどが集まり、リスクの高い生徒を見だし、必要な支援体制を整備するために開催する会議である。

「個別の支援計画」は、「ケース会議」にかかる援助ニーズの高い生徒について、作成することが望まれる。

「グループ面談」は、「進路に関する悩み」や「ＳＮＳについて」，「数学が分からない」など特定のテーマで対象者を募集したり、家庭状況や欠席日数、遅刻・早退などのリスク要因の観点から対象者をピックアップしたりするなどして実施する。

「早期対応の方法」はその他に「リスト化と定期的な情報更新」，「関係機関を含めた学校内外のネットワーク型による支援」等がある。

(ウ) 困難課題対応的教育相談

「困難課題対応的教育相談」は、困難な状況において苦戦している特定の生徒、発達や適応上の課題のある生徒などを対象とする。こうした生徒に対しては、ケース会議を開き、情報収集を行いＳＣやＳＳＷの専門性を生かしながら、教育、心理、医療等の観点からアセスメントを行う。また、長期にわたる手厚い支援を組織的に行うことにより課題解決に向けた支援を行う。その際、学校外のネットワークを利用して地域の関係機関と連携・協力することが重要である。

(4) 組織的な教育相談活動体制

教育相談は、いじめや問題行動、児童虐待等、事案発生後の対応だけではなく、未然防止、早期発見、早期支援・対応が必要である。さらには、事案の改善・回復、再発防止まで一貫して支援する体制づくりが重要である。教育相談は学級担任が個人的に実践するものではなくチームで行う活動であり、学校内では教育相談コーディネーターや生徒指導主事、ＳＣやＳＳＷなどと連携して進めていくことが重要である。

また、学校外には、生徒の支援を目的に活動している団体や施設がある。地域と協力して郊外のネットワークを生かした支援を進めることができる体制づくりも重要となる。

ア 学級担任・ホームルーム担任の役割

生徒の心理的又は発達の課題は、日常的行動観察及び生徒の学業成績、言動、態度等を通して気付く場合がある。学級担任・ホームルーム担任は普段から積極的に生徒とコミュニケーションを図り相談しやすい関係を築くとともに、生徒を観察する力を高め課題が複雑化・深刻化する前に指導・対応できるようにする。

また、一人で抱え込まず、学校が組織として対応する意識をもつことも重要である。

イ 養護教諭の役割

養護教諭は、全生徒を対象として、入学前から経年的に生徒の成長・発達に関わっている。また、いじめや虐待が疑われる生徒、不登校傾向にある生徒等と関わる機会も多いため、教育相談を通じて課題の早期発見に努めることが重要である。その際、学級担任やＳＣ、ＳＳＷなど学校内での連携を図ることはもとより、学校医や医療機関等との連携の必要性について

て適切な判断が行えるようにする。

ウ 教育相談コーディネーターの役割

不登校やいじめ等の未然防止や事案が発生した場合、学校は組織として対応する必要がある。教育相談コーディネーターは、学校全体の生徒の状況や支援の状況を一元的に把握し、ケース会議の開催や関係機関との連絡調整など、問題の解決に向けて調整役として活動をする。

エ スクールカウンセラー（ＳＣ）の役割

ＳＣは、心理学の領域に関する高度な知識及び臨床経験を有する専門職である。不登校、いじめや暴力等の問題行動、虐待等を学校として認知した場合や災害等が発生した場合、生徒や保護者、教職員にカウンセリング・見立て（アセスメント）・助言や援助を行う。また、全ての生徒が安心した学校生活を送ることができる環境づくりを行う。

オ スクールソーシャルワーカー（ＳＳＷ）の役割

ＳＳＷは、過去に教育や福祉の分野において、活動経験の実績があり、教育と福祉の両面に関して専門的な知識・技術を有する専門職である。生徒の問題行動の背景には、生徒が置かれた様々な環境が複雑に絡まっており、ＳＳＷは関係機関と連携・調整等のコーディネートをしたり、家庭や友人関係等の環境の問題に働きかけを行ったりする。

※ 参考資料

- 生徒指導提要（令和４年１２月 文部科学省）
- 児童生徒の教育相談の充実について（報告）（平成２９年１月 文部科学省）

5 いじめへの対応について

本県におけるいじめへの対応については、「いじめ防止対策推進法（以下「法」という）」及び「熊本県いじめ防止基本方針（以下「基本方針」という。）」に則り、適切に対応しなければならない。

以下、法及び基本方針に示されているいじめへの対応について概要を示す。

(1) いじめの理解（基本方針 P. 4）

いじめの問題は、人権に関わる重大な問題であり、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関わる国民的な課題である。いじめから子供を救うためには、大人も子供も、一人一人が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」との意識をもち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならない。

また、いじめは、その責任をいじめられる側に求めるものではない。（補足：いじめの加害行為に至った要因が、いじめの被害者である相手にあるとの主張があるとしても、私的な報復は認められていない。）

(2) いじめの定義（基本方針 P. 3）

（定義）

法第２条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、いじめられた生徒の立場に立って見極めなければならない。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第２２条の学校におけるいじめの防止等の対策のための組織（以下「学校いじめ対策組織」という。）を活用して行う。

(想定されるいじめの具体的な様態)

- 冷やかしからい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンやスマートフォン・携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

(3) いじめの解消 (基本方針 P. 18)

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の二つの要件ア及びイが満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

ア いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とするが、形式的な対処とならないように留意する。

イ 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

(4) いじめの防止 (基本方針 P. 5)

いじめは、どの学校でも、どの子供にも起こりうることから、根本的ないじめの問題克服のためには、全ての生徒を対象としたいじめの未然防止の働きかけが必要である。

全ての生徒をいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、子供に将来の夢やそれに挑戦する意欲をもたせることで、いじめを生まない土壌をつくり上げることが重要である。

特に、生徒には様々な背景（障がいのある生徒、性的指向・性自認に係る生徒、海外から帰国した生徒や外国人の生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる生徒等）がある生徒もいることから、学校として特に配慮が必要な生徒については、日常的に、当該生徒の背景等を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携を図りながら、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行うことで、いじめの防止等に対応することが求められる。

ア 学校の教育の根幹に人権教育を据え、児童生徒の豊かな情操、道徳心や社会性を育むとともに、自分の存在と他人の存在を等しく認め、互いの人格を尊重する態度等、心の通う人間関係を構築する能力を養う。

イ 学校の教育活動全体を通じて、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促進し、学校において「いじめをしない」「いじめをさせない」「いじめに負けない」集団づくりを進める。

ウ 自他の意見や能力等に相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していく力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを見通して行動できる力等、児童生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。

エ いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その解消・改善を図るとともに、ストレスに適切に対処できる力を育むことや、全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や自己肯定感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。

(5) いじめの早期発見（基本方針 P. 6）

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、生徒の小さな変化に気付く力を高めることが求められる。生徒は思春期の多感な時期であることから、生徒の表面的な表情や「大丈夫です。」などといった言動だけで判断することなく、保護者に気になる点を伝えたりするなど、一歩踏み込んだ対応が求められる。わずかな兆候にもいじめの可能性を考えて、初期の段階から関わりをもち、子供たちがいじめを隠したり軽視したりすることがないよう積極的に対応する必要がある。

また、いじめの早期発見のため、学校や学校の設置者は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、家庭、地域と連携して生徒を見守ることが必要である。

(6) いじめへの対処（基本方針 P. 6）

いじめが認知された場合、学校は直ちに、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し詳細を確認した上で、いじめたとされる生徒に対して事実を確認し適切に指導する等、組織的な対応を行わなければならない。

ただし、いじめられた生徒の立場に立って、「いじめ」に当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要するものとは限らない。例えば、好意から行った行為が、意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、発言者の認識としては軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。（基本方針 P. 4）

教職員は日頃から、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておく必要がある。

(7) 学校いじめ防止基本方針（基本方針 P. 12）

（学校いじめ防止基本方針）

法第 13 条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

学校いじめ防止基本方針は、いじめの防止のための具体的な取組、早期発見・早期対応の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修等、いじめの防止等全体に係る内容が明記されるとともに、全ての教職員がそれぞれに果たすべき役割を認識できるものでなければならない。

(8) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置（基本方針 P. 13～15）

（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）

法第 22 条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

この組織は、学校におけるいじめの防止等の中核として、いじめの疑いに関する情報を共有し、その情報に基づいて組織的対応をするために置くものである。特に、事実関係の把握、いじめであるか否かの判断は組織的に行わなければならない。学校いじめ対策組織が、情報の収集と記録、共有化の役割を担うため、教職員は、わずかな兆候や懸念、生徒からの訴えを特定の教職員で抱え込まずに、又は対応不要であると判断せずに、直ちに全て学校いじめ対策組織へ報告・相談する。

なお、学校いじめ対策組織における情報の窓口を一元化するため、情報の集約等に係る業務を担う担当者（以下「情報集約担当者」という。）を学校いじめ対策組織内に最低一人を置かなければならない。

(9) 学校及び学校の教職員の責務（法第8条）

法第8条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

(10) いじめの防止等のための取組（基本方針 P. 8～11）

県及び学校が行ういじめの防止等に関する具体的な取組については、次のア～ウの三つに分けて整理されている。ここに一部抜粋したものを記すが、詳細については、基本方針を参照すること。

ア いじめの防止（基本方針 P. 8～10）

(ケ) 県教育委員会が主催する「心のきずなを深める月間」や「心のきずなを深めるシンポジウム」等を通じて、学校、家庭及び地域が互いの役割と責任を自覚し、相互に補完し合いながら、地域ぐるみでいじめを許さない学校・学級づくりに向けて取り組む気運を高める。また、児童会生徒会が主体となる「いじめの防止等に係る取組」を学校、家庭及び地域が一体となって支援する。

(コ) 教職員一人一人の言動が、児童生徒の人格形成に大きな影響を与えることを自覚し、学校における言語環境の整備に努めるとともに、児童生徒に言葉の大切さを気付かせる指導の充実に努める。特に、アクティブラーニングの視点を重視した授業が推奨される中、授業に関する発言と私語を区別することに注意を払い、不適切な発言等については、これを見逃さない教職員の育成に努める。

イ いじめの早期発見（基本方針 P. 10）

(ウ) 児童生徒が自分の身の周りで起きているいじめを教職員に率直に相談することができるよう、県立教育センター等において、カウンセリングやコーチングの研修等、教職員が子供との良好なコミュニケーションを図り、確かな信頼関係を築くための研修の充実に努めるとともに、校内における研修を積極的に支援する。併せて、児童生徒の援助希求能力の向上を目的とする「児童生徒が生活上の困難・ストレスに直面したときの対処方法を身に付けるための教育（以下「SOSの出し方に関する教育」という。）」を積極的に推進することができるよう、指導プログラムに関する資料提供や、学校等に配置・派遣しているスクールカウンセラーの活用等、学校の取組を支援する。

ウ いじめへの対処（基本方針 P. 10～11）

(ア) 学校内外で起きているいじめに関する情報を学校全体で共有し、協働して解決への取組が図れるよう学校体制の整備やその有効な運用について指導・助言するとともに、「学校いじめ対策組織」が主催する校内研修が充実するための支援を行う。

(11) 重大事態への対処（基本方針 P. 19～23）

重大事態の発生と調査

（学校の設置者又はその設置する学校による対処）

法第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

２・３（略）

同条第１項第１号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、以下に示す項目等、いじめを受ける生徒の状況に着目して判断する。

- （ア）生徒が自殺を企図した場合
- （イ）身体に重大な傷害を負った場合
- （ウ）金品等に重大な被害を被った場合
- （エ）精神性の疾患を発症した場合

同項第２号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間 30 日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席している場合には、上記の目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものと見なして報告・調査等に当たる。生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

その他、重大事態発生時の対応や調査方法などについては、県教育委員会が作成した「いじめが背景に疑われる重大事態対応マニュアル」等を確認すること。

(12) その他参考となる事項

ア 熊本県公立学校「心のアンケート」について

全国で起きたいじめが原因と見られる自殺の続発や、平成 18 年 11 月 13 日に文部科学大臣宛にいじめ自殺を予告する「熊本中央」の消印のあるはがきが届いたことを契機として、県内の全ての公立小中学校・県立学校等の児童生徒を対象に、「熊本県いじめ緊急アンケート」を実施した。それ以降、毎年「熊本県公立学校いじめアンケート」を実施してきた。

平成 24 年度からは、児童生徒が、その切実な思いを少しでもアンケートに書きやすくするために、平成 24 年度のいじめ対策検討委員会の意見を踏まえて、「熊本県公立学校 心のアンケート～楽しい学校生活をおくるために～」と改称するとともに、内容等の見直しを行い実施している。このアンケートとその結果に基づく教育相談等の学校の組織的な対応により、多くのいじめが認知されている。

＜すべての学校・教育委員会関係者の皆様へ＞

いじめが背景事情として認められる生徒の自殺事案が発生していることは大変遺憾です。子どもの生命を守り、このような痛ましい事案が二度と発生することのないよう、学校・教育委員会・国などの教育関係者が担うべき責務をいまいちど確認したいと思います。

いじめは決して許されないことですが、どの学校でもどの子どもにも起こりうるものであり、その兆候をいち早く把握し、迅速に対応しなければなりません。文部科学省からの通知等の趣旨をよく理解のうえ、平素より、万が一の緊急時の対応に備えてください。

学校においては、日常において決していじめの兆候を見逃すことなく、いじめを把握したときは抱え込まずにすみやかに市町村教育委員会に報告してください。

報告を受けた市町村教育委員会は、当事者としての責任をもって、学校とともに迅速かつ適切な対応を行ってください。

また、児童生徒等の生命又は身体の安全がおびやかされるような重大な事態に至るおそれがあると認めるときは、そのような事態に至る前に、すみやかに関係者で連携することが必要です。都道府県教育委員会は、学校や市町村教育委員会を可能な限り支援してください。文部科学省も積極的に支援いたしますので、市町村教育委員会、都道府県教育委員会はすみやかに文部科学省へ状況を報告してください。

子どもの生命は非常に大切であり、守らなければなりません。このため、学校、教育委員会、国などの関係者が一丸となって取組んでいきたいと考えています。

平成 24 年 7 月 13 日 文部科学大臣 平野 博文

※ 参考資料

① いじめの問題に対する施策（法令，通知，事例集等 文部科学省） https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1302904.htm	
② 生徒指導支援資料・生徒指導リーフ等（国立教育政策研究所） https://www.nier.go.jp/shido/leaf/index.html	
③ 熊本県いじめ防止基本方針及びいじめ防止等リーフレット （令和 2 年 11 月 24 日改訂 熊本県） https://www.pref.kumamoto.jp/site/kyouiku/52365.html	

第13章 キャリア教育

1 キャリア教育の定義

一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基礎となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達^{*}を促す教育。

(※キャリア発達：社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく過程)

2 学習指導要領総則との関連

高等学校学習指導要領総則には、「生徒が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう、特別活動を要としてつつ各教科・科目等の特質に応じて、キャリア教育の充実を図ること。」とキャリア教育の充実を図ることが明記された。

3 キャリア教育充実のための基本的な方向性

- ・ 日常の教科等の学習指導においてキャリアの視点を大切にし、将来の生活や社会と関連付けながら見通しをもったり、振り返ったりしながら学ぶ「主体的・対話的で深い学び」を実現すること。
- ・ 社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる能力である「基礎的・汎用的能力」を育成すること。
- ・ キャリア教育を実践し、学校生活と社会生活や職業生活を結びつけることにより、生徒の学習意欲を喚起すること。

4 学校における実践の具体的方向性

- ・ 学校における体系的・系統的なキャリア教育の実践の促進
- ・ 職場体験活動やインターンシップなどの職業に関する体験活動の充実
- ・ 学校と地域・社会や産業界等が連携・協働した取組の促進
- ・ 生徒が活動を記録し蓄積するキャリア・パスポートの活用

5 キャリア教育推進のための参考資料

(1) 中学校・高等学校キャリア教育の手引き	(2) 高校生の頃にしてほしかったキャリア教育って何？	(3) キャリア・パスポートって何だろう？
		
(4) キャリア教育が促す「学習意欲」	(5) キャリア・パスポートを「ホームルーム経営」につなぐ	
		

第 14 章 進路指導

1 進路指導の定義

進路指導は、「生徒の一人ひとりが、自分の将来の生き方への関心を深め、自分の能力・適性等の発見と開発に努め、進路の世界への知見を広くかつ深いものとし、やがて自分の将来への展望を持ち、進路の選択・計画をし、卒業後の生活によりよく適応し、社会的・職業的自己実現を達成していくことに必要な、生徒の自己指導能力の伸長を目指す、教師の計画的、組織的、継続的な指導・援助の過程」（文部省『進路指導の手引－高等学校ホームルーム担任編』昭和 58 年）である。

2 進路指導の意義

これからの学校教育においては、社会の変化に主体的に対応できる能力の育成を重視するとともに、生徒自らの在り方生き方について考え、将来に対する目的意識をもって、主体的に自己の進路を選択し、生涯にわたる自己実現を図っていくことができるような能力や態度を育成することが重要である。

高等学校学習指導要領総則では、生徒が自己の在り方生き方を考え、主体的に進路を選択することができるよう、学校の教育活動全体を通じ、計画的、組織的な進路指導を行い、キャリア教育を推進すること、と示されている。

進路指導の意義としては、次のようなことを挙げることができる。

- (1) 人間としての在り方生き方の指導である。
- (2) 人間形成を目指す教育活動である。
- (3) 個々の生徒の職業的实现を目指す教育活動である。
- (4) 人間としての主体性の確立を図る指導である。
- (5) 望ましい勤労観、職業観を育てる指導である。

3 進路指導の内容

進路指導は全ての教育活動を通し、計画的・組織的・継続的に行われるものであるが、特別活動におけるホームルーム活動の中で行う場面が多くなっている。ホームルーム活動における進路指導は、「将来の生き方と進路の適切な選択決定に関すること」が中心となる。

具体的な進路指導の内容としては、次のことが考えられる。

- | | |
|-------------------|-------------------------|
| (1) 生徒の自己理解に関する活動 | (4) 進路相談の機会を与える活動 |
| (2) 進路情報を得させる活動 | (5) 就職・進学等への指導・援助に関する活動 |
| (3) 啓発的経験を得させる活動 | (6) 社会生活への円滑な移行へ向けた指導 |

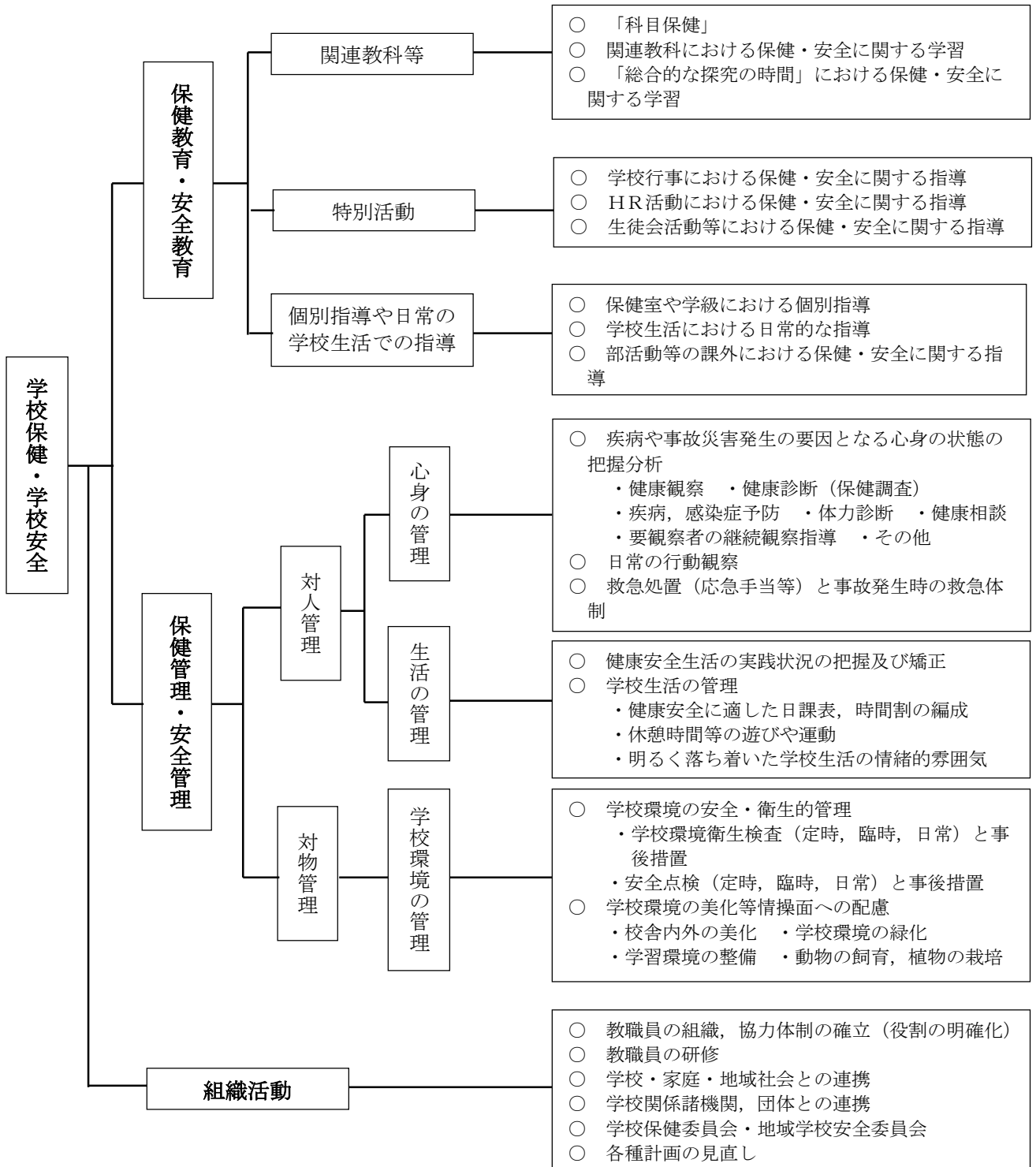
4 進路指導におけるホームルーム担任の役割

- (1) ホームルームにおける集団的進路指導の充実
 - ア 低学年時から進路意識を確立させること
 - イ 進路指導は継続的であること
 - ウ 適切な進路情報を提供すること
 - エ 保護者との連携の緊密化に努めること
 - オ 進路指導についての自己研修を意欲的に行うようにすること
- (2) 個別指導の徹底と充実
 - ア 生徒が安心して悩み等を話せるような雰囲気をつくることに努めること
 - イ 生徒が自分で問題を解決することを目指すこと
- (3) 計画的・継続的に行うこと

第 15 章 健康教育

1 学校保健・学校安全

(1) 学校保健・学校安全の構造

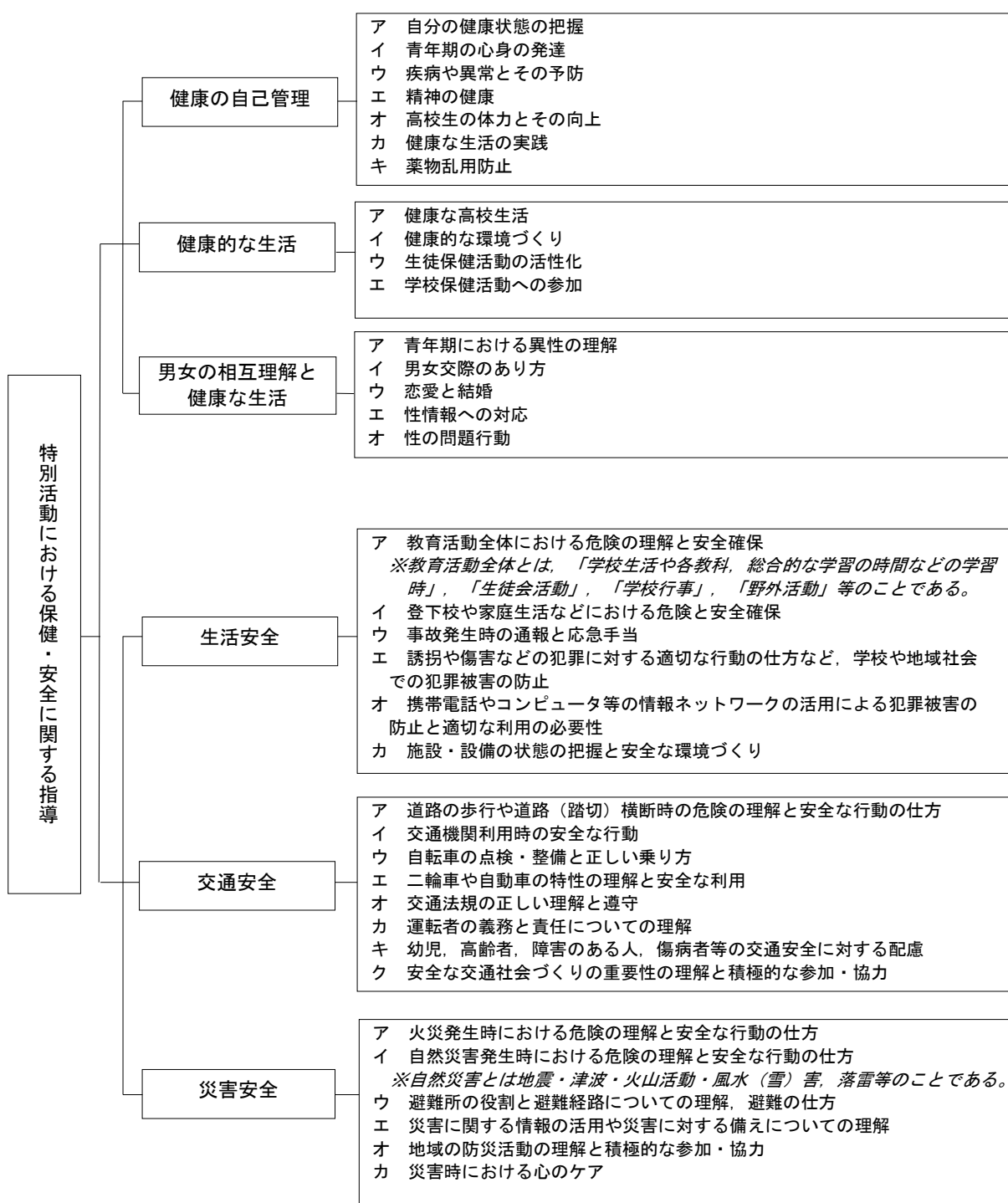


(2) 保健指導・安全指導

○ 保健・安全に関する指導の基本的な考え方と教育活動における位置付け

高等学校学習指導要領の総則第1款の2の(3)の趣旨から、保健・安全に関する指導は、学校における教育活動全体を通して行わなければならない。

保健・安全に関する指導の領域と内容の構成



※「『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育（文部科学省）」から

令和5年度（2023年度） 学校の管理下における児童・生徒等の災害発生状況

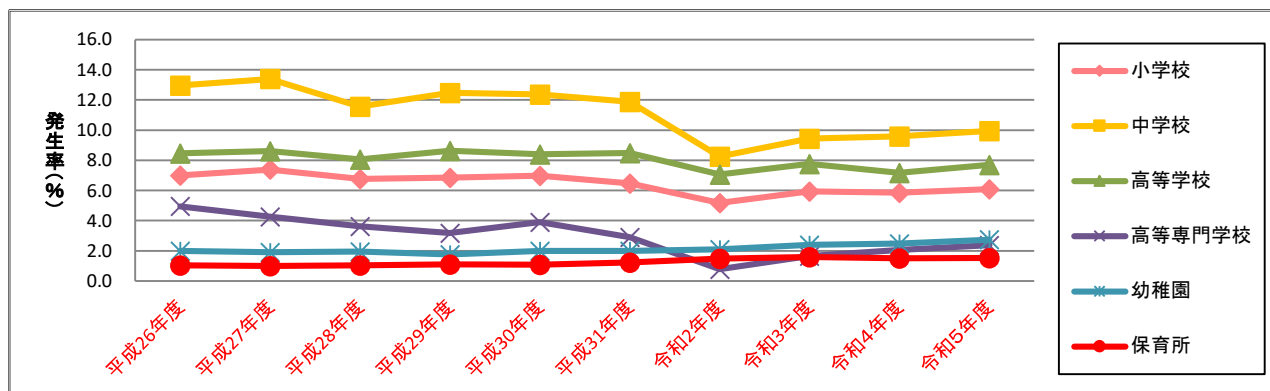
※独立法人 日本スポーツ振興センター統計

1 令和5年度（2023年度） 災害発生件数及び発生率（熊本県）

学校種別	児童生徒数 (人)	負傷・疾病件数 (件)	発生率 (%)
小学校	94,388	5,739	6.08
中学校	48,998	4,870	9.94
高等学校全日制	44,020	3,678	8.36
高等学校定時制	367	17	4.63
高等学校通信制	3,693	5	0.14
高等専門学校	1,389	33	2.38
幼稚園	6,395	209	3.27
幼保連携	11,239	276	2.46
保育所	25,828	392	1.52
計	236,317	15,219	6.44

※児童生徒数は、要保護児童生徒を除いた数です。

2 災害発生率の推移



※児童生徒数は、要保護児童生徒を除いた数です。

単位 (%)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学校	6.99	7.4	6.77	6.85	6.97	6.46	5.18	5.94	5.85	6.08
中学校	12.95	13.4	11.55	12.48	12.37	11.87	8.26	9.43	9.58	9.94
高等学校	8.46	8.61	8.05	8.64	8.40	8.48	7.07	7.76	7.17	7.70
高等専門学校	4.96	4.26	3.63	3.19	3.90	2.90	0.79	1.65	2.06	2.38
幼稚園	1.99	1.9	1.96	1.76	1.99	1.99	2.09	2.39	2.48	2.75
保育所	1.03	1	1.03	1.11	1.09	1.22	1.49	1.59	1.50	1.52

3 災害発生件数の推移

単位 (件)

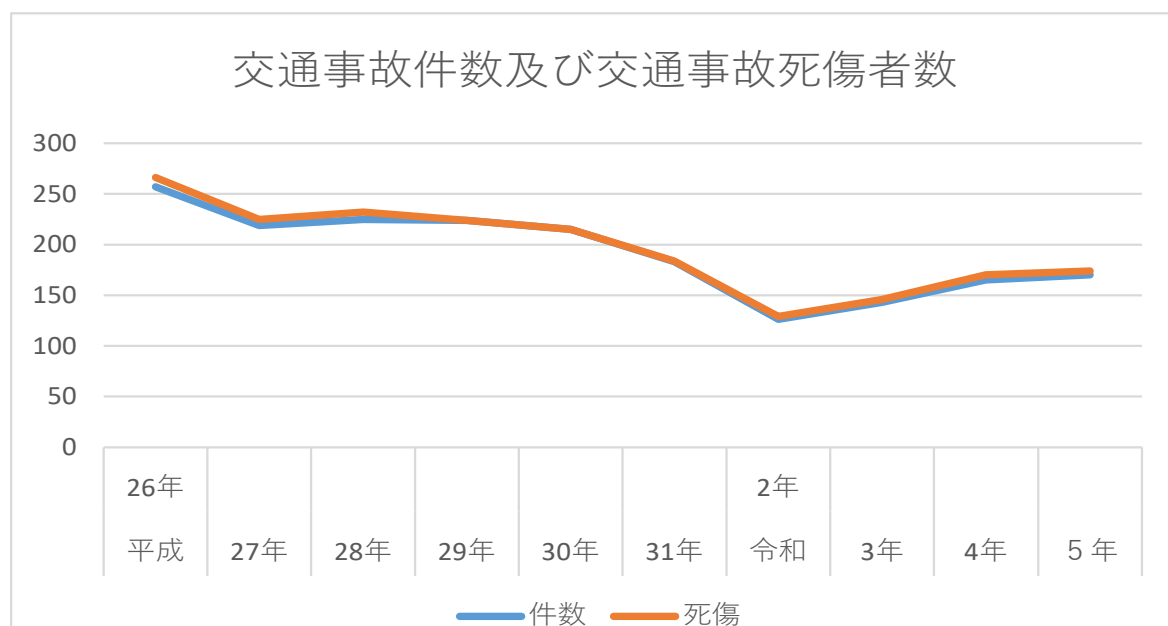
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学校	6,837	7,194	6,586	6,658	6,820	6,305	5,012	5,733	5,605	5,739
中学校	6,661	6,833	5,768	6,126	5,953	5,674	3,987	4,615	4,702	4,870
高等学校	4,453	4,469	4,164	4,421	4,239	4,200	3,452	3,721	3,425	3,700
高等専門学校	69	59	50	45	55	41	11	23	29	33
幼稚園	306	314	354	329	377	380	400	448	450	485
保育所	340	325	314	323	307	339	403	429	396	392
計	18,666	19,194	17,236	17,902	17,751	16,939	13,265	14,969	14,607	15,219

※平成31年度は、5月より令和元年度に元号が変更されています。

□ 本県高校生の交通事故発生状況

交通事故件数及び交通事故死傷者数

	平成 26年	27年	28年	29年	30年	31年	令和 2年	3年	4年	5年
件数	257	219	225	224	215	183	126	143	165	170
死傷 者数	266	225	232	224	215	184	129	146	170	174



□ 本県高校生の通行状態別にみた交通事故

		26年	27年	28年	29年	30年	31年	令和 2年	3年	4年	5年	合計
死 者	歩行中	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	2
	自転車乗車中	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
	二輪車乗車中 (原付・自二)	0	0	1	0	0	1	0	0	1	0	3
	その他四輪等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	1	0	1	0	1	2	0	0	1	0	6
傷 者	歩行中	11	5	9	6	7	9	1	3	6	6	63
	自転車乗車中	143	115	137	149	135	121	79	100	119	112	1210
	二輪車乗車中 (原付・自二)	51	49	30	27	29	20	16	20	21	20	283
	その他四輪等	61	56	56	42	44	34	33	23	24	36	409
	計	266	225	232	224	215	184	129	146	170	174	1965

2 体力向上の指導の要点

- (1) 学校の指導体制を確立する。
- (2) 体力向上のために、学校内で運動を行う時間をできるだけ多く設けること。
- (3) 体力向上のための施設設備を整備するとともに、その効率的な活用を工夫すること。
- (4) 体力向上のためのプログラムの多様化を図ること。（パワーアップ・ナビの活用等）
- (5) 保健・安全・栄養・運動を一体とした体力向上を推進すること。
- (6) 学校・家庭・地域社会相互の連携を密にし、体力向上の日常化・習慣化を図ること。
- (7) 絶えず、体力向上に関する成果を評価し、指導の改善，向上に努めること。

○ 体力向上全体構成図（例）



参考資料

- 子供の体力向上取組事例集（各年度 熊本県教育委員会）
- 子どもの体力（熊本県教育委員会ホームページ）

(資料) 令和6年度(2024年度)熊本県児童生徒の体力・運動能力 調査報告から抜粋

		身長 (cm)		体重 (kg)	
		R6 県平均	県基準値	R6 県平均	県基準値
男	15 歳	168.23	167.86	59.16	58.68
	16 歳	169.26	169.33	60.71	60.57
	17 歳	170.17	170.08	62.34	62.46
女	15 歳	156.66	156.88	51.41	51.86
	16 歳	156.97	157.25	51.94	52.53
	17 歳	157.57	157.52	52.85	52.95

		握力 (kg)		上体起こし (回)		長座体前屈 (cm)		反復横とび (点)	
		R6 県平均	県基準値	R6 県平均	県基準値	R6 県平均	県基準値	R6 県平均	県基準値
男	15 歳	36.08	36.38	28.56	29.11	48.81	47.79	56.34	55.79
	16 歳	38.89	39.13	30.83	31.59	52.32	50.31	58.62	57.75
	17 歳	40.35	41.00	31.79	32.86	53.76	52.39	59.60	59.02
		持久走 (秒)		50m走 (秒)		立ち幅とび (cm)		ボール投げ (m)	
		R6 県平均	県基準値	R6 県平均	県基準値	R6 県平均	県基準値	R6 県平均	県基準値
	15 歳	394.98	382.50	7.54	7.54	218.60	215.41	22.77	23.78
	16 歳	385.32	373.75	7.35	7.35	225.74	223.24	24.56	25.62
	17 歳	380.21	369.45	7.23	7.24	231.29	228.63	25.71	26.87
		持久走 (秒)		50m走 (秒)		立ち幅とび (cm)		ボール投げ (m)	
女		R6 県平均	県基準値	R6 県平均	県基準値	R6 県平均	県基準値	R6 県平均	県基準値
	15 歳	25.09	25.26	22.05	23.57	47.43	46.85	47.48	47.75
	16 歳	26.15	26.11	23.59	24.29	49.41	48.05	48.75	48.62
	17 歳	26.64	26.46	24.03	24.79	50.59	49.30	49.12	48.92
		持久走 (秒)		50m走 (秒)		立ち幅とび (cm)		ボール投げ (m)	
		R6 県平均	県基準値	R6 県平均	県基準値	R6 県平均	県基準値	R6 県平均	県基準値
	15 歳	315.74	302.41	9.02	8.96	171.63	169.64	13.21	13.75
	16 歳	313.01	302.93	8.89	8.90	174.53	172.23	14.00	14.37
	17 歳	313.50	303.72	8.93	8.92	175.60	173.70	14.53	14.66

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により熊本県体力・運動能力調査は実施していません。従って、令和2年度を除く平成29年度～令和4年度までの平均値を本県の第4期基準値としています。

（資料）中学校及び高等学校における運動部活動について

- 1 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む，「日本型学校教育」の意義を踏まえ，生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立等を図り，生涯にわたって心身の健康を保持増進し，豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図るとともに，バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようになること
- 2 生徒の自主的，自発的な参加により行われ，学校教育の一環として教育課程との関連を図り，合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこと
- 3 学校全体として運動部活動の指導・運営に係る体制を構築すること

（平成 30 年 3 月 運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン抜粋）

（資料）高等学校における運動部活動の指針<平成 31 年 3 月 7 日策定>

- 1 高等学校¹における運動部活動の意義と留意点

学校教育活動の一環として行われる運動部活動は，生徒の自主的・自発的な参加により行われ，異年齢との交流の中で，生徒同士や教員と生徒等の人間関係の構築を図ったり，生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど，その教育的意義が高い。また，スポーツに関する科学的知見やスポーツとの多様な関わり方及びスポーツがもつ様々な良さを実感でき，自己の適性等に応じて，生涯にわたるスポーツとの豊かな関わり方を学ぶことができる。

運動部の活動は，主として放課後に行われ，特に希望する同好の生徒によって行われる活動であることから，生徒の自主性を尊重する必要がある。また，生徒に任せすぎたり，勝つことのみを目指したりした活動にならないよう留意する必要がある。

運動部の活動の意義が十分発揮されるよう，生徒の個性の尊重と柔軟な運営に留意したり，生徒のバランスのとれた生活や成長のためにも休養日や練習時間を適切に設定したりするなど，生徒の現在及び将来の生活を見渡しながらか，生徒の学びと生涯にわたるキャリア形成の関係を意識した活動が展開されることが必要である。また，生徒の能力・適性，興味・関心等に応じつつ，健康・安全に留意し適切な活動が行われるよう配慮して指導することが必要である。

高等学校段階の運動部活動については，各学校において中学校教育の基礎の上に多様な教育が行われている点に留意する。

- 2 本指針の位置付け

上記の意義と留意点が運動部活動において実現されることは，県内すべての生徒にとって等しく重要であることから，学校の設置者の違いにかかわらず，共通の指針として取り組む。

- 3 学校の設置者における方針の策定等

学校の設置者は，本指針に則り，「設置する学校に係る運動部活動の方針」を策定する。

なお，「設置する学校に係る運動部活動の方針」は，県立学校においては本指針を適用し，市立学校においては市教育委員会が，私立学校においては学校法人が策定することとする。

また，「設置する学校に係る運動部活動の方針」の策定に当たっては，休養日及び活動時間等を明記するとともに，下記 4 に関し，適宜，支援及び指導・是正を行う。

1 高等学校とは，高等学校及び特別支援学校高等部のことをいう。

4 学校における活動方針の策定等

- (1) 校長は、学校の設置者が策定する「設置する学校に係る運動部活動の方針」に則り、「学校の運動部活動に係る活動方針」を毎年度、策定する。その策定にあたっては、次の事項に配慮しつつ、各学校の教育目標、学校規模、地域の特色を生かして設定する。

ア 運動部活動の指導にあたっては、運動部顧問の意思のみで行われることなく、学校教育活動の一環として校長を中心とした責任体制の下、学校の指導方針に沿って行う。

イ 生徒が豊かな学校生活を送りながら人格的に成長していくという運動部活動の基本的意義を踏まえ、勝利至上主義に陥ることなく、生徒の主体性や個性を尊重した運営に努める。

ウ 競技志向や楽しみ志向、仲間づくり志向や健康づくり志向等、生徒の多様なスポーツニーズにこたえ、一人一人が自主的・計画的に活動し、自己実現できるような指導に努める。

エ バランスのとれた生活やスポーツ障がい・外傷を予防する観点から、練習日数や1日当たりの練習時間、休養日の適切な設定を行う。

オ 練習及び練習試合等の実施については、生徒の安全確保を最優先し、適切な対応を行う。

- (2) 運動部顧問は「学校の運動部活動に係る活動方針」に基づき、年間の活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成し、校長に提出する。

- (3) 校長は、活動方針や活動計画等を学校のホームページへの掲載等により公表することで、保護者に理解を得ながら連携協力して活動を進める。

5 部の位置付けと設置

運動部活動は教育活動であり、学校の教育目標及び活動方針等により、学校の校務分掌等に明確に位置付ける必要がある。

また、部の設置に当たっては、生徒の希望、指導者、施設設備等の条件を踏まえて適正な数の運動部活動を設置する。

6 運動部顧問等

校長は、自校の教職員（部活動指導員を含む）をもって運動部顧問に充てる。特に、安全上専門的な指導が必要な部については、十分配慮する。

また、教職員以外に外部の指導者を求める場合、指導者の人格が生徒に与える影響の大きいことを考慮し、学校教育活動の一環である運動部活動の意義に対する理解と指導者としての資質と能力を備えた人材を年度ごとに校長が委嘱する。

7 適切な指導

運動部顧問は、運動部活動の意義を十分に踏まえ、学校の教育目標及び活動方針が具現化されるよう、校長の責任の下、全教職員と連携協力した指導を行い、併せて体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

8 校内委員会の設置

教職員、保護者、地域の方々等で構成した校内委員会を設置し、適正な運動部活動の推進を図るために、会議や研修会を実施する。

9 社会体育関係団体との連携

学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ指導者やスポーツクラブ等との連携を図り、運動部活動の充実につなげる。

10 経費

運動部活動の経費については、必要かつ最小限度にとどめるよう運営の改善に努めるとともに、会計報告を適切に行う。

11 練習等

練習日、練習時間及び練習試合については、校長の承認の下、運動部顧問が作成した計画に基づいて行う。

(1) 練習日・練習時間

ア 1週間の練習日は、5日以内とする。（平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。）

イ 1日の練習時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

ウ 長期休業中は、その意義を踏まえ、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設け、生徒に十分な休養を与える。

エ 定期試験の前後の一定期間等、学校全体で定められた共通の休養日又は練習時間の制限については、その意義を踏まえ、確実に実施する。

オ 校長は、学校の特色、生徒の実態、競技の特性及び大会スケジュール等により、上記ア及びイを超えて練習日・練習時間を設定することができる。ただし、その場合であっても、休養日を週1日以上設けることとし、さらに、過当たりの練習時間については16時間未満を目安として設定することとする。

(2) 練習試合

実施にあたっては、運動部顧問が、練習相手、試合日、場所、時間、引率等について、事前に校長の承認を得る。

(3) 生徒の安全確保

練習及び練習試合の実施については、生徒の安全確保を最優先する。気候変動等により生徒の安全を確保できない場合は、活動の中止や計画の見直し等、適切に対応する。特に、夏季においては、「熱中症予防運動指針」（公益財団法人日本スポーツ協会）や気象庁が発表する情報等に十分留意する。気象庁の高温注意情報が発せられた当該地域・時間帯における活動は原則行わないこと、落雷等の危険がある場合はためらうことなく屋外での活動の中止や延期等を行うこととする。

また、大会等への参加についても同様とする。

12 運動競技会への参加

生徒や運動部顧問の過度な負担とならないよう、学校の設置者は、各学校の運動部が参加する大会数の上限の目安等を定める。

校長は、大会が学校教育活動の一環という判断の下、各部活動が参加する大会を精査する。

運動部顧問は、事前に、大会名、主催者、大会期日、会場、引率等を明記した計画書を校長に提出し、承認を得る。

13 その他

学校の設置者及び校長は、本指針に定めるもののほか、運動部活動の在り方に関することは、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（平成30年3月スポーツ庁）を参照し、運動部活動を持続可能なものとするために、抜本的な改革に取り組む。

（資料）学校における体育・健康に関する指導（高等学校学習指導要領第1章総則第1款の2の（3））

学校における体育・健康に関する指導を，生徒の発達の段階を考慮して，学校の教育活動全体を通じて適切に行うことにより，健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実に努めること。特に，学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導，安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については，保健体育科，家庭科及び特別活動の時間はもとより，各教科・科目及び総合的な探究の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めること。また，それらの指導を通して，家庭や地域社会との連携を図りながら，日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し，生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮すること。

（資料）部活動の意義と留意点等（高等学校学習指導要領第1章総則第6款の2のウ）

教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に，生徒の自主的，自発的な参加により行われる部活動については，スポーツや文化及び科学等に親しませ，学習意欲の向上や責任感，連帯感の涵養等，学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり，学校教育の一環として，教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際，地域や学校の実態に応じ，地域の人々の協力，社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い，持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

第16章 人権教育

1 基本理念

「人権とは何か」と聞かれると、多くの人は、「人権は法律的な概念であり、抽象的で難しい」といったように、自分自身とは距離のある概念として受け止める傾向が見られ、人権問題を一部の人々に対する「差別の問題」としてしか捉えられず、自分には関係がないと考えがちである。しかし、人権とは、人間誰もが生まれながらにしてもっている基本的な権利であり、言い換えれば、人間が自分の生活を理由なく侵害されず、人として生きていくことのできる権利である。人権は、着ること、食えること、住むことが満たされることが健康であること、生命や身体が守られること、自由に発言できることなど、全ての人の日常生活に関わるものとして捉える必要がある。

学校教育においては、生徒一人一人の人権が守られた環境の中で、その発達段階に応じて、人権尊重の意識を高めていく必要がある。また、それぞれの学校の教育目的や目標の実現を目指した教育活動が展開される中で、生徒が社会生活を営む上で必要な知識・技能・態度などを確実に身に付けることを通じて、人権尊重の精神の涵養が図られるようにしていく必要がある。

そのため、教職員が、部落差別（同和問題）をはじめとする様々な人権問題を自らの課題として捉え、全ての教育活動を通じて人権教育に取り組み、人権尊重の理念に対する理解を深め、主体的に問題解決に取り組む実践力をもった生徒を育成する。

2 人権教育について

(1) 人権教育とは

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」では、人権教育とは、「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動（第2条）」と示されている。さらに、「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」では、「人権に関する知的理解と人権感覚の涵養を基盤として、意識、態度、実践的な行動力など様々な資質や能力を育成し、発展させることを目指す総合的な教育である」と示されている。

(2) 人権教育を通じて育てたい資質・能力

【資料】人権教育を通じて育てたい資質・能力

【知識的側面】

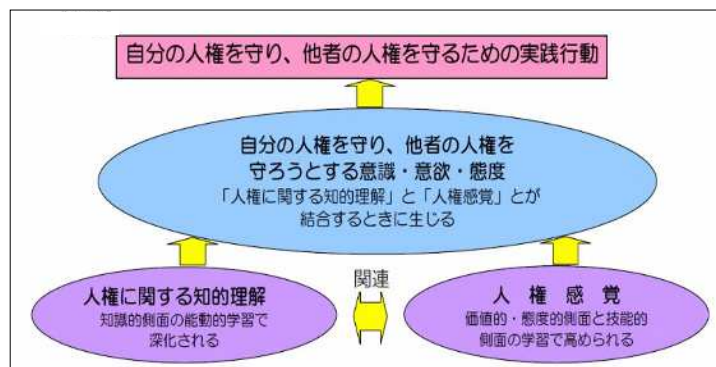
- 人権に関する知的理解に深く関わるものであり、自他の人権を尊重したり人権問題を解決したりする上で具体的に役立つ知識でもなければならない。

【価値的・態度的側面】

- 技能的側面の資質・能力と同様に、人権感覚に深く関わるものであり、人権教育が育成を目指す価値や態度には、人間の尊厳の尊重、自他の人権の尊重、多様性に対する肯定的評価、責任感、正義や自由の実現のために活動しようとする意欲などが含まれる。人権に関する知識や人権擁護に必要な諸技能を人権実現のための実践行動に結びつけるためには、このような価値や態度の育成が不可欠である。こうした価値や態度が育成されるとき、人権感覚が目覚めさせられ、高められることにつながる。

【技能的側面】

- 価値的・態度的側面の資質・能力と同様に、人権感覚に深く関わるものであり、人権に関わる事柄を認知的に捉えるだけではなく、その内容を直感的に感受し、共感的に受けとめ、それを内面化することが求められる。そのような受容や内面化のためには、様々な技能の助けが必要である。人権教育が育成を目指す技能には、コミュニケーション技能、合理的・分析的に思考する技能や偏見や差別を見きわめる技能、その他相違を認めて受容できるための諸技能、協



力的・建設的に問題解決に取り組む技能、責任を負う技能などが含まれる。こうした諸技能が人権感覚を鋭敏にする。

【人権教育の成立基盤となる教育・学習環境】

- 人権教育が効果を上げるためには、まず、その教育・学習の場自体において、人権尊重が徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。
- 人権教育は、教育を受けること自体が基本的人権であるという大原則の上に成り立つものであることも再認識しておきたい。

3 学校の教育活動全体を通じた人権教育の推進

(1) 学校における人権教育の目標と取組の視点

ア 学校における人権教育の目標

- 一人一人の生徒がその発達段階に応じ、人権の意義・内容や重要性について理解し、[自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること]ができるようになり、それが様々な場面や状況下での具体的な態度や行動に現れるとともに、人権が尊重される社会づくりに向けた行動につながるようにすること。

イ 学校における人権教育の取組の視点

- 学校生活の中で、生徒が自分と他の人の大切さを認められるような環境をつくる。また、家庭、地域、国等のあらゆる場においてもそのような環境をつくる必要があることを生徒が気付くことができるように指導することも重要である。
- [自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること]ができるということが、態度や行動にまで現れるようにすることが必要である。すなわち、他の人とともによりよく生きようとする態度や集団生活における規範等を尊重し義務や責任を果たす態度、具体的な人権問題に直面してそれを解決しようとする実践的な行動力などを生徒が身に付けられるようにすることが大切である。

<教育活動全体を通じて培う力や技能>

- 他の人の立場に立ってその人に必要なことやその人の考えや気持ちなどがわかるような想像力、共感的に理解する力
- 考えや気持ちを適切かつ豊かに表現し、また、的確に理解することができるような、伝え合い、わかり合うためのコミュニケーションの能力やそのための技能
- 自分の要求を一方的に主張するのではなく建設的な手法により他の人との人間関係を調整する能力及び自他の要求を共に満たせる解決方法を見いだしてそれを実現させる能力やそのための技能

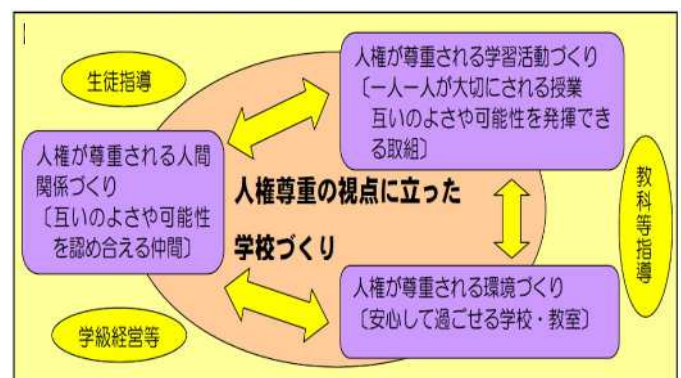
これらの力や技能を着実に培い、生徒の人権感覚を健全に育んでいくために、「学習活動づくり」や「人間関係づくり」と「環境づくり」とが一体となった、学校全体としての取組が望まれる。

(2) 教職員として身に付けたい資質や能力

人権教育においては、個々の生徒の大切さを強く自覚し、一人の人間として接するという教職員の姿勢そのものが、指導の重要要素となる。教職員の人権尊重の態度によって、生徒に安心感や自信を生むことにもなる。

そこで、生徒の心の痛みに気付き、互いの人権が尊重されているかを判断できる確かな人権感覚を身に付けるよう、常に自己研鑽を積み重ねなければならない。教育活動や日常の生活場面の中で、言動に潜む決めつけや偏見がないか、一人一人を大切にしているかを繰り返し点検し、自らの人権

【資料】人権尊重の視点に立った学校づくり



意識を絶えず見つめ直す必要がある。また、人権尊重の精神を基盤に、人間関係能力、コミュニケーション能力などを高めること、生徒理解を深め、理解に基づく適切な支援を実施できるよう、カウンセリングの技法など生徒への働きかけを有効に行うための技法を身に付けることも必要である。

(3) 人権尊重の理念に立った生徒指導

生徒指導の取組に当たっては、生徒一人一人の自己実現を支援し、自己指導能力・問題解決能力を育成するとともに、併せて、人権感覚の涵養を図っていくことが期待される。

学校においては、学級・ホームルーム活動における集団指導や、様々な場面における個別指導等の中で、生徒間の望ましい人間関係を形成するとともに、これらの取組を通じて「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができる人権感覚を涵養していくことが重要である。また、このことは、暴力行為やいじめ等の生徒指導上の諸問題の未然防止にも資することとなる。「生徒の肯定的なセルフイメージの形成支援」、「受容的・共感的・支持的な人間関係の育成」、「自己決定の力や責任感の育成」等を内容とする人権教育の取組についても、「積極的な生徒指導」の取組と歩調を合わせて、これを進めるようにする。

なお、暴力行為、いじめ、不登校、中途退学などの問題は、人権侵害にもつながる問題であり、とりわけ、いじめや校内暴力など他の生徒を傷つけるような問題が起きたときには、学校として、まずは被害者を守り抜く姿勢を示すことが重要である。さらに、問題発生の要因・背景を多面的に分析し、加害者たる生徒の抱える問題等への理解を深めつつも、その行った行為に対しては、これを許さず、毅然とした指導を行わなければならない。

(4) 人権尊重の視点に立った学級経営等

生徒が、多くの時間を過ごすそれぞれの学級の中で、自他のよさを認め合える人間関係を相互に形成していけるよう学級経営に努めなければならない。また、人権が尊重される環境整備として、生徒が日頃から人権学習に親しむ機会を提供していくこと等も重要である。

(5) 人権尊重の視点からの学校づくりと学力向上

「確かな学力」を育む上では、生徒一人一人の個性や教育的ニーズを把握し、学習意欲を高め、指導の充実を図っていくことが必要であり、学校・学級の中で、一人一人の存在や思いが大切にされるという環境が成立していなければならない。そのためには、学校全体として教育目標の共通理解を図るとともに、学ぶことの楽しさを体験させ、望ましい人間関係等を培い、学習意欲の向上に努めることが求められている。

(6) 家庭・地域、関係機関との連携

学校で人権の重要性について学習しても、生徒が生活の基盤を置く家庭や地域において、学校における学習の成果を肯定的に受けとめる環境が十分に整っていなければ、人権教育の成果が知的理解の深化や人権感覚の育成へと結び付くことは容易ではない。したがって、人権感覚の育成等には、学校での人権学習を肯定的に受容するような家庭や地域の基盤づくりが大切であり、人権教育に対する保護者等の理解を促進することが求められる。

また、学校における人権教育の充実を図る上では、大学や研究機関、市民団体など、関係機関との密接な連携を図ることが重要であり、生徒への指導や、教職員の研修等に際しこれらの機関の協力を得て、多様な教育・研修活動を積極的に展開していくことが期待される。

(7) 校種間の協力と連携

学習者の成長過程全体を想定し、年齢段階、学年段階などの発達段階に適した学習活動を計画することが必要であり、各学校種間における学習計画の調整や相互協力、相互研修を目的とした連携が不可欠である。義務教育である小・中・義務教育学校との交流・連携が重要であることは言うまでもないが、さらに、児童虐待をはじめ子育てに関わる様々な問題等に対する教職員の理解を促進する観点からも、保育所・幼稚園や特別支援学校等との連携が必要である。また、高等学校段階においては、進路指導・キャリア教育の中で、人権に関わる教育を積極的に組み入れていくことが重要となる。

4 指導に当たって

(1) 指導内容の構成

学校において人権教育を進めていく際には、人権教育が目指す諸能力を総体的・構造的に捉えた上で、その指導内容を構成することが必要である。人権教育が育成を目指す資質・能力は、知識的側面、価値的・態度的側面及び技能的側面の三つの側面として捉えることができるが、学校全体における系統的な指導内容として、これらの側面の育成を総合的に位置付けることが望ましい。

一方、学校教育における各教科等やその分野・領域にはそれぞれ独自の目標やねらいがあり、指導に当たっては、この目標やねらいを達成させることが、第一義的に求められることは言うまでもない。

(2) 指導方法の基本原則

自分の人権を守り、他者の人権を守ろうとする意識・意欲・態度を促進するためには、人権に関する知的理解を深めるとともに、人権感覚を育成することが必要である。

知的理解を深めるための指導では、人権についての知識を一方的に教え込んだり、個々に学習させたりするだけでは十分でなく、生徒ができるだけ主体的に、他の生徒とも協力し合うような方法で学習に取り組めるよう工夫することが求められる。また、人権感覚を育成する基礎となる価値的・態度的側面や技能的側面の資質・能力に関しては、なおさらのこと、言葉で説明して教えるような指導方法で育てることはできない。

自分の人権を大切にし、他の人の人権も同じように大切にするといった価値・態度、コミュニケーション技能や批判的な思考技能などのような技能は、生徒が自ら主体的に、しかも学級の他の生徒たちとともに学習活動に参加し、協力的に活動し、体験することを通してはじめて身に付くといえる。また、民主的な価値、尊敬及び寛容の精神などは、それらの価値自体を尊重し、その促進を図ろうとする学習環境や学習過程を通じて有効に学習されるのである。したがって、このような能力や資質の育成には、生徒が自分で「感じ、考え、行動する」こと、つまり、自分自身の心と頭脳と体を使って、主体的、実践的に学習に取り組むことが不可欠となる。

このように見たとき、人権教育の指導方法の基本原則として、生徒の「協力」、「参加」、「体験」を中核に置くことの意義が理解される。

5 個別的な人権課題に対する取組

- 人権教育の手法については、人権一般の普遍的な視点からのアプローチと、具体的な人権課題に即した個別的な視点からのアプローチとがあり、この両者があいまって人権尊重についての理解が深まっていくものと考えられる。個別的な視点からのアプローチに当たっては、地域の実情や対象者の発達段階などを踏まえつつ適切な取組を進めていく必要がある。
- 学校教育においては、様々な人権課題の中から、発達段階等に配慮しつつ、それぞれの学校の実情に応じて、より身近な課題、生徒が主体的に学習できる課題、生徒の心に響く課題を選び、時機を捉えて、効果的に学習を進めていくことが求められる。
- 各教科等の学習において個別の人権課題に関わりのある内容を取り扱う際にも、当該教科等の目標やねらいを踏まえつつ、生徒一人一人がその人権課題を自分の問題として捉え、自己の生き方を考える契機となるような指導を行っていくことが望ましい。
- 教職員においては、個別の人権課題の指導に取り組むに際し、まず当該分野の関連法規等に表れた考え方を正しく理解するとともに、その人権課題に関わる当事者等への理解を深めることが重要である。

(1) 教職員向け人権教育研修用リーフレット「人権教育の推進に向けて」(令和2年度作成)

以下の2次元コード・URLからダウンロードできる。



【URL】

<https://onl.tw/i74UziP>

以下の2次元コード・URLからダウンロードできる。



【URL】

<https://onl.tw/a5HBAAk>

(3) 県立学校（高等学校，特別支援学校）人権教育推進資料「全ての教育活動を通じた人権教育の推進のために」（令和5年度作成）

人権教育は，全ての教育の基本となるものであり，各学校において，教育活動全体を通じて児童生徒の発達段階に応じ，創意工夫してこれに取り組むことが求められる。そのため，人権に関わる概念や人権教育が目指すものを明確にし，教職員がこれを十分に理解した上で，組織的・計画的に取り組を進められるよう指導資料を作成した。

以下の2次元コード・URLからダウンロードできる。



【2次元コード】

【URL】

<https://ws.higo.ed.jp/jindou-kyouiku/>

※ID、パスワードが必要です。

※ 参考資料

- 同和対策審議会答申（昭和40年8月）
- 地域改善対策協議会意見具申（平成8年5月）
（同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的な在り方について）
- 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年12月）
- 人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕（平成20年3月）
- 熊本県人権教育・啓発基本計画【第5次改定版】（令和7年）
- 第4期熊本県教育振興基本計画（第4期くまもと教育プラン）（令和6年12月）
- 熊本県教育委員会HP「人権教育」

第 17 章 道德教育

1 高等学校における道德教育

道德教育は、豊かな心をもち、人間としての在り方生き方の自覚を促し、道德性を育成することをねらいとする教育活動であり、社会の変化に主体的に対応して生きていくことができる人間を育成する上で重要な役割をもっている。

今日の家庭や地域社会及び学校における道德教育の現状や生徒の実態などから見て、更に充実を図ることが強く要請されている。

殊に、高等学校においては、生徒の発達の段階に対応した指導の工夫が求められることや小・中学校と異なり、道德の時間が設けられていないこともあって、学校の教育活動全体を通じて行う道德教育の指導のための配慮が特に必要である。

このため、高等学校における道德教育の考え方として示されているのが、人間としての在り方生き方に関する教育である。これは公民科やホームルーム活動を中心に、各教科・科目等の特質に応じるとともに学校の教育活動全体を通じて、生徒が人間としての在り方生き方を主体的に探究し豊かな自己形成ができるよう、適切に行う必要がある。

小・中学校においては、平成 27 年 3 月に、学校教育法施行規則及び小・中学校の学習指導要領の一部改正が行われ、従来の「道德の時間」が「特別の教科 道德」として新たに位置付けられた。小学校では平成 30 年度から、中学校では平成 31 年度から全面实施された。本県では、道德の時間の教科化により道德教育を一層充実させていくことは、児童生徒の人格を形成する上で極めて重要な意義をもつという考えに基づき、平成 28 年度から「特別の教科 道德」の趣旨・内容を踏まえた授業の実施を推進している。

小・中学校においては、「自分自身」「人との関わり」「集団や社会との関わり」「生命や自然、崇高なものとの関わり」の四つの視点から示されている内容について、道德科を要として学校の教育活動全体を通じて道德教育を行うこととされている。高等学校においても、小・中学校における道德教育を踏まえつつ、生徒の発達段階にふさわしい道德教育を行うことが大切である。なお、学習指導要領において、高等学校では各学校や生徒の実態に応じて重点化した道德教育を行うために、道德教育推進教師を新たに位置付けるとともに、「公共」及び「倫理」並びに特別活動を、道德教育の中核的な指導の場面として関連付けるなどの改善が行われている。

学習指導要領においても、「生きる力」の育成を基本的なねらいとしており、この「生きる力」とは、変化の激しい社会において、いかなる場面でも他人と協調しつつ自律的に社会生活を送ることができるために必要な人間としての実践的な力であり、豊かな人間性を重要な要素とする。このような力を育てるのが、心の教育であり、道德教育である。

そして、そのような「生きる力」の育成を図るために、学習指導要領の方針の一つとして、「道德教育や体育などの充実により、豊かな心や健やかな体を育成すること」が挙げられている。今日の生徒の現状等を踏まえてこれからの学校教育を考えると、道德教育の重要性が改めて強調されるのである。

2 人間としての在り方生き方に関する教育

高等学校においては、「生徒が自己探求と自己実現に努め国家・社会の一員としての自覚に基づき行為しうる発達段階にあることを考慮し人間としての在り方生き方に関する教育を学校の教育活動全体を通じて行うことにより」、道德教育の充実を図ることとしている。

高等学校における道德教育は、人間としての在り方生き方に関する教育の中で、小・中学校における道德科の学習等を通じた道德的諸価値の理解を基にしながら、自分自身に固有の選択基準・判断基準を形成していく。これらは様々な体験や思索の機会を通して自らの考えを深めることにより形成さ

れてくるものであるため、人間としての在り方生き方に関する教育においては、教員の一方的な押しつけや先哲の思想の紹介にとどまることのないよう留意し、生徒が自ら考え、自覚を深める学習とすることが重要である。

人間としての在り方生き方に関する教育は、学校のエ育活動全体を通じて各教科・科目・総合的な探究の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて実施するものである。

3 道徳教育の目標

総則第1款の2に示された道徳教育の目標は、学校における教育活動全体を通じて行われる道徳教育の目標であり、各教科・科目、総合的な探究の時間及び特別活動の指導を通じて道徳教育は、常にこの目標を目指して行われる。

学校における道徳教育の目標は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づいて設定されている。言うまでもなく、教育基本法や学校教育法は、日本国憲法に掲げられた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献する国民の育成を目指す我が国の教育の在り方を示したものである。その実現を目指すのが道徳教育であり、特に重視しなければならないことが目標として示されている。

なお、道徳教育の目標は、教育全体の目標にも通じるものであるため、固有の目標として「その基盤としての道徳性を養うこと」と規定し、道徳教育の役割が道徳性の育成にあることを明示している。教育基本法により規定された理念を踏まえ、「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する」こと、「公共の精神を尊ぶ」こと、「他国を尊重する」こと、「環境の保全に貢献する」ことについて記述されている。

環境の保全などの理念は、地球的視野で考え、様々な課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組み、社会の持続可能な発展の担い手として個人を育成することにつながるものであり、その点にも留意することが重要である。

4 道徳教育を進めるに当たっての配慮事項

道徳教育を進めるに当たっては、生徒の内面に根ざした道徳性を養うことに配慮して、指導することが大切である。

本来、道徳的実践は、内面的資質としての道徳性が基盤にななければならない。道徳性を養うことによってより確かな道徳的実践ができるのであり、そのような道徳的実践を繰り返すことによって、道徳性も一層豊かに育まれるものである。道徳教育はこのような相互作用によって充実していくようにしなければならない。

自らの生命の大切さを深く自覚するとともに、他の生命を尊重する「自他の生命を尊重する精神」、他者の考えを尊重しつつ、自ら考え、自らの意志で決定し、その行為の結果には責任をもつという「自律の精神」、自分が社会の構成員の一員であることを認識し、その中での役割を自覚して主体的に協力していくことのできる「社会連帯の精神」、社会の秩序と規律を理解して自らに課せられた「義務を果たし責任を重んずる態度」、さらには、自分と異なる他者の意見に十分耳を傾け、他者を尊重するとともに、各人が自他の「人権を尊重」し、世の中からあらゆる差別や偏見をなくすよう努力し、望ましい社会の理想を掲げ、そのような社会の実現に積極的に尽くすよう努める態度を養うよう配慮する必要がある。

※ 参考資料

- 文部科学省 中学校学習指導要領（平成29年告示）解説 特別の教科道徳編
- 文部科学省 高等学校学習指導要領（平成30年告示）解説 総則編

第 18 章 個人情報保護の保護

学校では、教育活動、運営等に必要の情報として、様々な個人情報を収集し、保有・利用している。職員は、職務上知り得た個人情報については、個人情報の保護の重要性を認識し、適正な取扱いに努める必要がある。

また、校務の情報化の推進に伴い、多くの個人情報が電子化されていることを鑑み、電子情報についても慎重に取り扱う必要がある。個人情報を含む電子情報の保全については、情報セキュリティ対策の基本的な事項を定めた「熊本県教育委員会情報セキュリティ基本方針」、情報セキュリティ対策を講じるに当たって、遵守すべき行為及び判断などの基準を示した「熊本県教育委員会教育情報セキュリティ対策基準」及び「熊本県教育委員会教育情報セキュリティ実施要領」を参照のこと。

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）から抜粋

（目的）

第 1 条 この法律は、デジタル社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑み、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、個人情報を取り扱う事業者及び行政機関等についてこれらの特性に応じて遵守すべき義務等を定めるとともに、個人情報保護委員会を設置することにより、行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図り、並びに個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第 2 号において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

二 個人識別符号が含まれるもの

2 この法律において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、政令で定めるものをいう。

一 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの

二 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

3 この法律において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

○「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」及び「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）」から

- 「個人に関する情報」とは、氏名、住所、性別、生年月日、顔画像等個人を識別する情報に限られず、ある個人の身体、財産、職種、肩書等の属性に関して、事実、判断、評価を表す全ての情報であり、評価情報、公刊物等によって公にされている情報や、映像、音声による情報も含まれ、暗号化等によって秘匿化されているかどうかを問わない。

【個人情報に該当する事例】（抜粋）

事例1）本人の氏名

事例2）生年月日、連絡先（住所・居所・電話番号・メールアドレス）、会社における職位又は所属に関する情報について、それらと本人の氏名を組み合わせた情報

事例3）防犯カメラに記録された情報等本人が判別できる映像情報

事例4）本人の氏名が含まれる等の理由により、特定の個人を識別できる音声録音情報

事例5）特定の個人を識別することができるメールアドレス（kojin_ichiro@example.com 等のようにメールアドレスだけの情報の場合であっても、example 社に所属するコジイチロウのメールアドレスであることが分かるような場合等）

※熊本県では、外部の複数人に対して電子メールを送信する際は、必ず「BCC」を利用することとしています。

- 「要配慮個人情報」とは、不当な差別や偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める次の（1）から（11）までの記述等が含まれる個人情報をいう。

なお、これらの情報を推知させる情報に過ぎないものは、要配慮個人情報には当たらない。

（1）人種 （2）信条 （3）社会的身分 （4）病歴 （5）犯罪の経歴

（6）犯罪により害を被った事実

（7）身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の規則で定める心身の機能の障害があること。

（8）本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（（9）において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（（9）において「健康診断等」という。）の結果

（9）健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。

（10）本人を被疑者又は被告人として、逮捕、捜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと（犯罪の経歴を除く。）。

（11）本人を少年法（昭和23年法律第168号）第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

○「国の教育機関等における個人情報保護について」（平成13年7月 文部科学省）から

- 個人情報を含む文書等

指導要録、進学先・就職先、調査書、家庭環境調査票、入学者選抜・成績考查に関する表簿、健康診断票、図書貸出票、同窓会名簿、入学者選抜や平常授業中における試験答案、作文等

○「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」（令和4年3月 文部科学省）から

- 校務系情報（個人情報を含むことが多く、取扱いに注意を要する電子情報）

児童生徒の成績、出欠席及びその理由、健康診断結果、指導要録、教員の個人情報など、学校が保有する情報資産のうち、それら情報を学校・学級の管理運営、学習指導、生徒指導、生活指導等に活用することを想定しており、かつ、当該情報に児童生徒がアクセスすることが想定されていない情報

(個人情報の保有の制限等)

第 61 条 行政機関等は、個人情報を保有するに当たっては、法令（条例を含む。第 66 条第 2 項第 3 号及び第 4 号、第 69 条第 2 項第 2 号及び第 3 号並びに第 4 節において同じ。）の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定しなければならない。

2 行政機関等は、前項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

3 行政機関等は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(利用目的の明示)

第 62 条 行政機関等は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

一 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。

二 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。

三 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

四 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

(不適正な利用の禁止)

第 63 条 行政機関の長（第 2 条第 8 項第 4 号及び第 5 号の政令で定める機関にあつては、その機関ごとに政令で定める者をいう。以下この章及び第 174 条において同じ。）、地方公共団体の機関、独立行政法人等及び地方独立行政法人（以下この章及び次章において「行政機関の長等」という。）は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

(適正な取得)

第 64 条 行政機関の長等は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

(従事者の義務)

第 67 条 個人情報の取扱いに従事する行政機関等の職員若しくは職員であつた者、前条第 2 項各号に定める業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）第 2 条第 2 号に規定する派遣労働者をいう。以下この章及び第 176 条において同じ。）若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(利用及び提供の制限)

第 69 条 行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

二 行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であつて、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

三 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

四 前3号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。

3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。

4 行政機関の長等は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための行政機関等の内部における利用を特定の部局若しくは機関又は職員に限るものとする。

一 第八章 罰則 一

第176条 行政機関等の職員若しくは職員であった者、第66条第2項各号に定める業務若しくは第73条第5項若しくは第121条第3項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第60条第2項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第180条 第176条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第181条 行政機関等の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第19章 地域とともにある学校づくり

未来を担う子供たちの豊かな学びや成長を支えるためには、学校・家庭・地域が、それぞれの役割を果たすとともに、十分に連携し、一体となって取り組むことが必要である。学校においては、家庭や地域とともに子供たちを育てていくという視点に立って、家庭や地域に対して積極的に働きかけを行うとともに、学校運営についても、家庭や地域の意見等を把握しながら絶えず見直し、改善の努力をしていく「地域とともにある学校づくり」を進める必要がある。

1 学校評価

(1) 学校評価の目的

- ① 各学校が、自ら教育活動その他の学校運営について、目指すべき目標を設定し、その達成状況や達成に向けた取組の適切さ等について評価することにより、学校として組織的・継続的な改善を図ること。
- ② 各学校が、自己評価及び保護者など学校関係者等による評価の実施とその結果の公表・説明により、適切に説明責任を果たすとともに、保護者、地域住民等から理解と参画を得て、学校・家庭・地域の連携協力による学校づくりを進めること。

(2) 自己評価等の義務化

更なる学校評価の推進を図るため、平成19年6月に学校教育法、同年10月に学校教育法施行規則の改正により、自己評価・学校関係者評価の実施・公表、評価結果の設置者への報告に関する規定が新たに設けられた。これを受け、熊本県立学校管理規則が次のように改められた。

(学校の自己評価等)

- 第7条の3 校長は、当該学校の教育活動その他の学校運営の状況について自ら評価を行い、その結果を公表するとともに、その結果に基づき必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めなければならない。
- 2 校長は、前項の規定による評価の結果を踏まえた当該学校の児童生徒の保護者その他の当該学校の関係者(当該学校の職員を除く。)による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。
- 3 校長は、第1項の規定による評価の結果及び前項の規定により評価を行った場合はその結果を、委員会に報告するものとする。
- 4 校長は、当該学校に関する保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。

(熊本県立学校管理規則)

2 学校評議員制度

地域とともにある学校づくりを一層推進していくために、保護者や地域住民等の意向を把握・反映し、その協力を得るとともに、学校運営の状況等を周知するなど学校としての説明責任を果たしていく観点から、学校や地域の実情等に応じて、その設置者の判断により、学校に学校評議員を置くことができる。

(学校評議員)

- 第7条の2 学校に、学校評議員を置くことができる。
- 2 学校評議員は、校長の求めに応じ、学校運営に関し意見を述べることができる。
- 3 学校評議員は、当該学校の職員以外の者で教育に関する理解及び識見を有するものの中から、校長の推薦により、委員会が委嘱する。

(熊本県立学校管理規則)

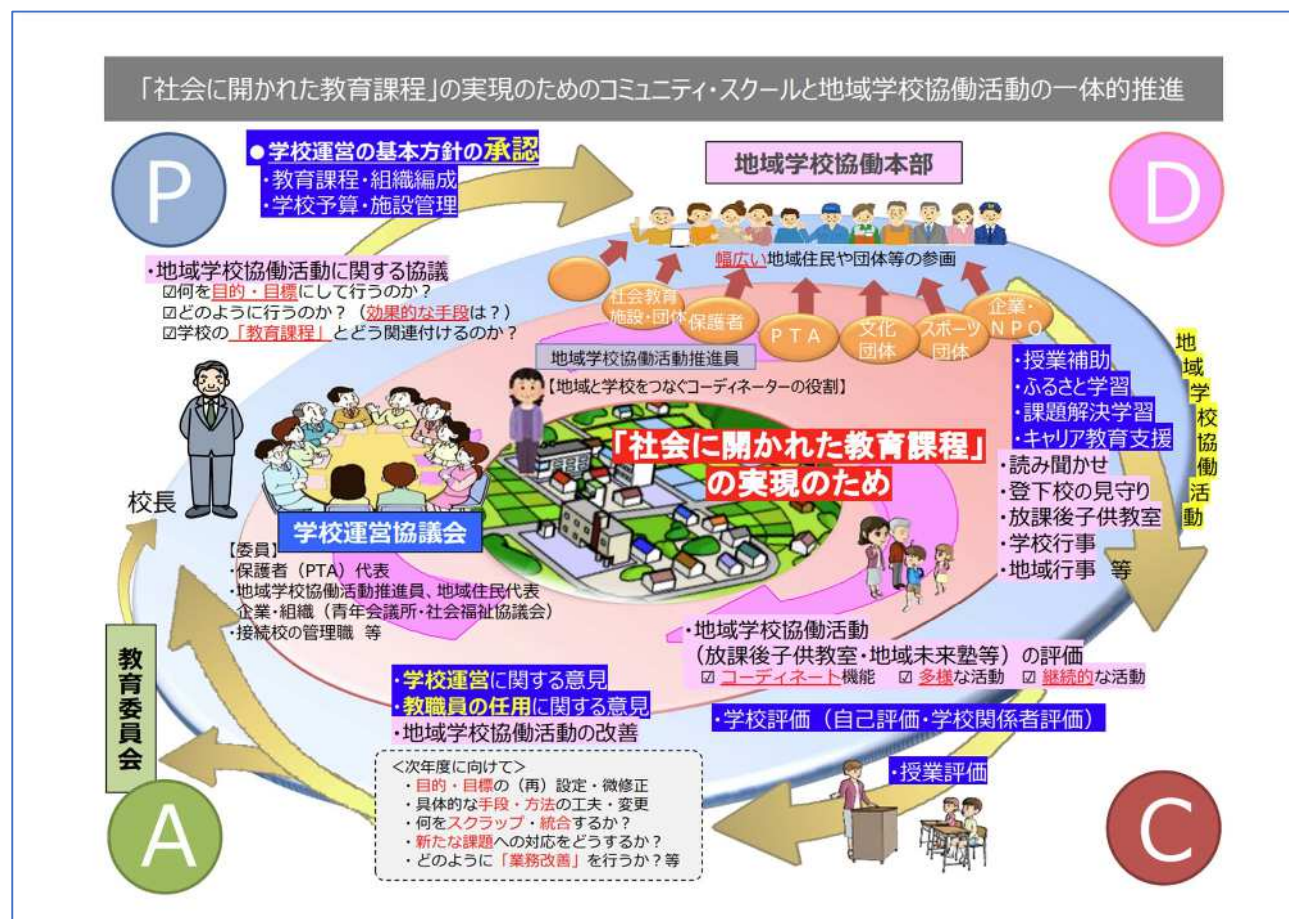
3 聴講制度

聴講制度は、一般教養を高め、また職業に関する知識・技能を得ようとする社会人に対し、熊本県立高等学校の全日制課程又は定時制課程において勉学の間を提供し、生涯学習に資することを目的としている。聴講期間は1年で、一般社会人で、学習意欲があり一年間を通じて聴講できることが聴講の資格である。

4 コミュニティ・スクール

コミュニティ・スクール（学校運営協議会を設置した学校）は、学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換を図るための有効な仕組みである。コミュニティ・スクールでは、学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていくことができる。

法律（地教行法第47条の5）に基づいて教育委員会が学校に設置する学校運営協議会には、主な役割として、①校長が作成する学校運営の基本方針を承認する、②学校運営について、教育委員会又は校長に述べるができる、③教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に意見を述べるができる、の三つがある。



（学校と地域でつくる学びの未来〔文部科学省ホームページ〕）

※ 参考資料

- 熊本県立学校管理規則
- 学校評価ガイドライン〔平成28年改訂〕
- 「学校教育法施行規則等の一部を改正する省令の施行について」（平成12年1月21日付け文教地第244号通知）
- 学校と地域でつくる学びの未来〔文部科学省ホームページ〕
- 熊本県立高等学校聴講の御案内〔熊本県教育委員会ホームページ〕
- 熊本県教育大綱

第 20 章 社会教育

1 社会教育の意義

(1) 社会教育とは

社会教育とは、教育基本法第 12 条における「個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育」であり、社会教育法第 2 条で「学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）」とされているように、学校以外の社会のいたるところで行われる教育・学習の営みのことをさす。

〈 参 考 〉

○教育基本法

第 12 条（社会教育）

個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

(2) 社会教育の役割

社会が大きく変化する中で、各個人が社会生活を営む上で必要な知識・技能等を習得し、資質や能力を伸長できるように、県民一人一人が、必要に応じて学び続けることができる環境づくりが急務であり、その学習機会を等しく提供することが求められている。

さらに、子供の教育においても、教育課題が多岐にわたってきたことから、全てを学校が担うのではなく、家庭・地域住民が相互に連携・協働し、子供を育むことが必要である。このため、地域人材を活用した教育活動を充実させ、地域とともにある学校づくりを推進していく。

また、教育の出発点である家庭の重要性を鑑み、保護者に対しても家庭環境の重要性を啓発するとともに、家庭教育を支援することが求められている。

このことについては、〈参考〉で示したように教育基本法第 10 条・13 条及びくまもと家庭教育支援条例に規定されている。

〈 参 考 〉

○教育基本法

第 10 条（家庭教育）

父母その他の保護者は、子の教育について第一義的に責任を有する者であって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

第 13 条（学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力）

学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする。

○くまもと家庭教育支援条例（平成 25 年 4 月 1 日施行）

第 1 条 （目的）

この条例は、家庭教育の支援に関し、基本理念を定め、並びに県の責務並びに保護者、学校等、地域住民、地域活動団体及び事業者の役割を明らかにするとともに、家庭教育を支援するための施策の基本となる事項を定めることにより、家庭教育を支援するための施策を総合的に推進し、保護者が親として学び、成長していくこと及び子どもが将来親になることについて学ぶことを促すとともに、子どもの生活のために必要な習慣の確立並びに子どもの自立心の育成及び心身の調和のとれた発達に寄与することを目的とする。

(3) 社会教育の担い手としての社会教育主事

社会教育主事は、都道府県教育委員会・各教育事務所・青少年教育施設及び市町村教育委員会の事務局に置かれる専門的職員で社会教育を行う者に対する専門的技術的な助言・指導を行い、学校が社会教育関係団体、地域住民その他の関係者の協力を得て教育活動を行う場合には、その求めに応じて必要な助言を行う。

社会教育主事は、「教育職員の普通免許状を有し、かつ、5年以上文部科学大臣の指定する教育に関する職にあった者で、社会教育主事の講習を修了したもの」等の社会教育主事になり得る資格を有している方で、都道府県・市町村教育委員会から「社会教育主事」として発令され、その職務に就くことができる。

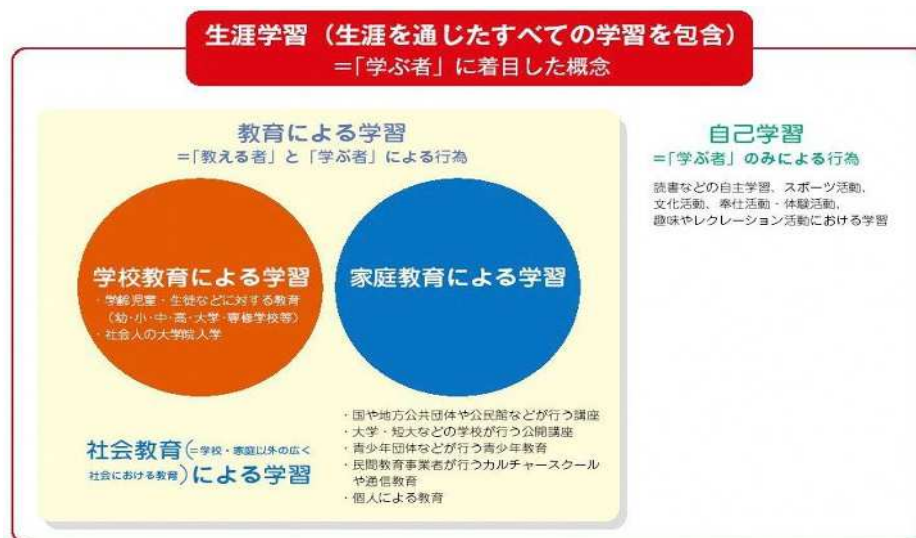
なお、令和2年度から「社会教育主事講習」を修了した者は「社会教育士※（講習）」として称することができるようになり、本県では、毎年7～8月に熊本大学で行われる。

※ 社会教育士とは、学校現場、教育委員会事務局や首長部局、企業、NPO等の社会教育に携わる多様な主体の中で、人づくりや地域づくりに活躍していく人材に対し国が付与する新たな称号。

(4) 生涯学習と社会教育の関係

生涯学習とは、幼児期から高齢期に至る生涯のあらゆる場面において行われる学習活動であり、学校教育や社会教育における学習のように意図的・組織的に行なわれるものもあれば、家庭における学習や、文化・スポーツ活動、趣味・ボランティア活動などの中で行われる学習もある。

平成18年の教育基本法の改正に伴い、第3条で、「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。」と、生涯学習の理念が明記された。



※中央教育審議会生涯学習分科会制度問題小委員会（第1回）資料を基に作成

2 本県における社会教育

(1) 県教育委員会の役割

社会教育は、教育委員会の事務として社会教育法第6条に以下のように規定されている。

ア 公民館及び図書館の設置及び管理に関し、必要な指導及び調査を行うこと。

イ 社会教育を行う者の研修に必要な施設の設置及び運営、講習会の開催、資料の配布等に関すること。

ウ 社会教育施設の設置及び運営に必要な物資の提供及びそのあっせんに関すること。

エ 市町村の教育委員会との連絡に関すること。

オ その他法令によりその職務権限に属する事項

(2) 学校と家庭の連携・協働

ア 家庭教育の重要性と家庭教育支援

家庭は、教育の原点であり、全ての教育の出発点である。基本的な生活習慣、豊かな情操、他人に対する思いやりや善悪の判断などの基本的な倫理観、自立心や自制心などは、家庭を基盤に育まれるものである。

しかし、少子高齢化、国際化及び情報化、これまで経験したことのない災害の発生や感染症の流行など、家庭を取り巻く社会状況が大きく変化する中、家庭の教育力や規範意識の低下に起因する問題行動の増加が見られる。特に、スマートフォンやSNSの利用上のトラブル等は、喫緊の現代的課題である。

そこで、県の教育振興基本計画「第4期熊本県教育振興基本計画」では、重点取組事項に家庭の教育力の向上を掲げ、「くまもと家庭教育支援条例」に基づき、家庭教育の重要性の周知・啓発や家庭教育を支援する社会的気運の醸成に取り組んでいる。

イ 家庭教育支援のための主な取組

(ア) 「親の学び」講座（くまもと「親の学び」プログラムを活用した講座）

くまもと「親の学び」プログラムは、子育てのポイントを身近な話題から楽しく学ぶ参加体験型の学習プログラム。子供の発達段階に応じ、保護者対象の「乳幼児期編」，「小学生期編」，「中高生期編」及び中高生が大人になることについて学ぶ「次世代編」から構成。主に、学校やPTA，子育て支援に取り組む関係機関や団体，公民館等で，保護者が家庭教育の重要性について理解を深めるとともに保護者同士のつながりをつくる機会として実施。

Q 「くまもと『親の学び』プログラム」とは何ですか？

A 参加体験型（参加者同士の話し合いや振り返り）の学習活動で、子育てのポイントや身近な話題から楽しく学んだり、保護者同士のつながりを作るきっかけとなったりするプログラムです。

子どもの発達段階に合わせたテーマをもとに考えを出し合ったり、聞いたりすることを通して、子育てについて前向きな気持ちが高まったり子育てのヒントを聞いたりすることができます。



Q どんな場面で活用できますか？

A

- 幼稚園・保育所等では、保護者研修会や保育参観など
- 学校では、PTA研修・就学時健康診断・地区懇談会・学級懇談など
- 各単位PTAや郡市PTAでは、研修会や役員会など
- 高等学校や中学校では、家庭科やホームルーム活動（学級活動）や集団宿泊教室など

※各学校や職場における職員研修などでも活用できます。

Q どんなプログラムがありますか？

【乳幼児の保護者向け】 ○スタート編 ○New スタート編	【小学生の保護者向け】 ○スマイル編	【中学生・高校生の保護者向け】 ○ステップ編
-------------------------------------	-----------------------	---------------------------

★各プログラムは以下のホームページからダウンロードすることができます。

【熊本県教育委員会】→【家庭教育】→【くまもと「親の学び」プログラム】

参加体験型学習活動の基本的な流れ



※「アイスブレイク」と「ねらいの確認」は順番が変わることもあります。

※熊本県教育委員会作成小冊子【くまもと「親の学び」プログラム】より

(イ) くまもと家庭教育支援チーム

学校等や地域、事業者等で家庭教育支援に取り組む団体を「くまもと家庭教育支援チーム」として登録し、県民全体で家庭教育支援に取り組む気運を高める。

<くまもと家庭教育支援チームによる主な取組>

- 家庭教育に関する学習機会の提供や情報の提供
- アウトリーチによる家庭教育相談の実施
- 誰もが気軽に参加できる親子活動の実施
- 読み聞かせ等の読書活動の実施

ウ PTA活動の現状と活性化

(ア) PTAについて（目的と経緯）

PTAとは、Parent（父母）Teacher（教師）Association（つくられた会）の略称である。PTAの目的は、「児童生徒の健全な育成を図る」ことであり、保護者と教職員が連携し、学校や家庭での児童生徒の教育や指導の在り方を学習し、実践・活動を通して自己を高めていく社会教育団体である。

本県では、城東小学校（熊本市）において最初にPTAが結成。GHQの熊本軍政部教育担当官で当時赴任していたピダーゼ夫妻の長女が城東小学校に転入したこともあり、昭和23年5月に結成された。その後、県内各地の学校でPTAが次々と組織され、昭和25年に、熊本県PTA連絡協議会（現在の熊本県PTA連合会）が結成された。

(イ) PTA活動の充実と活性化

各学校に組織されているPTA（単位PTA）は、学校や地域の実態に応じた様々な取組を行っている。例として、学校の「朝読書」活動と連携したPTAによる読み聞かせや体育祭・文化祭をはじめとする様々な学校教育活動のサポートがある。また、家庭や地域と連携した登下校の見守りや防災訓練をはじめとする様々な地域学校協働活動への協力が挙げられる。このようにPTAは児童生徒の健全育成に加え、学校と家庭、地域と家庭を繋ぐ、架け橋となる役

割も担っている。

今後も、PTA活動の更なる充実と活性化を目指し、PTA会員の意識向上、PTA総会や研修会への参加を高める取組、PTA会員相互の学び合いや協力する取組を工夫することが求められている。

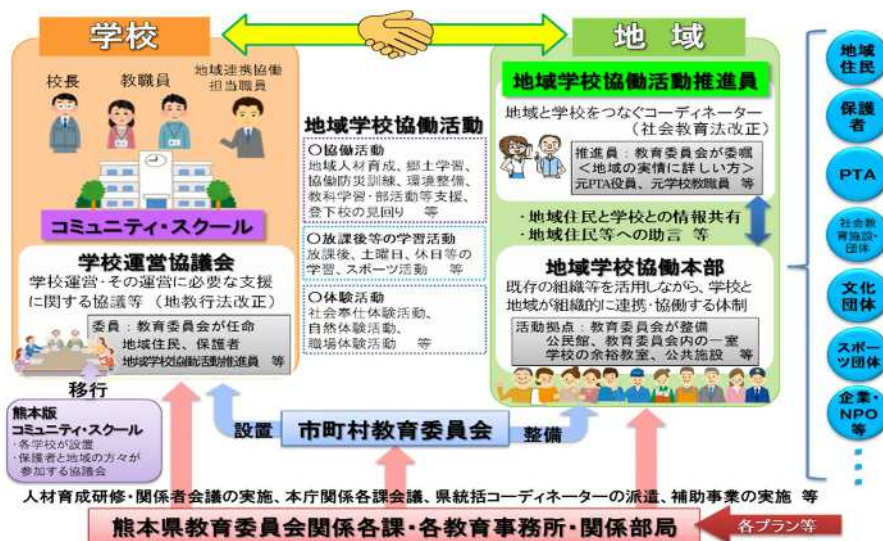
(3) 学校と地域の連携・協働

近年、少子高齢化やグローバル化、情報化の中で子供を取り巻く環境が大きく変化し、学校の抱える課題は複雑化、多様化している。また、地域における教育力の低下や家庭の孤立化といった問題もある。こうした状況の中で、地域と学校がパートナーとして連携・協働し、社会総掛かりによる教育を実現することがますます重要になっている。

平成 29 年 3 月に小中学校の学習指導要領が告示された。学習指導要領の改訂のポイントとして、前文に「社会に開かれた教育課程」の実現の重要性について述べられた点が挙げられる。

また、同年 3 月に社会教育法が改正され、地域学校協働活動を実施する教育委員会が地域住民等との連携協力体制となる地域学校協働本部を整備することや、地域学校協働活動に関し、地域住民と学校との情報共有や助言等を行う「地域学校協働活動推進員」の委嘱に関する規定が整備された。子供たちのために学校をよくしたい、元気な地域を創りたい、そんな『志』が集まる学校、地域が創られ、そこから子供たちが自己実現や地域貢献など、志を果たしていける未来を目指すために、地域学校協働活動を推進していく必要がある。

熊本県では、地域とともにある学校づくりのため、「社会に開かれた教育課程」を実現させる、五者連携による、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進している。



○ 地域学校協働活動の推進

ア 学びによるまちづくり，地域課題解決型学習

子供たちと地域住民等の協働による「地域ブランド製品づくり」「地域の観光振興」「地域防災マップの作成」等の学習活動を行うことで，地域活性化を目指す。

イ 地域人材育成，郷土学習

子供たちが「ふるさと」について，地域住民から学び，自ら地域について調べたり発表したりする学習を通じて，地域への愛着をもつ子供を育み，地域の将来を担う人材を育成する。

ウ 地域行事，イベント，お祭り，ボランティア活動等への参画

子供たち自らが地域社会の一員であると認識し，自身が地域のために何ができるかを考えるきっかけとするために，地域のイベントにおけるボランティア体験学習，伝統行事やお祭りでの伝統文化・芸能の発表や楽器の演奏，地域の防災訓練への参画を果たす。

(4) 生涯学習基盤の整備

ア 市町村における生涯学習推進の広域的な支援

生涯学習推進における市町村の役割について，「長寿社会における生涯学習の在り方について～人生 100 年 いくつになっても 学ぶ幸せ『幸齢社会』」（平成 24 年 3 月 文部科学省）では，「生涯学習の舞台は『地域』であり，その支援施策の展開にあたっては，住民に身近な基礎自治体である市区町村が第一次的な役割を担っている。」としている。生涯学習の推進において市町村の果たす役割は大きく，県は，その市町村を支援していく必要がある。県では市町村支援として主に以下の事業を実施している。

イ 主な生涯学習施設

(ア) 県生涯学習推進センター

生涯学習推進の中心機関である「くまもと県民交流館（通称：パレア）」内の「熊本県生涯学習推進センター」では，主に次の事業を行っている。（注：平成 30 年 4 月から指定管理者制度を導入し，県生涯学習推進センターの業務は主に県が企画を，指定管理者が運営を担っている。）

※県生涯学習推進センター：〒860-8554 熊本市中央区手取本町 8－9

テトリア熊本ビル 9 F TEL 096-355-4312

- a 生涯学習情報提供システム「学びネットくまもと」の運営
- b 生涯学習相談の実施
- c 教材等の提供
- d 生涯学習の普及啓発
- e 「くまもと県民カレッジ」

(イ) 青少年教育施設

県立青少年教育施設では，学校・団体・グループなど青少年の健全育成を目的とする団体が，自らの主体的な計画により行う研修を，より充実したものにするため，青少年教育施設が必要な助言を行いながら，青少年教育の振興を図る受入事業を行っている。

また，高まる県民のニーズに応えるために，施設間の連携を図るとともに，地域との連携を大切にしながら，親子のふれあいを育む事業，不登校児童生徒を対象とした事業，青少年長期自然体験活動，指導者・リーダーを対象とした事業，体験活動の出前講座など，先導的・広域的な企画事業も実施している。

(※詳しくは、各青少年教育施設ホームページ参照)

施 設 名	連 絡 先
熊本県立天草青年の家	〒861-6102 T E L 0969-56-1650 上天草市松島町合津 5500 番地 F A X 0969-56-1195 http://www.k-seishonen.com/amakusa/
熊本県立菊池少年自然の家	〒861-1441 T E L 0968-27-0066 菊池市原 4885 番地 5 F A X 0968-27-0880 http://www.k-seishonen.com/kikuchi/
熊本県立豊野少年自然の家	〒861-4305 T E L 0964-45-3855 宇城市豊野町山崎 1775 番地 F A X 0964-45-3890 http://www.k-seishonen.com/toyono/
熊本県立あしきた青少年の家	〒869-5454 T E L 0966-82-3092 葦北郡芦北町鶴木山 F A X 0966-82-3094 http://www.k-seishonen.com/ashikita/

(5) 子供の読書活動の推進

子供の読書活動は、子供が言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことができないものである。読書を通じた子供の確かな成長のためには、すばらしい本やお話、そして、人材を含めた読書環境の整備充実が必要である。

熊本県では、「第五次肥後っ子いきいき読書プラン（熊本県子供の読書活動推進計画：令和6年から5年間）」に基づき、学校の取組に加え、社会教育の中で子供を取り巻く読書環境の整備や人材の育成及び読書活動の気運を高めるための啓発活動を行っている。

本県における子供の読書活動の現状（令和5年度）は、1か月に1冊以上本を読む児童生徒の割合は、小学生 96.6%（全国比+3.6%）、中学生 83.6%（全国比-3.3%）、高校生 73.8%（全国比+17.3%）であり、小学校と高校で全国平均を上回っている。

また、1か月に5冊以上本を読む多読に取り組む児童生徒の割合は、小学生 58.6%、中学生 22.6%、高校生 8.3%であり、早い段階から読書習慣が形成されている。今後も、子供の読書活動に関わる地域人材を十分に活用し、地域ぐるみで子供の読書活動の推進を図っていくことが望まれる。

さらに、熊本県では、令和4年6月に策定した「熊本県読書バリアフリー推進計画」に基づき、障がいのある子供たちをはじめとした全ての県民の読書活動の推進を支援していく。

<参考>子供の読書活動の推進に係る主な事業概要

主な事業	事業趣旨	主な事業内容
子供の読書活動推進フェスティバル	読書の喜びを味わえる催しを開催するとともに、県民へ子供の読書活動の啓発の機会とする。	・児童文学作家等の講演 ・各種おはなし会 ・布の絵本作成会 等
肥後っ子いきいき読書アドバイザー事業	魅力ある図書館（室）づくりや読み聞かせボランティアのスキルアップ等のためにアドバイザー（専門家）を派遣して指導助言を行う。	・図書館のレイアウト ・研修会の講師 ・読み聞かせ指導
読書応援ボランティア養成講座	地域で活動する読書ボランティアの資質や技能の向上を目的に実施する。	・講話 ・実技研修

(6) 子供の体験活動の推進

昨今の子供は、マスメディア、スマートフォンやゲーム機等による疑似体験の機会が増える一方で集団や自然の中で行う直接体験の機会が減少しており、そのことが子供の健やかな成長に少なからずマイナスの影響を与えていると考えられる。国立青少年教育振興機構が実施した「子どもの体験活動の実態に関する調査研究」によると、子供の頃の体験が豊富な大人ほど、意欲・関心や規範意識が高い人が多いという結果も得られている。

学習指導要領（平成 29 年告示）には、「＜小学校＞自然の中での集団宿泊活動などの平素と異なる生活環境にあって、見聞を広め、自然や文化などに親しむとともに、よりよい人間関係を築くなどの集団生活の在り方や公衆道徳などについての体験を積むことができるようにすること。」「＜中学校＞平素と異なる生活環境にあって、見聞を広め、自然や文化などに親しむとともに、よりよい人間関係を築くなどの集団生活のありかたや公衆道徳などについての体験を積むことができるようにすること。」とあり、自然体験活動・社会体験活動の推進が述べられている。

県内には、県立の青少年教育施設が 4 施設、国立が 1 施設あり、自然の中での体験活動を行うため、県内の多くの小・中学校が集団宿泊行事等で施設を利用している。「青少年」、「家族」、「指導者・リーダー」等を対象として、それぞれの施設の特色を生かした体験活動に関する企画事業が多数実施されている。

また、県内の社会教育関係団体や N P O 等の各種団体の中にも、青少年の参加を募り体験活動を推進している団体もある。

今後、青少年の健全育成を図るため、子供に自然や自然現象等を五感で感じる体験や、人との関わりによる体験を広める活動の推進が望まれる。

第 21 章 高等学校教育の制度改革

1 単位制高等学校

(1) 高等学校の改善

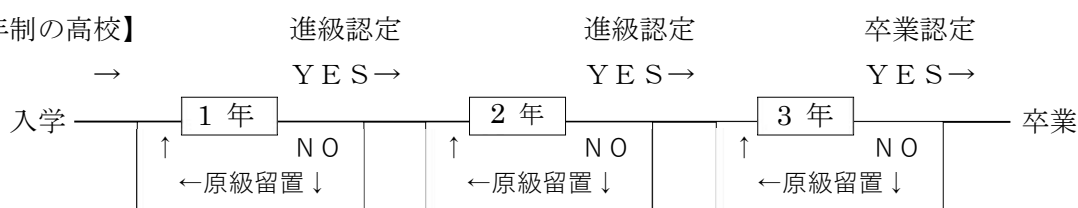
現在、高校には不登校・中途退学・不本意入学、社会の変化に伴う生徒の価値観の多様化等、多くの問題が山積している。これらの中には、学年制が要因となっている問題も多く、その改善を図るため単位制の導入が求められた。その経緯を次に示す。

ア 誰でもいつでも、必要に応じて高校教育を受けられることを目的として、昭和 63 年度に定時制・通信制の課程に単位制が導入され、本県では、平成 4 年度に湧心館高校に単位制を導入。平成 20 年度から全ての定時制に単位制を導入した。

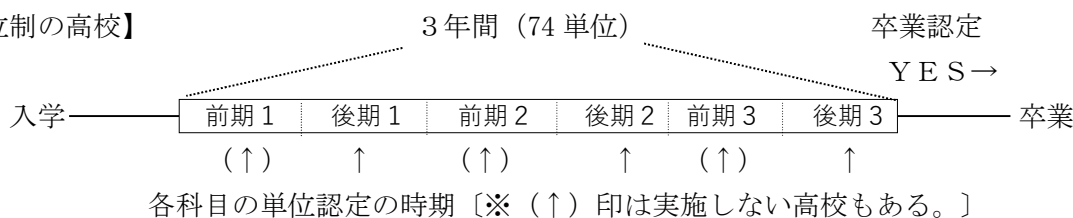
イ 全日制にも単位制のメリットを活用することが求められ、平成 5 年度に全日制単位制が制度化され、本県においても、平成 8 年度に湧心館高校の定時制昼間部を全日制単位制に改編した。

(2) 学年制と単位制の違い

【学年制の高校】



【単位制の高校】



(3) 単位制の特色

ア 生徒の興味・関心や進路希望等に応じて自由に科目が選択できるよう多くの選択科目が開設されているため、自己の時間割を計画的に作成できる。

イ 学年ごとの進級認定はなく、3 年間で、必修教科・科目を含む合計 74 単位を修得すれば卒業できる。また、他校や高等学校卒業程度認定試験で修得した単位も、当該高校の卒業に必要な単位のうちに加算される。(全日制単位制を除く)

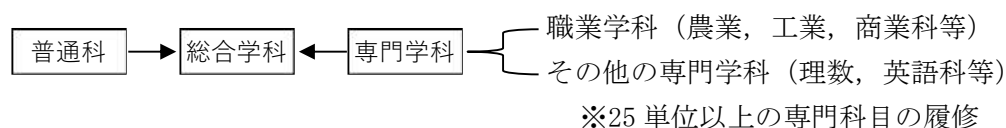
ウ 前期、後期の二学期制にすることができ、学期の区分に応じた単位認定・卒業認定ができる。

エ 進級認定が無いことによる中途退学者の減少が期待できる。

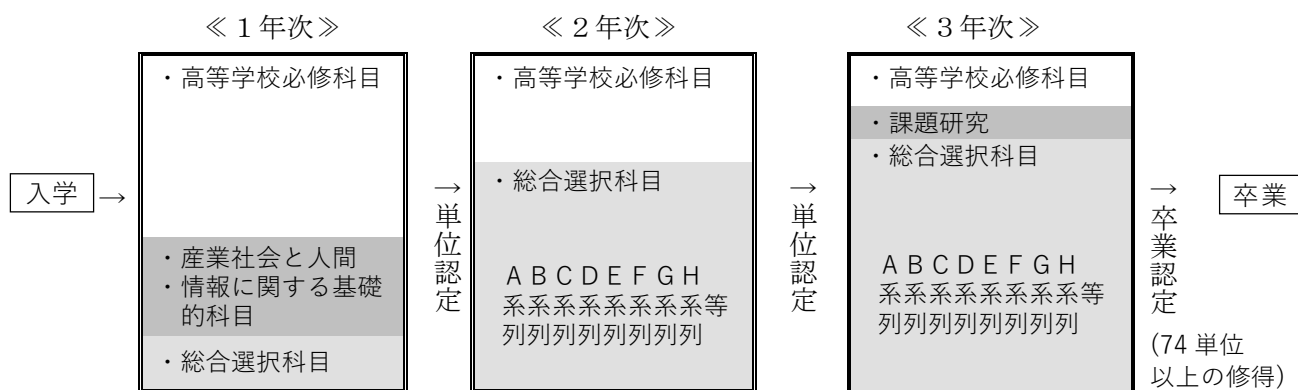
2 総合学科

(1) 第三の学科

国際化、情報化、高齢化などを背景とする急激な社会変化、98%を越える高校進学率に伴う生徒の能力・適性、興味・関心、進路等の多様化に適切に対応するため、将来の職業選択を視野に入れて、できるだけ選択幅が広く、柔軟な教育を実施する必要があることから、「普通科」と「専門学科」にならぶ第三の学科として平成 6 年度に制度化されたのが「総合学科」である。本県においても、平成 8 年度に翔陽高校に、平成 22 年度に八代工業高校定時制に、平成 26 年度に牛深高校に導入した。



(2) 入学から卒業まで



※「系列」とは、従来の「学科」のように生徒が所属するものではなく、生徒の進路目標に沿って科目を選択し易いように、ある程度の方向性と系統性をもたせた科目群で、系列を越えての選択は自由である。

(3) 総合学科原則履修科目

「産業社会と人間」…体験学習や討論などを通して将来の自分の進路への自覚を深める科目。

3 総合選択制

学科の専門性を維持しながら、2年次から、各学科の科目の一部を学科の枠を乗り越えて相互に選択できる制度のこと。

九州では、福岡、大分、長崎、鹿児島、沖縄で導入しており、本県においても南稜高校、矢部高校、松橋高校などに導入した。

【総合選択制のメリット】

- ① 生徒の多様な興味・関心、進路希望等に柔軟に対応できること。
- ② 将来の職業意識や進路意識を深めることができること。
- ③ 「自己選択・自己責任」の意識を高めることができること。
- ④ 少人数の授業により徹底した指導が可能になること。
- ⑤ 学科の枠を越え学校全体としての連帯意識が育つこと。

【総合選択制のデメリット】

- 時間割が複雑になること。

4 中高一貫教育

(1) 制度

中等教育の一層の多様化を推進し、生徒一人一人の個性をより重視した教育の実現を目指すために、現行の中学校・高等学校に加えて、中高一貫教育の制度化を図り、「学校教育法等の一部を改正する法律」が平成10年6月12日に公布され、平成11年4月から施行されている。

(2) 中高一貫教育の種類

- ア **中等教育学校** …一つの学校として、6年間一体的に中高一貫教育を行うもの
ex. 宮崎県立五ヶ瀬中等教育学校：平成11年度から日本初の中等教育学校に移行。
- イ **併設型の中学校・高等学校** …同一の設置者により、中学校と高校を接続したもの。中等教育学校よりも緩やかな設置形態で、学校の一部を中高一貫教育にしたり、高校進学時に新たな学級を付け加えたりすることも可能となる。
- ウ **連携型の中学校・高等学校** …既存の市町村立の中学校と都道府県立の高等学校が、教育課程の編成や、教員・生徒間交流等の連携を深める形で中高一貫教育を実施するもの。

(3) 本県における中高一貫教育

県立小国高等学校と小国中学校及び南小国中学校：平成 14 年スタート（連携型）

県立宇土中学校・県立宇土高等学校：平成 21 年スタート（併設型）

県立八代中学校・県立八代高等学校：平成 21 年スタート（併設型）

県立玉名高等学校附属中学校・県立玉名高等学校：平成 23 年スタート（併設型）

5 高等学校卒業程度認定試験

学校教育法第 90 条の規定を受けて学校教育法施行規則第 150 条が定めるところにより，高等学校を卒業していない者が，高等学校を卒業した者と同等以上の学力があるかどうかを認定するための試験で，試験の合格者は，国，公，私立のどの大学，短大，専門学校でも受験でき，就職や各種の資格試験等においても活用することができる。

平成 16 年度まで実施された大学入学資格検定とは，試験科目や全日制高等学校在籍者が受験できること等が異なっている。

第 22 章 環境教育

「環境の世紀」と呼ばれる 21 世紀を迎え、世界では国連を中心に、かけがえのない地球環境を健全な形で次世代に引き継いでいくための様々な取組が行われている。学校における環境教育は、生涯学習としての環境教育の基礎となるものであることから、知識だけにとどまらず、環境に対する豊かな感受性と見識に基づいて、環境問題の解決に必要な判断力と主体的な行動ができる能力や態度の育成を図ることが大切である。

1 環境教育の目標

環境とのふれあいを通して、環境に関心をもち、環境への理解を深め、環境を大切にする心を育成するとともに、環境の保全やよりよい環境の創造のために主体的に行動する実践的な態度や資質・能力を育成する。

2 発達段階に応じた環境教育の推進

目標を具体化していくため、児童生徒の発達段階を考慮し、系統的な環境教育に取り組むことが必要である。

(1) 小学校の低・中学年

自然に触れる機会を多くもち、自然に対する感受性を豊かにさせ、守るべき自然がどのようなものかを認識させる。また、積極的に自然環境や生活環境を理解しようとする態度を育む。

(2) 小学校の高学年及び中学校

環境に関わる事象を具体的に認識させ、因果関係や相互関係を理解する力や問題解決能力を育成する。また、社会の一員、生態系の一員として環境に配慮する態度を育成する。

(3) 高等学校

環境問題を総合的に捉え、生徒が自ら思考し、選択し、意思決定できる能力を育成する。また、環境保全や環境の改善に主体的に働きかける態度を育成する。

3 高等学校における具体的な目標の例

(1) 環境全般

- ・資源やエネルギーの有限性及び有効利用法を認識させる。
- ・地球環境保全の重要性、人間と環境の関わりや各主体の役割を認識させる。

(2) 生活環境

- ・環境負荷の少ない生活を目指して生活意識や生活様式を見直すことができるようにさせる。
- ・公害防止と環境保全の重要性を理解し、個人や企業の社会的責任について考えることができるようにさせる。

(3) 自然環境

- ・自然環境や生物種を保全する意義を認識させ、保全策について考えることができるようにさせる。

4 環境教育の進め方と留意点

学習指導要領に示された各教科・領域等の目標や内容を「環境」の視点で捉え、各教科等において目標とする能力・態度と環境教育の目標とする能力・態度との関連性を認識し、地域、学校及び生徒の実態に即して進める必要がある。「総合的な探究の時間」において「環境」をテーマに学習を展開することは、環境教育を横断的・総合的に推進する上でも、より体験的な学習・問題解決的な学習とする上でも極めて有意義である。また、留意点としては、「総合的であること」、「目的を明確にす

ること」，「体験を重視すること」，「地域に根ざし，地域から広がるものであること」などが挙げられる。

※ 参考資料

- 「第四次熊本県環境基本指針」（令和 3 ～12 年度）
- 「第六次熊本県環境基本計画」（令和 3 ～ 7 年度）
- 「学校教育における環境教育ガイドライン」（熊本県教育委員会HP掲載）

第 23 章 教育の情報化

1 情報通信社会への対応の必要性

今や世界は I o T や A I 等の出現，実用化により，Society5.0 と言われる大きな社会変化の真ただ中にある。インターネットがグローバルな情報通信基盤となるとともに，コンピュータやスマートフォン等が広く個人にも普及し，誰もが情報の受け手だけでなく送り手としての役割も担うようになった。

そのような社会状況を背景に，平成 28 年 7 月，文部科学省は，「教育の情報化加速化プラン」を策定し，2020 年代の「次世代の学校・地域」における I C T 活用のビジョン等を提示するとともに，授業・学習面での I C T の活用，校務面での I C T の活用等について具体的な施策を示した。

また，平成 29 年 3 月に告示された新学習指導要領（小学校，中学校及び特別支援学校（小・中学部平成 29 年 4 月・高等部平成 31 年 2 月））でも，情報化やグローバル化など急激な社会的変化の中でも，未来の創り手となるための必要な知識や力を確実に備えることのできる学校教育の実現を掲げ，今回新たに，情報活用能力が言語能力等と同様に，「教科等の枠を越えて，全ての学習の基盤として育まれ活用される資質・能力」と位置付けられた。

このことは，これからの社会を生きる子供たちには，情報の表現やコミュニケーションの効果的な手段としてコンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用する能力，いわゆる情報活用能力が求められていることに他ならない。

熊本県教育委員会においても，昭和 61 年度策定のマイ・タッチ計画以後，熊本県教育情報化推進事業等において，ハード面の環境整備や人材育成・教員研修等を進めている。特に，令和 3 年 3 月に策定した今後の本県教育が目指す方向性を示した熊本県教育振興基本計画「第 3 期くまもと『夢への架け橋』教育プラン」や，本県教育情報化の取組の方向性を示した「熊本県教育情報化推進基本方針」において「I C T 教育日本一」を掲げ，教育の情報化を推進することとしている。

一方，インターネットや携帯電話，スマートフォン等利用の低年齢化とともに，有害情報や悪意のある情報発信など情報化の影の部分への対応が課題となっている。このような状況の中で，学校と地域・家庭が連携しながら情報安全・情報モラル教育を推進し，情報や情報手段を適切に活用し，情報社会に積極的に参画する態度の育成が重要となっている。

2 教育の情報化とは

文部科学省は，令和元年 6 月にはこれらを踏まえた教育環境として，「新時代の学びを支える先端技術活用推進方策（最終まとめ）」を策定し，「誰一人取り残すことのない，公正に個別最適化された学び」を実現すべく，新時代に求められる教育の在り方や，教育現場で I C T 環境を基盤とした先端技術や教育ビッグデータを活用する意義と課題について整理した。また，同月，「学校教育の情報化の推進に関する法律」が施行され，学校教育の情報化の推進に関し，基本理念を定め，国，地方公共団体等の責務を明らかにし，学校教育の情報化を総合的かつ計画的に推進し，もって次代の社会を担う児童生徒の育成に資することとされた。そのような中，1 人 1 台端末と，高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで，特別な支援を必要とする子供を含め，多様な子供たちを誰一人取り残すことなく，公正に個別最適化され，資質・能力が一層確実に育成できる教育 I C T 環境を実現するための「G I G A スクール構想」が進められ，教育の情報化推進の重要性はますます高まっている。

また，令和元年 12 月に発表した「教育の情報化に関する手引」では「情報活用能力の育成」「教科等の指導における I C T の活用」「校務の情報化の推進」を三つの柱として，教育の質の向上を目指すものであることを示した。そして，その実現において教員の I C T 活用指導力の向上（研修等），学校における I C T 環境整備が必要であるとともに，教育の情報化を推進するための教育委

員会や学校におけるサポート体制の整備が極めて重要である。

【教育の情報化における三つの柱】

- ① 情報活用能力の育成～学習の基盤となる資質・能力としての情報活用能力～
- ② 教科等の指導におけるＩＣＴの活用～各教科等におけるＩＣＴを活用した教育の充実～
- ③ 校務の情報化～学校における校務の負担軽減とよりよい教育の実現～

(1) 情報活用能力の育成

初等中等教育における「情報教育」は、「生きる力」の重要な要素として、「情報活用能力」をバランスよく、総合的に育成することを目標としている。平成9年10月の「情報化の進展に対応した初等中等教育における情報教育の推進等に関する調査研究協力者会議」第1次報告において、情報教育の目標として、「情報活用能力」を次の三つの観点に整理している。その後、平成18年8月の「初等中等教育の情報教育に係る学習活動の具体的展開について」において、3観点の定義に基づく8要素に分類して整理された。これらは独立したものではなく、これらを相互に関連付けて、バランスよく身に付けさせることが重要である。

【情報教育の3観点8要素】

A 情報活用の実践力

- ・課題や目的に応じた情報手段の適切な活用
- ・必要な情報の主体的な収集・判断・表現・処理・創造
- ・受け手の状況などを踏まえた発信・伝達

B 情報の科学的な理解

- ・情報活用の基礎となる情報手段の特性の理解
- ・情報を適切に扱い、自らの情報活用を評価・改善するための基礎的な理論や方法の理解

C 情報社会に参画する態度

- ・社会生活の中で情報や情報技術が果たしている役割や及ぼしている影響の理解
- ・情報モラルの必要性や情報に対する責任
- ・望ましい情報社会の創造に参画しようとする態度

- 「情報活用能力」を育成するに当たっては、発達段階や各教科等の学習との連携に留意し、三つの関連性やバランスに配慮した、系統的、体系的なカリキュラム・マネジメントをする必要がある。
- 「情報活用の実践力」は、小学校段階から各教科等の学習内容や教科等の枠を越えた総合的な学習課題を題材として育成されることが望まれる。また、「情報活用の実践力」を単なるコンピュータ操作体験のレベルから、真の実践力、知恵のレベルに高めていくために、「情報の科学的な理解」が必要である。
- 「情報社会に参画する態度」は、「情報活用の実践力」と「情報の科学的な理解」に基づき、情報が人間や社会に及ぼす影響や、影の影響を克服するための方策を考えさせることで培われる。これらの学習においては、自分自身が情報社会の創造に関与するという観点から、単なる情報の受け手としてでなく、自らが情報の送り手になる場合の態度の育成が重要である。

(2) 教科等の指導におけるＩＣＴの活用

各教科等でのＩＣＴ活用とは、教科の目標を達成するために教員や児童生徒がＩＣＴを活用することであり、次の三つに分けられる。

ア 学習指導の準備と評価のための教員によるＩＣＴ活用

よりよい授業を実現するために教員がＩＣＴを活用して授業の準備を進めたり、教員が学習効果を充実させたりするためにＩＣＴを活用することである。

イ 授業での教員によるＩＣＴ活用

教員が授業のねらいを示す、学習課題への興味・関心を高める、学習内容を分かりやすく

説明したりする等、指導方法の一つとしてICTを活用することである。教員がICTを活用して映像や音声といった情報を提示することは、発問、指示や説明とも関係が深く、全ての教科指導の数多くの指導場面で実施可能である。

ウ 児童生徒によるICT活用

教科内容のより深い理解を促すために、児童生徒が、情報を収集・選択したり、文章や図・表にまとめたり、表現したりする際に、あるいは、繰り返し学習によって知識の定着や技能の習熟を図る際に、ICTを活用することである。

(3) 校務の情報化

校務の情報化の目的は、効率的な校務処理とその結果生み出される教育活動の質の改善にある。校務が効率的に遂行できるようになることで、教職員が生徒と向き合う時間を確保することが可能になる。例えば、グループウェア等の活用によって、会議の時間が短縮され、わずかな時間とはいえ、教職員の心の余裕の時間や児童生徒とのコミュニケーションの時間が増す。

また、校務の情報化によって、各種情報が教職員間で共有され、教職員間の連携を深めることができる。学級担任や教科担任が単独で見ていた生徒の学習や生活の記録などの学習者情報を電子化することにより、複数の教職員で見た多様かつ広範な情報を共有することは、大きな意味をもつ。さらに、校内ネットワーク上に蓄積・共有された教材を効率的に活用し、よりよい授業づくりのヒントを得て、より質の高い魅力ある授業を実現することにつながる。

校務の情報化においては、個人情報保護やセキュリティについての重要性を十分認識しておく必要がある。生徒の情報は、あくまでも保護者から預かっているものであるという意識をもち、「熊本県教育委員会教育情報セキュリティ実施要領」及び「県立学校における電子情報セキュリティ対策モデル基準」を遵守し、電子データの持ち出し等の情報漏洩を防ぐことが重要である。

3 授業におけるICT活用

(1) 学習指導要領における位置付け

情報活用能力の育成を図るため、各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ること。また、各種の統計資料や新聞、視聴覚教材や教育機器などの教材・教具の適切な活用を図ること。（高等学校学習指導要領（平成30年告示）総則）

今後の情報社会に主体的に対応できる資質や能力を生徒に十分身に付けさせることは、学校教育の今日的課題の一つである。

そのためには、コンピュータやインターネットを含む情報通信ネットワークなど情報手段を適切に使い、常に目的意識や課題意識をもちながら、様々な情報媒体から溢れ出る情報のうち、自ら必要とする情報を適切に選択し、目的や条件に応じて処理・加工し、自らの情報を創造・発信していく能力や情報モラル等、情報活用能力を育成する学習活動が重要になってくる。

こうした情報化に対応した資質・能力を身に付けさせるため、平成15年度より、新たに普通教育に関する教科「情報」を設け、平成25年度より共通教科情報科として改訂し、「社会と情報」及び「情報の科学」の2科目からの選択必修とした。共通教科情報科は、情報に関する科学的な見方や考え方を養うとともに、社会の中で情報や情報技術が果たしている役割や影響を理解させ、情報化の進展に主体的に対応できる能力と態度を育てることに主眼を置いており、高等学校における情報教育の中核を担うこととなる。しかし、コンピュータや情報通信ネットワークの活用は、共通教科情報科だけで行えばよいのではなく、義務教育段階と同様、高等学校段階においても、教科等の特質に応じて教科等横断的に情報活用能力を身に付けさせる教育のより一層の充実が求められている。

共通教科情報科の学習内容は、中学校技術・家庭科技術分野の内容「D情報の技術」との系統性を重視している。小学校におけるプログラミング教育の成果を生かして発展させるという視点

から、従前からの計測・制御に加えて、ネットワークを利用した双方向性のあるコンテンツのプログラミングについても取り上げるなどの内容の改善を図っている。共通教科情報科の指導を行うためには、これらの中学校技術・家庭技術分野の改善内容を十分踏まえることが重要である。生徒は中学校の各教科、道徳、総合的な学習の時間及び特別活動で、中学校までの発達の段階に応じた情報活用能力（情報モラルを含む）を身に付けて高等学校に入学してくる。生徒が義務教育段階において、どのような情報活用能力を身に付けてきたかについて、あらかじめその内容と程度を的確に把握して、指導に生かす必要がある。

令和4年度から実施されている共通教科情報科の科目構成については、現行の「社会と情報」及び「情報の科学」の2科目からの選択必修を改め、問題の発見・解決に向けて、事象を情報とその結び付きの視点から捉え、情報技術を適切かつ効果的に活用する力を全ての生徒に育む共通必修科目としての「情報Ⅰ」を設けるとともに、「情報Ⅰ」において培った基礎の上に、問題の発見・解決に向けて、情報システムや多様なデータを適切かつ効果的に活用する力やコンテンツを創造する力を育む「情報Ⅰ」の発展的な選択科目としての「情報Ⅱ」が設定されている。

(2) 授業改善のためのICT活用

学校教育におけるICTの活用については、学習指導要領の趣旨を踏まえ、各教科等において育成すべき資質・能力等を把握し、心身に及ぼす影響にも留意しつつ、まずはICTを日常的に活用できる環境を整え、生徒が「文房具」として活用できるようにし、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善に生かしていくことが重要である。

なお、ICTの活用に当たっては、教育効果を考えながら活用することが重要であり、ICTを活用すること自体が目的化しないようにする必要がある。ICT活用の場面やタイミング、活用する上での創意工夫など、教員の指導力が教育効果に大きく関わっている。つまり、「ICTそのものが児童生徒の学力を向上させる」のではなく、「ICT活用が教員の指導力に組み込まれることによって学びが充実し、授業改善により児童生徒の資質・能力の育成につながる」といえる。

より高い教育効果に結び付けるためには、ICT活用に加えて、日頃からの生徒の実態把握、授業における活用のタイミング、発問、指示や説明といった従来からの授業の展開との融合も重要となる。この観点から考えれば、ICTによる情報の提示は、板書の代わりになるものではない。提示した情報について説明などをした上で、従来どおり重要な点は板書をし、生徒にノートをとらせる指導も重要となる。

(3) 実践的なICT活用指導力

教員のICT活用指導力は、これからの時代において、全ての教員に求められる基本的な資質・能力であり、分かる授業の実現や情報モラルの育成のためには、ICT活用指導力の向上の必要性を理解し、校内研修等を積極的に活用して自ら研修を進めることが必要である。

教員のICT活用指導力向上に関する政府方針、電子黒板やタブレット端末等の機器の整備状況など、ICT活用を取り巻く環境の変化及び「主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）」の観点からの授業改善の推進を踏まえ、文部科学省では平成30年度に「教員のICT活用指導力チェックリスト」を改訂した。この基準は、AからDまでの四つのカテゴリーで16のチェック項目で構成される。平成18年度末に、文部科学省では、「IT新改革戦略」に基づき、「教員のICT活用指導力の基準」チェックリストを策定した。この基準は、生徒の学習内容や学習形態に応じて、小学校版と中学校・高等学校版の2種類が策定されるとともに、AからDまでの四つのカテゴリーで16のチェック項目で構成される。その範囲は、授業におけるICT活用の指導だけでなく、情報モラルの指導ができることや校務にICTを活用できることも含まれている。

- A** 教材研究・指導の準備・評価・校務などにICTを活用する能力
授業の準備段階や授業終了後の評価段階において、教員がICTを活用する能力
- B** 授業にICTを活用して指導する能力
授業の中で、教員が資料を説明したり課題を提示したりする場面や生徒の知識定着や技能習熟を図る場面において、教員がICTを活用する能力
- C** 児童生徒のICT活用を指導する能力
児童生徒のICT活用を指導する能力
- D** 情報活用の基盤となる知識や態度について指導する能力
情報モラルなどを適切に指導し、児童生徒の情報社会で適正に行動するための基となる考え方と態度を育成する能力

4 情報モラル教育の推進

(1) 情報モラルとは

社会の情報化が進展する中で、情報化の「影」の部分を十分理解した上で、情報社会に積極的に参画する態度を育てることは、今後ますます重要になる。児童生徒の間にも携帯電話・スマートフォンやコンピュータなどを通じたインターネット利用が急速に普及し、インターネット上での誹謗中傷やいじめ、インターネット上の犯罪や違法・有害情報などの問題が発生しており、こうした問題を踏まえ、「情報モラル」について指導することが必要となっている。

「情報モラル」とは、情報社会で適正に活動するための基となる考え方や態度のことである。その範囲は、「他者への影響を考え、人権、知的財産権など自他の権利を尊重し情報社会での行動に責任をもつこと」、「危険回避など情報を正しく安全に利用できること」、「情報機器の使用による健康との関わりを理解すること」など多岐にわたる。

(2) 日常モラルと的確な判断力

情報モラルは、道德の時間などで扱われる「日常生活におけるモラル（日常モラル）」が前提となる場合が多く、道德の時間で指導する「人に温かい心で接し、親切にする」、「友達と仲良くし、助け合う」、「他の人との関わり方を大切にする」、「相手への影響を考えて行動する」などは、情報モラル教育においても何ら変わるものではない。

情報モラル教育において重要なことは、情報社会やネットワークの危険を知ることのみがねらいではなく、ネットワークを通じて他人や社会とよりよい関係を築けるよう、自分自身で正しく活用するための的確な判断ができる力を身に付けさせることである。

(3) 情報技術の基本的な特性の理解

情報技術には、進展しても変化しない不易な部分と、情報技術の進展によって変化する部分がある。何が不易であり、何が変化するものなのかという構造を理解し、これまで指導してきた内容と関連付けて指導することが必要である。生徒が、将来の新たな機器やサービス、あるいは危険の出現にも的確に対応できるようにすることが重要である。

(4) 考えさせる学習活動の重視

情報モラルの指導は、各教科等において指導するタイミングをうまく設定し、繰り返し指導することが大切であるとともに、生徒同士で討論することや、インターネットで実際にあるいは擬

似的に操作体験をしたり調べ学習をしたりするなどして、「情報モラルの重要性を実感できる授業」を実践する必要がある。特に、学習指導要領解説総則編においては、情報モラルの指導のための具体的な学習活動について、一方的に知識や対処法を教えるのではなく、生徒が自ら考える活動を重視している。

(5) 情報安全に関する教育の推進

近年、スマートフォンや携帯電話、インターネット、SNS等の普及に伴い、生徒が事件や事故に巻き込まれ、いじめや誹謗中傷等を受け、場合によっては、加害者になってしまうケースが見られる。生徒を有害な情報から守る「フィルタリング」設定を徹底し、家庭や地域での利用ルールを決めるなど、生徒が安全に安心して利用できるよう、情報安全に関する教育を計画的に展開する必要がある。また、家庭や地域でスマートフォンやSNSを利用する機会が多いことから、家庭や地域と連携しながら計画的に進めるよう、学校全体で対応していくとともに、利用のルールづくりでは、生徒の自主的自発的な活動を促すようにする。

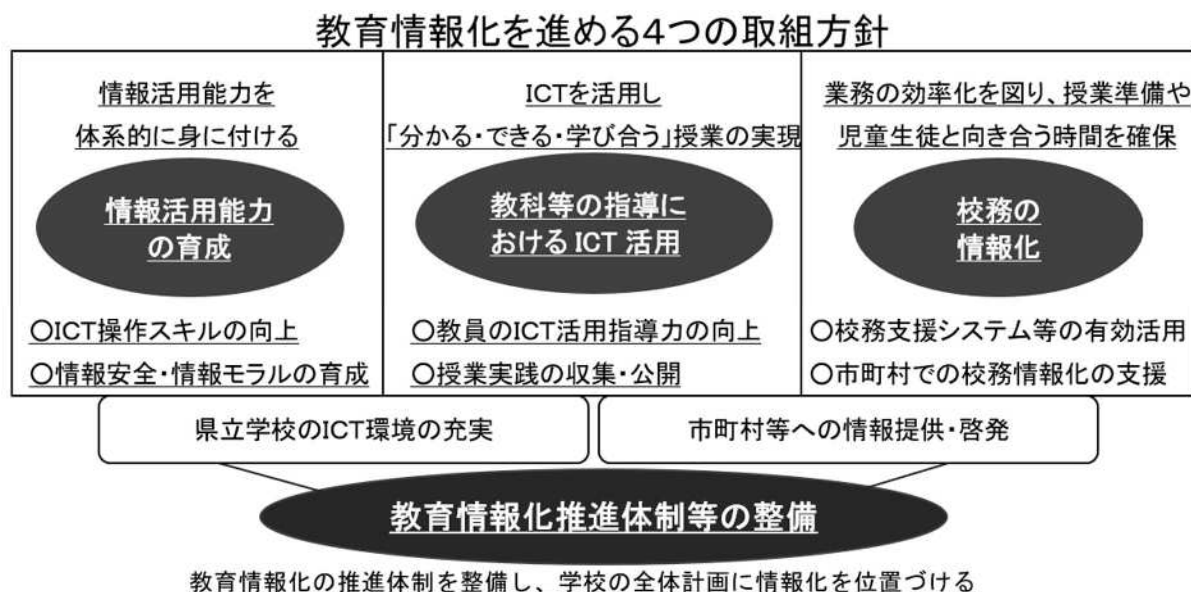
5 本県における教育の情報化

(1) 熊本県教育情報化推進基本方針

本県においては、第3期熊本県教育振興基本計画にて「ICT教育日本一」を目指すこととしており、このICT教育日本一の達成に向けて、令和3年3月、本県の教育情報化の取組の方向性を示した「熊本県教育情報化推進基本方針」を策定した。

この基本方針では、第三者機関の「日本教育工学協会」による「学校情報化認定」を活用して本県の教育の情報化を推進することとし、指標として県及び44市町村が先進地域を取得することを目指している。

また、本県の教育の情報化に当たっては、学校情報化認定の「情報活用能力の育成」「教科等の指導におけるICT活用」「校務の情報化」「情報化推進体制等の整備」の四つの項目に沿った取組を行い、各学校での教育情報化を進めていくこととしている。



(2) くまもとGIGAスクールプロジェクト

熊本県では、令和3年度から、くまもとGIGAスクールプロジェクトを展開し、市町村立学校において教育事務所単位で拠点地域及び中心校を、県立学校において特定推進校を指定し、重点的に教員のICT活用指導力の向上を進めている。各地域の拠点をもとに教育の情報化の横展開を図り、県全体でのICT活用の底上げを行っていく。

令和6年度は、市町村立学校13校、県立学校6校を指定して支援を行い、収集した実践成果を

県内に広く公開することで、県全体の教育情報化を推進している。



タブレットP Cやデジタル教科書等を活用した授業イメージ
(文部科学省「教育の情報化ビジョン」から引用)

(3) 県立学校の校務の情報化について

本県教育委員会は、文部科学省の「先導的教育情報化推進プログラム」事業の委託を受け、平成19年度から平成21年度までの3年間、県立学校5校（熊本西高等学校、宇土高等学校、小川工業高等学校、矢部高等学校、天草支援学校）をモデル校として校務の情報化に関する調査研究事業を実施した。さらに、調査研究の成果を、全県立学校へ普及するとともに、市町村教育委員会とその成果を共有し、校務支援システム（ゆうn e t）の無償提供により市町村立学校における校務情報化の推進を支援することとしている。

校務の情報化の概要及び成果は、次のとおりである。

① 教職員1人1台のコンピュータ整備

平成21年度県立学校に常勤する全教職員にセキュリティと利便性に配慮した統一仕様の校務用コンピュータを配備し、コンピュータやセキュリティ管理に係る学校負担の軽減を図った。

② 校務の見直し

校務分掌や役割分担の在り方について、新しい職の設置や決裁権限を含めて整理するとともに、学校の各種書類について、様式の簡素化や統一化、押印規程の廃止等を検討し、効率的な校務処理体制の構築を推進していく。

③ 校務支援システムの開発・活用

「グループウェア（ゆうn e t）」については、平成21年度から全県立学校で利用を開始し、「教務支援システム」（全県立高等学校）「文書セキュアシステム」（全県立学校）については、平成22年度から利用を開始した。また、市町村への「グループウェア（ゆうn e t）」のシステムの無償提供を行い、市町村立学校の校務情報化の支援を進めている。

(4) 熊本県の学校における情報化の実態

文部科学省が毎年実施している「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」について、令和5年度の調査結果（概要）を以下に示す。

項 目	令和5年度 (確定値)		令和4年度 (確定値)
	熊本県平均値	全国平均値	熊本県平均値
教育用コンピュータ1台当たりの児童生徒数	1.1 台/人 (4 位)	1.1 人/台	0.8 人/台 (2 位)
無線 LAN または移動通信システム (LTE 等) によりインターネット接続を行う普通教室の割合	99.7% (7 位)	98.3%	99.1% (14 位)
インターネット接続率 (通信速度: 1Gbps 以上) (*1)	84.9% (19 位)	81.0%	99.5% (15 位)

普通教室の大型提示装置整備率	97.1% (2 位)	89.6%	95.9% (5 位)
統合型校務支援システム整備率	92.6% (28 位)	91.4%	94.0% (17 位)
教員の ICT 活用指導力 (授業に ICT を活用して指導する能力)	87.1% (5 位)	80.4%	85.7% (4 位)
調査年度中に ICT 活用指導力等研修を受講した教員の割合	83.7% (13 位)	72.0%	72.1% (6 位)

* 1・・・昨年度の確定値は通信速度 100Mbps 以上で算出（今年度 1Gbps 以上）。

※ 参考資料

- 高等学校学習指導要領解説，特別支援学校学習指導要領解説 総則編（文部科学省）
- 高等学校学習指導要領解説 情報編（文部科学省）
- 「教育の情報化ビジョン」（平成 23 年 4 月文部科学省）
- 「教育の情報化に関する手引ー追補版ー」（令和 2 年 6 月文部科学省）
- 「教育の情報化加速化プラン」（平成 28 年 7 月文部科学省）
- 「学校における教育の情報化の実態等に関する調査結果」（令和 6 年 3 月文部科学省）
- 「令和の日本型学校教育」の構築を目指して（中教審答申）（令和 3 年 1 月文部科学省）
- 文部科学省ホームページ <http://www.mext.go.jp/>
- 携帯電話・スマートフォン，SNS の安全利用に関する家庭向け指導資料
（平成 26 年 3 月県教育委員会）
- 熊本県教育情報化基本方針ーICT教育日本一を目指してー（令和 3 年 3 月県教育委員会）
- 熊本県教育委員会情報セキュリティ基本方針
（県教育委員会が作成して各県立学校に配布）
- 熊本県教育委員会教育情報セキュリティ対策基準
（県教育委員会が作成して各県立学校に配布※外部非公開）
- 熊本県教育委員会教育情報セキュリティ実施要領
（県教育委員会が作成して各県立学校に配布※外部非公開）
- 先生と教育行政のための ICT 教育環境整備ハンドブック 2024
（一般社団法人日本教育工学振興会）

第 24 章 視聴覚・学校図書館教育

1 視聴覚教育のねらい

(1) 視聴覚教育の意義

視聴覚教育は、「視聴覚教材・教具を活用して、効果的に学習を成立させる教育」である。視聴覚教材とは学習者に対して提示される教育のための視覚的聴覚的媒体をいい、視聴覚教育の意義としては次のようなものが挙げられる。

ア 学習に注意を集中させることができる。

抽象的なものを映像化することで感覚に訴えることができる。

静止したものを動くものとして提示できる。

視覚教材を音とともに効果的に提示できる。

イ 学習への動機付けに役立ち、学習活動を積極的にする。

感覚に訴える情報は強い印象を与え、興味・関心を高める。

ウ 経験を拡大し、学習の進化や多様化を支援する。

直接的な経験の不足を補い、生徒の学習経験を一層実り多いものにする。

エ 理解や思考を助け、知識や技能の習得を確実なものにする。

言語中心の指導から生じる弊害を少なくすることができる。

オ 記憶をより定着させることができる。

カ 共通の経験を与え、共同の思考を助ける。

個人的な経験の違いから起こる学習上の差を縮められる。

キ 望ましい態度や心情を育成し、実践への意欲を高める。

ク 教師を援助して、指導の能率を高めてくれる。

一人一人の生徒の個性や能力に応じた個別指導を可能にする。

ケ コンピュータを利用して必要な情報を効果的に得て、学習に活用することができる。

情報を獲得・精選・活用するリテラシーを身に付ける。

(2) 学習指導要領と視聴覚教育

高等学校学習指導要領（平成 21 年 3 月）第 1 章総則第 5 款 5 (10)に次のように明記されている。

(10)各教科・科目等の指導に当たっては、生徒が情報モラルを身に付け、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を適切かつ実践的、主体的に活用できるようにするための学習活動を充実するとともに、これらの情報手段に加え視聴覚教材や教育機器などの教材・教具の適切な活用を図ること。

また、高等学校学習指導要領（平成 30 年告示）の中では、第 1 章総則第 3 款 1 (3)に次のように明記されている。

(3) 第 2 款の 2 の (1)に示す情報活用能力の育成を図るため、各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ること。また、各種の統計資料や新聞、視聴覚教材や教育機器などの教材・教具の適切な活用を図ること。

このことから視聴覚教材や教具などの積極的な活用が望まれているといえる。

2 学校図書館の定義

「学校図書館とは、図書、視覚聴覚教育の資料、その他学校教育に必要な資料を収集し、整理し、及び保存し、これを児童又は生徒及び教員の利用に供することによって、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童又は生徒の健全な教養を育成することを目的として設けられる学校の設備をいう。」（学校図書館法第 2 条）

3 学校図書館の設置義務

「学校には、学校図書館を設けなければならない。」（学校図書館法第3条）

4 学校図書館の役割

- (1) 資料の効果的な提供を通して、教育課程の実施・改善に寄与する奉仕機関である。
- (2) 教師や生徒が資料の利用を通して行う研究活動を援助する教育機関である。
- (3) 社会的な経験を与え社会性を涵養するとともに、社会の構成員として必要な社会的態度を養う施設である。
- (4) 学校図書館資料の提供を通して人間形成に奉仕する教育機関である。

5 学校図書館の利用

- 「学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に生かすとともに、生徒の自主的・自発的な学習活動や読書活動を充実すること。」（学習指導要領（平成30年告示）第1章第3款1(6)）
- 学校図書館については、教育課程の展開を支える資料センターの機能を発揮しつつ、①生徒が自ら学ぶ学習・情報センターとしての機能と、②豊かな感性や情操を育む読書センターとしての機能を発揮することが求められる。したがって、学校図書館は、学校の教育活動全般を情報面から支えるものとして、図書その他学校教育に必要な資料やソフトウェア、コンピュータ等情報手段の導入に配慮するとともに、ゆとりのある快適なスペースの確保、校内での協力体制、運営等についての工夫に努めなければならない。これらを司書教諭が中心となってい、生徒や教師の利用に供することによって、学校の教育課程の展開に寄与することができるようにするとともに、生徒の主体的、自律的な学習や読書活動を推進することが求められる。読書は、生徒の知的活動を増進し、人間形成や情操を養う上で重要であり、生徒の望ましい読書習慣の形成を図るため、指導方法の多様化等の工夫をすることが大切である。

このような観点に立って、各教科・科目等において学校図書館を計画的に活用した教育活動の展開に一層努めることが大切である。例えば、国語科や芸術科における各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱いとして、学校図書館を活用することを示すとともに特別活動のホームルーム活動では学校図書館の利用を指導事項として示している。そのほか、地理歴史科や公民科における各科目にわたる内容の取扱いでは、各種の統計、年鑑、白書、画像、新聞、読み物その他の資料に親しみ、活用することを定め、また、理科では「探究活動」や「課題研究」を行うこととされている。さらに、総合的な探究の時間では、調査・研究をはじめとする問題解決的な学習を重視している。

また、コンピュータや情報通信ネットワークの活用により、学校図書館と公立図書館等との連携も可能であり、より活発な調査・研究活動を推進することができる。そのための学校図書館の在り方として、生徒の生活空間に身近で魅力的な場所であることが重要である。

さらに、生涯学習社会に対応するとともに、保護者や地域社会の人々との連携協力を進め、学校図書館を地域に開かれたものにするよう配慮することも必要である。

6 学校図書館の利用指導の目標

- (1) 学校図書館資料を中心として各種資料の活用及び資料自作についての知識、技能、態度を身に付けさせる。
- (2) 高校生としての自主的、創造的な学習態度の確立を目指し、自発的な資料利用の態度を育成する。
- (3) 学校図書館資料の活用を中心とした調査研究の方法を体得させ、問題の自主的発見とその解決の能力を高める。

- (4) 自己教育の場としての学校図書館の機能を理解させ、その活用への意欲を高めることによって生徒の全人的発達を援助する。

7 学校図書館の利用指導について

(1) 時（いつ）

ア 特設時間 イ ホームルーム活動 ウ 教科の時間 エ その他

(2) 人（誰が）

ア 図書部主任 イ 図書部教職員 ウ ホームルーム担任 エ 各教科の担当者

(3) 内容（何を）

ア 学校図書館利用についての基礎的、基本的な内容

イ 知識や情報の検索方法に関する内容

ウ 知識や情報の処理方法に関する内容

8 学校図書館の評価の観点

(1) 建物と設備 (2) 経費と経理 (3) 資料の選択と収集

(4) 組織と運営 (5) 利用指導 (6) 読書指導